

## 動物の愛護及び管理に関する法律に係る省令案（飼養管理基準に係るもの）に対する意見の募集（パブリックコメント）の集計結果

### 1. 実施期間

令和2年10月16日（金）～令和2年11月17日（火）

### 2. 意見提出者数

e-Gov（電子）	郵送	合計（意見提出者数）	延べ提出意見数
3,065	25,947	29,012	168,036

※ 氏名、連絡先が未記載など意見募集要領の要件を満たさない意見は無効とした。なお、延べ提出意見数には一部に同一人物からの重複意見が含まれている。

### 3. 事項別の意見集計結果

提出された意見については、対象事項別に意見概要とその理由を整理し、意見に対する回答を別紙のとおり取りまとめた。省令案の事項別の意見の集計結果は以下のとおりである。

事項	意見の種類数
1. 飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項	46
2. 動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項	48
3. 動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項	26
4. 動物の疾病等に係る措置に関する事項	23
5. 動物の展示又は輸送の方法に関する事項	34
6. 動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖の方法に関する事項	39
7. その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項	53
8. その他の意見（登録基準に関する意見、経過措置に関する意見を含む）	32

※ 事項別の意見については、意見の該当箇所・要約・意見・理由の記載が不適切なもの（要約・意見・理由にそれぞれ別の事項に関する意見が記載されており、整合がとれていないもの等）が多く見られ、各意見の趣旨を尊重して集約を行った結果、事項別意見数の集計が困難となったことから、「意見の種類数」のみを記載している。

※ 全体の傾向として、意見提出様式に同一の意見が記載され、氏名等を署名した意見（基準案を適用しないことや十分な経過措置を求めるもの等）が、郵送により多数（15万件程度）提出され、全体として郵送意見数が多くなったことから、内容の集計等に時間を要した。

#### 4. 提出された意見の傾向

##### ■基準の緩和や適用の除外を求める意見

傾向としては、郵送により、同一の意見が多数の意見提出者から提出されている。（意見の総数は相対的に多い）

意見の例)

- ・ ケージ等の規模について、基準値を定めないこと
- ・ 飼育頭数の上限を緩和すること
- ・ 繁殖年齢の上限を引き上げること、基準値を定めないこと

##### ■基準の強化や追加を求める意見

傾向としては、多岐にわたる意見が e-Gov（電子政府の総合窓口）、郵送等の多様な手段により提出されている。

意見の例)

- ・ ケージ等の規模をより大きくすること
- ・ 一人あたりの飼養頭数をより少なくすること
- ・ 立入検査の頻度や環境管理を強化すること
- ・ 健康診断や疾病の際の対応に係る規定を追加すること
- ・ 展示時間の制限を強化すること
- ・ 繁殖の回数制限を強化すること、帝王切開の回数上限を定めること

##### ■経過措置に対する意見

経過措置については、引退犬猫の適正な取扱いや準備期間の確保の観点から十分な措置を求める意見と、犬猫の状況を直ちに改善すべきとの観点から措置すべきでないとの意見の双方がみられた。

意見の例)

- ・ 十分な経過措置期間を定めること
- ・ 段階的な頭数制限を行うこと
- ・ 経過措置期間を設けないこと

1. 飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項

No.	意見の概要	主な意見の理由	意見に対する回答
1	<p>飼養施設の買い替えが必要なことを考慮し、十分な経過措置期間を設けてください。</p> <p>運動スペース一体型飼養または運動スペース分離型飼養におけるケージ等の規模は、犬種や猫種、あるいは月齢によって、現在、ブリーダーやショップが使用しているケージ等を上回るサイズが必要とされています。該当する既製品の有無も考慮のうえ、製品化ならびに買い替えに必要な期間も十分に考慮してください。</p>	<p>現在でも、ブリーダーやショップでは長年の経験のもと、犬や猫へのストレス等を考慮し、十分な広さを確保し、飼養していると考えています。さらなる動物福祉の向上を目指し、あらたに規定されようとしている飼養施設の規模や構造は、現在、ブリーダーやショップで使用しているケージ等では対応できないケースが想定されます。場合によっては既製品では対応できないケースも考えられます。買い替えなど準備に必要な期間、あるいは現在使用しているケージ等の耐久年数などを考慮し、現実的に対応可能となる十分な経過措置期間が必要と考えます。また、一度に買い替えなければならない場合など、経済的な負担は極めて大きいものとなります。ごく零細規模の事業者が大多数を占める業界です。助成金などの対策は不可欠と考えます。</p>	<p>更新等に一定の準備期間を要すること等を踏まえ、既存の事業者に限って、所要の経過措置を規定することとしています。</p>
2	<p>飼養施設の大規模な工事が必要となってしまうため、その期間に代用の施設が必要になってしまう。また、費用も莫大になるので厳しい。</p>	<p>新たな規定を必ず守らなければいけないとなると、①飼養施設を作る必要性②莫大な修繕費用③工事期間中に代わりに飼養するスペース④上記を準備する時間、これらが必要になってしまう。そうなる本業であるブリーディング業の妨げになり、動物達の十分なケアができなくなってしまう。もっと段階的な規制、具体的に行動可能な範囲でできる規制というものに変えて欲しいと思う。</p>	<p>ケージの更新等に一定の準備期間を要すること等を踏まえ、既存の事業者に限って、所要の経過措置を規定することとしています。</p>
3	<p>ケージのサイズは一定の基準を定めるのではなく、「犬種や、個体それぞれの生活のしやすさ、性格等に合わせたサイズで飼養すること」に変更するよう求めます。</p>	<p>ケージのサイズを決めることによって、ケージを置くスペースばかりが増えてしまい、遊ぶスペースが減っていくとも思いますし、スペースがなくなってしまったことによって、飼養出来なくなる犬猫も出てくるのが予想されます。その行き場のなくなった犬猫の問題も取り上げられている現在のこともふまえて、現実的ではないと考えています。犬種の性格により適したサイズがそれぞれあると思います。狭いところで寝る事を好むこともあります。法改正するなら、犬舎の改善に費用がかかると思います。補助金支給等の救済も必要だと思います。広さではなく、個体による快適さと安全が最重要。</p>	<p>個体ごとに体高と体長が異なることに着目し、現行規定にも定められた日常的な動作を行うために必要な大きさを具体化したものであり、御指摘の趣旨は含まれていると考えます。</p>
4	<p>犬の分離型ケージサイズの基準は、犬の生理や生態、そうした観点を踏まえ作られている既製品の実態も踏まえ、適正な数値としてください。</p> <p>犬の分離型ケージサイズの基準は、縦(体長の2倍以上)を最も重要な基準として、幅(体長の1.5倍)高さ(体高の2倍以上)の2辺については、数値で示されている基準値に近いケージサイズも使用可能としてください。</p>	<p>ケージが大きくても小さくても、犬は体を丸めて寝ています。分離型飼養と考えると、ケージは睡眠・休息・食事をする場所であり、必ずしも高さや幅が必要ではないと考えます。また、犬の体長によっては、この数値基準の大きさを満たすことができる既製品ケージが存在しない場合もあります。縦の長さ(体長の2倍以上)を最優先とし、幅、高さの2辺に関しては、基準値に近いサイズでも使用可能とすべきと考えます。現在一般に市販されているケージの多くは、我々業とする者が使用している物であり長年の経験実績から最適なサイズが考えられた物です。にもかかわらず今回の省令案では、今までの常識とは、かけ離れたサイズになっております。特に大・中型犬に関しては、サイズ・スペースもかなりのサイズになります。サイズスペースの確保にも経済的にもかなりの負担になります。我々は零細業者がほとんどであり今回の省令案は、我々の死活問題でもあります。</p>	<p>閉じ込め型の飼養を防ぐという基本的な考え方のもと、現行規定にも定められた日常的な動作を行うために必要な大きさを具体化したものであるため、基準案は適当なものと考えております。</p>

1. 飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項

No.	意見の概要	主な意見の理由	意見に対する回答
5	運動スペース分離型飼養の場合、生後間もないような幼犬(幼猫)であっても、頭数に含めてケージの規模を決定すると解釈してよいか。もしそうでないなら、文章を修正すべき。	運動スペース一体型飼養を行う場合「ケージ等内が親とその子犬(子猫)のみの場合にあつては、子犬(子猫)はこれを頭数に含めない」という規定があるが、運動スペース分離型飼養については、そのような規定がない。運動スペース分離型飼養の場合、生後間もないような幼犬(幼猫)であっても、頭数に含めてケージの規模を決定すると解釈してよいか。もしそうでないなら、文章を修正すべき。各自治体が統一的な対応を可能にするため。	運動スペース分離型飼養等については、親と同居する場合にあつても、ご指摘のとおり、子犬、子猫についても1頭当たりのケージ等の規模を算定し、その合計面積を確保する必要があります。なお、条文案に不適切な表記があつたため、面積の規定について表現を一部修正することとします。
6	一体型ケージで、子犬、子猫は歩行が可能になった時点で、親と同じ方法で算出をする。	親子であるなら同ケージ内での子供は頭数に含めないとありますが、犬や猫は一度に複数の子供を産むため子供を頭数に含めないという事は実質自然な形で横たわる等の日常の動きができないと思われまふ。	社会化のために、親、兄弟姉妹等とともに飼養又は保管することが必要となつていたりや産子数が事前に把握できないことを考慮したのですが、親と離す段階では、それぞれの体長等に基づく、ケージ等の基準を満たす必要があります。
7	「ケージ等」を「寝床、休息場」「寝床、休息場、運動スペース」とし、寝床、休息場には動物が重要な行動ができる十分な広さ、動物の主たる活動時間内は常時運動できる広さ、重要な行動ができる設備を設置する。	一時的の定義を明確にし、概ね半日以内とすべき。一時的であっても自然な姿勢や動作はできるようにしなければ、保管ではなく拘束になる。案のケージ等の規模はほぼ動物の大きさと同じであり(頭、尾など含め)、運動は全くできず、動物の心身の健康を維持するには不十分なサイズであるため、動物の活動時間は常時運動スペースが利用できる必要がある。常時十分な運動や休息ができないという事は、動物を拘束する事であり、虐待と取れるから。	ケージ等の規模は閉じ込め型の飼養を防ぐという基本的な考え方にに基づき、現行規定にも定められた日常的な動作を行うために必要な大きさを具体化したものです。ケージ等内に必要な設備等については、今後、基準の運用に向けて策定を予定している「基準の解説書(仮称)」等の中で整理していきたいと考えています。
8	「飼養期間が長期間にわたる場合」について、具体的な時間、日数を示すべきである。	「長期間」がどの程度なのかを明確に示さなければ、事業者は運動スペース一体型飼養等又は運動スペース分離型飼養等を満たすケージ等を用意する必要があるのかどうか、判断できない。また、行政側も指導や行政処分を行うことはできない。ペットショップで仕入れた犬猫が数日で販売される場合や、ペットホテルにおける数日の預かり、一時的に展示する犬猫等、どこまでが長期間に該当するのか明確にする必要があるため。長期間の解釈が各々で違つたと数日間全く運動出来ないなどの事案が発生し運動不足やストレスを与える恐れがあるため。	飼養期間が長期間にわたる場合として、例えば、ブリーダーのもとにいる繁殖犬猫やペットショップで販売のために展示される犬猫等を想定しています。一方、ペットホテルにおける数日の預かりやトリミングのために短時間の保管をする場合等は該当しないものと想定しています。今後、基準の運用に向けて策定を予定している「基準の解説書(仮称)」等の中で整理していきたいと考えています。
9	飼養期間が「長期間にわたる場合」を「[24時間以上/半日以上]にわたる場合」に修正	走る等の運動は日常的に必要。「飼養期間が長期間」という曖昧さは、各自の判断に任せ自治体が介入出来ない指標であり、実質ケージ内から出さなくてもいい理由としてしまう可能性がある。動物にとって行動する事は至極日常な事である。「長期間」という表現ではそれぞれの感覚に任せしてしまうことになる。	8の回答と同じ。

1. 飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項

No.	意見の概要	主な意見の理由	意見に対する回答
10	「飼養期間が長期間にわたる場合にあっては」を除外して下さい。	飼養期間が短期間であっても走る等の運動が必要です。この文言がある限りペットショップのバックヤードで狭い場所に閉じ込められる劣悪環境は改善されません。	御意見のようなペットショップでの飼養は、「飼養期間が長期間にわたる場合」として、運動スペースの確保が必要になると考えます。
11	犬のケージは縦の長さを体長の3倍以上、横を2倍以上、高さを体高の3倍以上とし、猫は縦を体長の2.5倍以上とする。	犬猫が壁にぶつからずに自然な行動を取り、排せつ場所と分けられるようにする。 ケージ内での食事、排泄、睡眠に必要なスペースを確保するため。	閉じ込め型の飼養を防ぐという基本的な考え方のもと、日常的な動作を行うために必要な大きさを具体化したものであるため、基準案は適当なものと考えております。
12	猫のケージは体長の3倍以上、横の長さが体長の3倍以上及び高さが体高の6倍以上としてください。	現在の数値では狭すぎて動物は快適に過ごす事が出来ません。動物は物ではありません。人間に置き換えると虐待と言われるサイズだと思います。運動施設が別にあったとしてもその限られた時間だけでは猫達には足りないの上下運動をしっかりと出来るスペースが必要だと思います。	11の回答と同じ。
13	犬のケージは縦の長さが体長の5倍以上、横の長さが体長の5倍以上とする。	犬の意思で自由に動けるサイズが必要	11の回答と同じ。
14	犬のケージ等の高さは天井まで若しくは天井板を設けない。	体高(地面からキ甲部までの垂直距離)は、頭部や後ろ脚が含まれていないことから、体高の2倍では立ち上がる若しくは跳躍するなどの日常的な動作ができないため、天井板を設けないことを要望する。	11の回答と同じ。
15	犬のケージは体高3倍以上の高さ、又は天井板なしとする。	立ち上がりや跳躍など日常的動作ができませんので体高の3倍以上又は天井板を設置しない。日常動作ができる数値にすることにより健康な体調を維持できるから2倍の高さでは、ほとんど動くことができません。犬は基本的に活発に動き回る動物ですし、一日3時間運動に出すとしても、基本2倍の高さのケージで生活をするのには支障が出ると思います。性格的にも人懐っこい動物のため、ケージに入れっぱなしになってしまうのは、虐待に近いのではと思います。	11の回答と同じ。
16	犬のケージは体高の2.5倍以上にする。	犬が前肢をあげて後肢で立ち上がったとき、前肢の先端が上端に届かない高さが必要で、2倍では高さ不足になってしまう犬もいると思います。	11の回答と同じ。
17	小型犬5kg未満で0.54㎡のスペースを設ける。高さは後ろ足で立ち上がった時頭がぶつからない。広さは向きを変える時に壁に体が当たらない。中・大型犬についても上記を考えた数を決める。	小型犬でペットシートレギュラーサイズ2枚分のスペースが最低必要と思います。イギリスのブリーダーへのガイドランスには5kg未満4㎡(最小面積)となっています。推定7才でレスキューされた元繁殖犬の我が子は、筋肉がほとんどなく立つこともできませんでした。背骨も曲がり、皮膚の状態は黒くなったりかさぶただけでした。母体の健康を守れません。	11の回答と同じ。
18	高さは体高ではなく各個体の地面から頭までの高さを基準とする。	首から上の長さは犬種や個体によって変わるため、体高を基準にするとう窮屈になってしまう場合があるため。	11の回答と同じ。

1. 飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項

No.	意見の概要	主な意見の理由	意見に対する回答
19	<p>犬にあっては、1頭当たりのケージ等の規模の規定は単独で飼育する場合の最低基準を想定しているのではないかと考えられます。複数頭飼育で特に大型の使役犬等にとっては犬舎等での立ち上がり行動は非常に危険です。股関節や膝関節を傷めたり、靭帯を損傷することもあります。又、中途半端に広いケージは回転行動等の問題のきっかけになることが多いです。それらの行動から尾等を負傷した場合、自傷行動に発展する可能性も多々あります。問題の無い個体も多くありますが、飼育する上で重要なのは問題が起こらないように対処することであり、全ての犬を同条件で規制するのではなく幅を持たせた管理基準が必要ではないでしょうか。また、犬猫は本能的に狭い所で寝る事に安心感を得る傾向にあります。適切なサイズの長さは体長の1.5～2倍以上、幅0.8～1.5倍以上、高さ1.2～2倍以上とするべきです。或いは特例事項を設けるべきです。又、健康体の犬にとって天井の無いゲージ等は逃走の等の危険もある。</p>	<p>訓練所の経営者として先代から含め約60年間の経験として使役犬等活発な犬を広い犬舎で管理すると怪我や身体を傷める犬が多発する事から犬に合わせ徐々に狭い環境でも飼育できるよう環境を工夫してきました。そもそも犬により適性のサイズは違うはずです。</p>	<p>閉じ込め型の飼養を防ぐという基本的な考え方のもと、日常的な動作を行うために必要な大きさを具体化したものであるため、基準案は適当なものと考えております。なお、逸走を防止する構造や強度にすることについても基準省令に定めており、天井の無いケージ等で飼養する場合等については、高さの数値基準を満たすだけでなく、十分な措置が必要となります。</p>
20	<p>犬のケージに高さ体高の2倍までは必要ない。</p>	<p>体高2倍もある高さでは後ろ足だけで立つ子が出てきます。これでは飛節の故障につながります。4本足の生き物ですので4つ足で立って頭が天井に着かない高さがあれば十分です。          中型犬シェットランドシープドッグ(通称シェルティ)を飼養しています。シェルティの標準体型(犬種標準)では体高33～40.5cm。現在使用しているケージの高さ49cm。これは一般的な中型犬用ケージの高さに当たります。この環境で40年飼養してきていますが、このケージが原因でストレスが現れたことはありません。以上の事より、今の環境でも十分な高さが確保されていると考えます。勿論、このケージの中で一日中閉じ込めているわけではありませんが、ケージにいる時は立った状態にいるのは僅かで、殆どが座る。寝る。状態です。ご飯を食べる時も下を向くので、高さは必要ありません。逆に高さが高すぎるケージに飼養すると、中で暴れた場合に怪我をするリスクが高まります。ジャンプをし、着地時に足を痛めることが考えられます。また、子犬時より広すぎるケージで飼われた犬は通常の遺伝情報に基づく大きさよりも大きくなる傾向があります。広すぎるスペースで育つと体も自然に大きくなる傾向です。これは以前、獣医からお聞きした話であり、実際にお話を伺った獣医の同僚の獣医も認めている事実です。私には今使用しているケージ(高さ49cm)であれば、高さの問題はないと考えます。</p>	<p>11の回答と同じ。</p>

1. 飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項

No.	意見の概要	主な意見の理由	意見に対する回答
21	<p>猫の運動スペース一体型飼養のケージの床面積は運動スペース分離型飼養ケージの床面積の4倍あるいは6倍に、高さは170cmにするべきである。この項目で「子猫」とみなす月齢を明示する。</p>	<p>商用目的の動物であろうがペットとして飼われる動物であろうが、動物としての自由を保証することが必要である。猫の行動的自由を保証するため、またこの項目で「子猫」とみなす月齢を明示するため、「2猫にあっては、1頭当たり(同一のケージ等内で親とその生後1ヶ月未満の子猫のみを飼養又は保管する場合にあっては、子猫はこれを頭数に含めない。)のケージ等の規模は、1頭当たりの床面積が運動スペース分離型飼養等を行う場合のケージ等の床面積の4倍(複数の個体を同一のケージ等内で飼養又は保管をする場合は6倍以上及び高さは170cm以上)とするとともに、ケージ等内に2以上の棚を設けることにより、当該ケージ等を3段以上の構造とすること。」とするべきである。猫が歩いたり飛んだり走ったり、最低限の運動をするのに十分なスペースを確保することは、猫の行動の自由を保証するために飼養者が果たすべき責任と考える。</p>	<p>閉じ込め型の飼養を防ぐという基本的な考え方のもと、運動を行うために必要な広さと高さを具体化したものであるため、基準案は適当なものと考えております。 なお、子猫については、社会化の必要性等も踏まえ、親と離す段階では、それぞれの体長等に基づく、ケージ等の基準を満たす必要があることから、月齢で一律に定めていません。</p>
22	<p>猫のケージについて、日本での現実を考慮して90-60-120センチの日本で市販されているケージの容積648,000立方センチメートルを意見として提出する[縦90cm以上、横60cm以上、最低の高さが90cm以上/縦50cm以上、横80cm以上、最低の高さ90cm以上]。棚をキャットタワーや段差等に代え基準を満たせるよう要望する。</p>	<p>環境省案では市販されているケージがなく、動物愛護団体の運営が難しくなる。ケージを利用しなければならない場合に市販されているものがないというのは規制として大問題だ。現状のケージでも猫にとって問題のない大きさのものは利用できるようにするべきだ。猫は体の大きさの差は犬にくらべて小さく、例えばメインクーンとロシアンブルーでは跳躍力に差はなく、ケージの大きさは猫は同一で問題がない。アメリカにある世界最大の愛猫血統登録協会The Cat Fanciers Association, Inc(CFA)でもケージの最小サイズは全猫種同一であり、容積849505立方センチメートルと定められている。</p>	<p>閉じ込め型の飼養を防ぐという基本的な考え方のもと、運動を行うために必要な広さと高さを具体化したものであるため、基準案は適当なものと考えております。</p>
23	<p>猫のケージは[170cm以上/170cm~180cm/180cm/体高7倍]以上の高さが必要。棚板を3枚設置する。</p>	<p>高い場所を好み上下運動が猫の習性に重要な事から出産・授乳期以外は170cm以上の高さが必要である。ヒト以外の高等動物においても痛点的存在が科学的に示されている。正常な行動を行う自由にも反している。</p>	<p>閉じ込め型の飼養を防ぐという基本的な考え方のもと、上下運動を行うために必要な高さを具体化したものであるため、基準案は適当なものと考えております。</p>
24	<p>猫のケージの高さは120cm程度~180cm以上とするとともに、2段以上の棚板を設ける中型ケージ(120cm程度)若しくは、3段以上の棚板を設ける大型ケージ(180cm程度)とする。</p>	<p>猫の平均体高は23cm~25cmであることから体高の3倍だと75cm程度で犬用の一段ケージにしか過ぎない。高い場所を好む猫の習性を考慮し、出産・授乳期以外120cm~180cmは必要。</p>	<p>23の回答と同じ。</p>
25	<p>猫のケージの高さは[100 cm/120cm/体高4倍]以上に変更希望。</p>	<p>平均体高(25-30cm)の5倍は飛ぶため。猫の平均体高を約25cmとすると、ケージの高さは「体高の3倍以上」といっても75cm程度で、上下運動が必要な猫にとっては低い。市販の猫用ケージのサイズからしても100cm以上の高さは必要である。</p>	<p>23の回答と同じ。</p>

1. 飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項

No.	意見の概要	主な意見の理由	意見に対する回答
26	<p>子育て中の猫を考慮し、安全なケージにしてください。猫の場合、子育て中にケージ内に柵を設けてしまうと新生児を啜えて柵に上がってしまう親猫もいます。新生児を啜えての上下運動の際の事故や、柵に上げられた仔猫が落下してしまうなどの事故もおきかねません。育児中のケージの高さや柵については、限定的な措置をとっていただきたいです。</p>	<p>母猫は出産時に仔猫についた羊水や血を舐めて綺麗にしてあげますが、どうしても仔猫に血などの匂いが残ってしまいます。その匂いを嗅ぎつけて外敵に襲われる可能性があるため、本能的に子猫を啜えて子育て場所を変えようとする習性があるのです。室内で飼育され安全を確保された場所でも本能的な習性があるため、仔猫を啜えて場所を移動しようとする親猫はたくさんいますので、柵がある事はとても危険な子育てスペースとなります。</p>	<p>御指摘の猫の出産前後等、特別な管理が必要な場合は、「特別な事情がある場合」に該当すると考えられ、合理的な範囲で基準に定めたケージ等の規模が適用されない場合があり得ると考えます。ただし、客観的に特別な事情が判断可能であり、適切な管理下におかれているものに限られます。今後、基準の運用に向けて策定を予定している「基準の解説書(仮称)」等の中で整理していきたいと考えています。</p>
27	<p>運動スペースを広げて下さい。(5kg未満の小型犬で、4㎡以上のスペースを設けること。高さは2mとする。)</p>	<p>1日のうち3時間しか自由にできないのに、運動できない小さなスペースでは意味がないと考えます。走れる、ジャンプができる、他の犬とじゃれ合えるそれが運動に当たると考えます。一定方向に10歩位歩ける空間なら何年もいても健康にいられますか?私は健康ではいられないと思います。</p>	<p>閉じ込め型の飼養を防ぐという基本的な考え方のもと、運動を行うために必要な大きさを具体化したものであるため、基準案は適当なものと考えております。</p>
28	<p>犬の運動スペースに関するこまかい文言を決めて下さい。また、管理基準を設けて下さい。</p>	<p>運動スペース一体型飼養等のケージ以上の広さを有するという文言のみでは不十分。犬の頭数や大きさによって広さを明記するべき。運動のみならず日光にあて犬の心身ともに安心・安全である時間をとること。またどのようにその場所や時間を管理するのかを明記。元来犬は野山を自由にかけまわり、犬種によっては十分な運動をさせないとストレスがたまったり、心身共に健康な状態を保つことができない。ケージに入ったままで、足がまがり、きちんと歩けなくなってしまう子もいます。そのような不幸な子を作らないためにしっかりとした案で犬の命を守るようにして下さい。</p>	<p>運動スペースの規模は、運動スペース一体型飼養等のケージ以上の広さと規定することで、頭数や大きさに応じて具体的な規模が定められることとなります。御指摘の管理の方法も含め、今後の基準の運用に向けて策定を予定している「基準の解説書(仮称)」等の中でわかりやすく示していきたいと考えています。</p>
29	<p>運動スペースの面積算定時、タンスや机などの障害物を除いた実際に動き回れるスペースのみとするのか。単に図面上の面積だけでは、運動スペース内に設置した固定の設備の領域が大きければ運動できるスペースが狭くなってしまいます。障害物を考慮したスペースの具体的な算定方法は明示すべき。</p>	<p>自宅を飼養施設として登録している事業者は、リビングなどが運動スペース(分離にしろ一体型にしろ)として利用されることが多い。リビングには家具や家電が設置してあり、床面スペースが十分確保されていないケースも見受けられるため。</p>	<p>運動スペースの定義上、障害物を除いた、実際に動き回れる範囲と考えます。その上で、その算定については、現地の状況に応じて行うものと考えます。</p>
30	<p>犬猫ともに飼養設備の構造は運動スペース一体型のみとするべき。(分離型は採用しない。)</p>	<p>運動スペースに出されているか確認する事ができない為実行性がない。よって分離型では長期間運動スペースのない環境で飼養される可能性がある。一体型のみであれば犬猫の意思で運動や休息がとれる。運動スペース分離型のケージでは、長期にわたる生活に適す大きさではありません。初めから少しでも広い場所で生活させることの方が、現実性があります。議連案で出された、1頭を基準とした「ケージ内に必要な設備から導き出す場合」にある体長、体高から算定した空間の中に寝床、食事場、排泄場、運動スペースは、設けていただきたいです。最低でも7時間は犬猫が自由に運動したり寝床を行き来できる様に快適に過ごせる事が基本(不快からの自由)。</p>	<p>分離型飼養等における運動スペースの規模は、閉じ込め型の飼養を防ぐという基本的な考え方に基づき、現行規定にも定められた、走る等の運動ができるより一層の広さ、空間を具体化したものです。また、常時運動の用に供することができることも基準に定め、適正な飼養管理を確保することとしています。</p>



1. 飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項

No.	意見の概要	主な意見の理由	意見に対する回答
31	1つのケージ内に親子以外の複数飼養を禁止とする。同一ケージ内での複数飼養・保管の禁止。	面積を共有するのだから一頭当たりの面積が狭くなる訳ではないとの説明があったが、その面積に2頭入ると1頭当たりの面積が著しく狭くなり、また逃げ場のない同じケージの中で閉じ込め飼育になることから、相性が悪い若しくは性格の違いから相互にストレスがかかるため1頭飼養を要望する。複数で飼養(親子以外)すると相性が合わない場合、喧嘩にもなり危険です。親子以外は一緒にさせない事。ケンカをして失明したケースがあります。	ケージ等の面積に関する基準は、社会化のために、親、兄弟姉妹等とともに飼養又は保管することも必要となっていること、犬が社会性を有する動物であることなども踏まえ、複数個体を飼養することも想定して、一頭当たりの利用可能な面積を考慮して定めたものとしています。また、同一ケージ等内に入れる動物の組み合わせを考慮し、過度な動物間の闘争等が発生することを避けることを規定しています。
32	一般的なペットホテルでは、大型犬のケージスペースが確保できません。3時間以上の運動も健康を害する恐れもあり、大型犬を預けられる施設がほとんど無くなります。実態もふまえ、適正な数値としてください。保管業の場合は、通常の飼養管理とは異なる適正なサイズ、運動時間に見直すべきです。	大型犬の場合、分離型でのケージサイズ1.31平米でおおよそ1枚分、一体型ですと7.84平米でおおよそ5畳と、普通に人の一部屋分となります。このスペースを既存の店舗内に確保する事はよほどの大型店舗でも難しいと思います。また、確保できたとしても常に稼働しているわけではない5畳ものスペースを確保しておく事は非効率だと考える施設が多いと思います。3時間以上の運動についても、お預かり中の犬の健康を害する危険をおかしてまで行おうとする保管業者はほとんどいないと思います。したがって、大型犬を預けられる施設がなくなり、大型犬を飼養されている飼い主の皆様は大変困った事になります。小型、中型、猫も同様の現象が起こり得ます。	ケージ等の大きさは、日常的な動作を行うために必要な大きさを具体化したものと考えています。なお、保管業のうち、ペットホテルやペットサロン等における短時間の保管等においては、「飼養期間が長期間にわたる場合」には該当しないため、運動スペースの確保や3時間以上の運動については、必ずしも必須ではないと考えています。
33	「動物を一時的に保管する」場合の具体的な時間、日数等を示すべきである。	「動物を一時的に保管する」行為に該当するのが何時間なのか、何日なのか明確に示さなければ、事業者は基準を満たすケージを用意する必要があるのかどうか、判断できない。また、行政側も指導や行政処分を行うことはできない。そのため、明確な数字を示すべきである。なお、複数個所で「一時的」という文言が用いられているが、同様に具体的な時間、日数等を示すべきである。特に保管業においては、トリミングのための数時間の一時預かりやペットホテルでは、飼い主から預かったバリケン等のまま保管していたり、サークル等で保管していることもある。事業者が「一時的」に預かっているだけであると主張されれば、基準が適用されなくなる可能性がある。また、販売業者がブリーダーから動物を仕入れて、販売に供するまでの期間「販売に供するために保管」する行為等様々な解釈が可能である。そのため、これらが一時的に保管する行為に該当するかは明確にする必要がある。トリミングサロンの預かりの実態はペットホテルとは大きく異なります。トリミングサロンにおける一時預かりは、お客様から犬を預かりグルーミングやトリミングを行った後、お客様がお迎えに来られるまでの、本当にわずかな時間である場合が一般的です。また、お預かりする際には、犬が落ち着けるように、お客様がお持ちになられたクレートを利用する場合があります。ケージ等の規模に関する規定から、トリミングサロンにおける一時預かりを除外すべきと考えます。	一時的かどうかについては、それぞれの規定の内容を踏まえて、保管する期間とそこに置かれた個体の状態等に基づき総合的な判断が必要となると考えられます。例えば、同じ保管業であっても、トリミングのための数時間の一時預かりは一時的なものと考えられますが、長期旅行のために数週間～数ヶ月に渡ってペットホテルで預かるような場合は一時的とは考えられないものと想定されます。また、例えばペットショップで販売開始後すぐに販売されるような場合もあり得ますが、もし数時間であったとしても、店舗にいる期間が事前にわからないため、一時的とは考えられないものと想定されます。御意見は今後の運用の参考にまいります。

1. 飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項

No.	意見の概要	主な意見の理由	意見に対する回答
34	一時的な保管であっても常時飲水可能にする。いつでも水が自由に飲める環境にする。	自由な飲水は常時必要です。ケージに入れられた状態では、自由に水を飲む事が出来ないため、水がいつでも飲める環境にするべきです。	「7.その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項」に、「清潔な給水を常時確保すること」を規定しています。
35	習性に応じて、排せつ用スペースを設けることを追加。トイレの設置を規定。	決まった場所に排せつする動物への配慮が必要。排せつ場所と分けられるようにするため、トイレスペースがなければケージ内が糞尿まみれになる。	ケージ等内に必要な設備等については、今後、基準の運用に向けて策定を予定している「基準の解説書(仮称)」等の中で整理していきたいと考えています。
36	同一ケージ等内で親子を飼養する場合、子犬、猫の年齢を制限、もしくは子犬、猫の繁殖可能年齢とされる6ヶ月までに避妊、去勢手術をする。	同一ケージ等内で複数の飼養する場合は繁殖を避ける為にも避妊、去勢手術が必要。	社会化のために、親、兄弟姉妹等とともに飼養又は保管することも必要となっていること、犬が社会性を有する動物であることなども踏まえた規定となっています。御指摘の近親交配については、遺伝的疾患等を生じさせるおそれがある組み合わせでの繁殖をしてはならないこととされています。
37	猫は生後4ヶ月で妊娠が可能で親子・兄妹での近親交配を避ける為、生後2ヶ月になったら、別々のケージで飼養する。	猫は生後4ヶ月で妊娠が可能で、近親交配から生まれる子猫は先天性異常をもっている場合が多いので。	
38	床材として金網を使用することを禁止してください。「(犬又は猫の四肢の肉球が痛まないように管理されている場合を除く。)」を削除してください。	金網の上に毛布等を敷いたとしても、毛布の位置がずれてしまった場合、金網に肉球が食い込む恐れがあります。金網の床に敷物を敷いても、厚さが十分でなかったり、ずれたりするので、肉球がはさまるリスクがあります。ペット吸水シート等、何かを敷く対策の場合、敷いた物がめくれる、外れる事も起こり得る為、爪の引っかかりによる怪我のリスクが避けられず危険です。悪質業者にあっては、糞尿の清掃を簡略化するために金網を床材としている。	四肢の肉球が傷むことを防ぐ趣旨となっており、御指摘のような敷物がずれたり、めくれたりしているような場合は、肉球が傷まないように管理されているとは見なされないと考えており、御意見の趣旨は含まれているものと考えています。
39	床が網目にならないよう、床は全体的に底が見えないようにするべきである。	小型犬は少しのすき間でも足を取られ骨折やケガ、骨が変形してしまう。	38の回答と同じ。

1. 飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項

No.	意見の概要	主な意見の理由	意見に対する回答
40	<p>「錆、割れ、破れ等の破損がないものとする」と「(犬又は猫が傷害を受ける及び脱走等のおそれがないように適切に管理されている場合を除く。)」と追記すべきです。または「錆」の前文に、「犬又は猫が傷害を受ける又は脱走等のおそれがあるような著しい」を追記すべきです。</p>	<p>1、錆に関して                      錆は、材質が大気中の成分や水道水、消毒液等により酸化作用の影響を受け発生し材質を腐食しますが、錆自体が「酸化皮膜」として材質を「保護」する良い役割もあります。感染症対策や、衛生管理の為の消毒液は強力な酸化力により効力を得ています。また、どれだけの量の錆が犬又は猫に有害であるか科学的エビデンス(数値・データ)が示されておりません。                      2、割れ・破れに関して                      こちらも健康に害を及ぼす程度の科学的エビデンス(数値・データ)が示されておりません。割れ、破れ箇所は補修可能な素材もございます。補修すれば再利用可能ですし、適切に管理されているならば、犬又は猫の身体的、精神的健康を損なう事実は実務経験上ございません。                      上記1、2の理由で、この条文は実務からかけ離れた非現実的内容ではないでしょうか？設備が古くても補修しながら愛情を込めてふれあい、生体管理をし、素敵な犬又は猫を育て上げている方もいらっしゃいます。人間側の見栄えによる主観ではなく、地球環境の事も鑑みて、フードロス問題同様に設備をすぐ使い捨てる「利用可能設備ロス問題」が生じない様に、古き良き日本の「もったいない精神」を尊重し、上記意見1または2の文章の追記をご再考お願い申し上げたいと存じます。</p>	<p>傷害等を受けるおそれがある不適切な構造を具体化したものであり、御指摘のように適切な補修が行われている場合は当該規定の「錆、割れ、破れ等の破損」には含まれないと考えます。</p>
41	<p>飼養期間の長短関係なく、遊具等の設備は必要である。</p>	<p>動物も人間と同じで、ストレスがたまるので遊具等、休息のできる設備は必要です。</p>	<p>7の回答と同じ。</p>
42	<p>草地であっても残さ、汚物等は適切に処理を行って欲しい。</p>	<p>草地で処理しなくても良いと言うことになれば不潔であり動物の健康をおびやかす原因になる可能性があるため。</p>	<p>当該規定は、犬猫以外を含む動物全般に係る規定であり、また、草地における尿の処理等が困難なことも踏まえた規定ですが、御意見は今後の運用の参考にしてまいります。</p>
43	<p>運動スペースについてケージ等の床面積に対する比率で決められている。これは人が何もしないことが前提の規定と思われる。運動時に人がそこで関わるかどうか、或いは床の素材等による違い等が考慮されていない。今回の改正以外の所にもかかわるが運動時間、面積、場所、その組み合わせや年齢によりさまざまに変化すべきものである。</p>	<p>犬の飼育に於いて人とのコミュニケーションが時間ではなく内容が重要であるのと同じく、運動についても面積ではなくその内容であるべき。面積だけ確保して精神的な関りがない管理は犬の精神的崩壊をもたらす。環境省のすべきことは社会全体の動物と係るコミュニティー不足を解消すること(公共のドッグランや犬と共働できるエリア作成)の推進等が先決だと思うがどうか。長年「犬は繋いで飼いましょう」「1.2mの鎖に係留して飼育しなければならない」とした施策の失敗の反省がない。制限をかける事はイタチごっこにしかならない。</p>	<p>「7.その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項」において、「散歩、遊具を用いた活動等を通じて、犬又は猫との触れ合いを毎日、行うこと。」や「1日当たり3時間以上運動スペース内で自由に運動することができる状態に置くこと。」を規定しており、同規定も踏まえた上での運動スペースの面積となります。</p>

1. 飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項

No.	意見の概要	主な意見の理由	意見に対する回答
44	<p>運動スペース分離型飼養等、運動場に関して運動場は屋内のみに設置する必要があるのか、屋外に設置する場合があっても認められるのか、明確にすべきである。</p>	<p>運動スペース一体型飼養等を満たすケージ等や、運動スペース分離型飼養等のケージや運動場の基準を満たすためには相当な広さを確保する必要がある。現状でも、運動場を屋外に設置している事業者も多く存在すると思われる。そのため、運動場の設置場所について明確にする必要がある。運動スペースも温度及び湿度管理が必要になると思われる。ケージ等及び訓練場は屋内に限るものと思料されるが、運動場について屋内に限るような記載はない。そのため、事業者が運動場の設置場所について判断でき、行政側も指導できるようにするため、屋内に限るのか、屋外でも認められるのか、明確にすべきである。常設でなければならぬのか、それとも運動させるときにサークル等で運動スペースを作ればいいのか。</p>	<p>運動場の設置場所は屋内に限定していません。</p>
45	<p>ケージなどの規模を第二種動物取扱業者にも準用するにあたって、第二種動物取扱業者に支援をしていただきたい。犬や猫のケージが良心的な大きさになったことは喜ばしいですが、第二種動物取扱業者(動物愛護団体)にも準用していくにあたっては、支援が必要ではないでしょうか。動物愛護団体やボランティアには、公的な援助はなく、本業で収入を得たり、私財を投じたりして、保護・譲渡活動や運営を行っています。愛護センターもありますが、保護数が収容スペースを上回る自治体が殆どです。良心的な愛護団体でボランティアをしましたが、このスペースを確保するとすると、今と同じ数の犬猫を保護できなくなるでしょう。</p>	<p>殺処分が減ってきている背景には、動物愛護団体の苦しい運営の中での保護・譲渡活動もあります。後継など様々な問題も抱えています。国や自治体が、愛護団体に助成金を出していただきたいです。あるいは建物(廃校など)を用意していただくなどして、民間が寄付などで運営する公設民営のシェルターの設置が必要ではないでしょうか。予想される、良心的でないブリーダーなどの廃業と、放棄される動物のセーフティーネットにもなります。また、重病や怪我を負った犬・猫は殺処分の対象になりやすいですが、高齢の犬猫とあわせて終生飼養をしていく施設としても必要だと考えます。</p>	<p>ケージの更新等に一定の準備期間を要すること等を踏まえ、既存の事業者に限って、所要の経過措置を規定することとしています。犬猫の適正飼養を推進しつつ、殺処分の減少を図っていくことは重要であり、引取り数の減少や適正な譲渡の促進に向けた環境整備を進めてまいります。</p>
46	<p>建物の部屋を、「ケージ」として扱い、複数頭飼養する場合は、複数頭飼養する「ケージ(部屋)」の他に、病気や疾病に備えて個別管理するためのケージを用意するよう義務付ける必要がある。</p>	<p>個人ブリーダーが家庭飼育している犬猫や猫カフェ等のように、基本的には室内で放し飼いにされている犬猫の場合、飼養している部屋そのものをケージとみなし「運動スペース一体型飼養」を行っていると解釈される可能性がある。その場合であっても、複数頭飼養する場合は、必要に応じて個別管理するための別のケージを備え付けさせるべきである。</p>	<p>個別の飼養状況に応じた具体的な管理方法等については、それぞれの状況に応じて判断、指導等が行われると考えておりますが、御意見は今後の運用の参考にしてまいります。</p>

2. 動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項

No.	意見の概要	主な意見の理由	意見に対する回答
1	「勤務延時間数の総数」や「時間数」は、1日あたりと理解して良いか。明記すべき。	一日あたりなのか、月あたりの時間数なのか明記しなければ計算に誤差が生じる。明確にならないと自治体ごとに判断がバラバラになるため。	時間数の算出方法は、今後基準の運用に向けて策定を予定している「基準の解説書(仮称)」等の中で整理していきたいと考えています。なお、員数に関する事項の遵守状況の指導監督の際は、原則として1週間の単位で確認する運用を考えています。
2	常勤の勤務すべき時間数は少なくとも5時間以上とすること。	常勤の職員が短い時間の勤務である場合、職員を短時間で雇用すればいくらかでも犬猫の数を増やしてしまうので規制の意味がない。少なくとも常勤を5時間以上にするべきである。	員数に関する基準の遵守状況は、原則として1週間の単位で確認する運用を考えており、この際、動物取扱業の業形態は、週末だけ営業する保管業など様々であり、「常勤の職員が勤務すべき時間数」を一律に定めることは困難です。「常勤の職員が勤務すべき時間数」は事業者がそれぞれ定めることとなりますが、動物の世話に充てる適切な時間数が確保される必要があり、御意見は、今後の基準の運用に向けて、策定を予定している「基準の解説書(仮称)」等の中で整理していきたいと考えています。
3	常勤職員及び非常勤職員の所定労働時間を一日8時間・週40時間と想定して職員数を算出すること。	・検討会取りまとめ報告では、職員一人当たりの飼養頭数を試算した根拠は1日8時間労働を標準とし算出されている。 ・常勤の従業員が勤務すべき時間は、事業者が自由に決める事ができる。 ・労働基準法では、法定労働時間の上限を1日/8時間、週/40時間としているが、下限はない。	2の回答と同じ。
4	「常勤の職員以外の職員の勤務延時間の総数」を「常勤の職員の労働時間を1日8時間と想定した時間で除いた数値」を職員数として下さい。	基準案では8時間労働を標準とし、1頭あたりの平均作業時間を想定して1人当たりの頭数を算出しています。よって除数を8時間にしないと矛盾が生じて正しい飼養頭数を導き出せません。	8時間労働を標準としたのは、動物の世話をする従業者の1日の労働時間の一つの指標として用いたものであり、基準省令はこれらを勘案しつつ、労働基準法関連法令との整合も踏まえ条文化したものです。なお、時間数の算出方法は、今後基準の運用に向けて策定を予定している「基準の解説書(仮称)」等の中で整理していきたいと考えています。
5	常勤以外の職員数の算出方法に関して、「勤務延時間数の総数」、「常勤の職員が勤務すべき時間数」について、期間を明確にすること。	解釈の余地があるため、常勤の職員が勤務すべき時間数について、日8時間、週40時間、月160時間等、定数を明確に定めるべき。	2の回答と同じ。
6	従業者の員数について、常勤以外の職員数の算出方法を修正してほしい。	従業員数の出し方があまりにも複雑で計算しづらい。一日24時間を何時間ずつ何交代で何人が働く等、もっとシンプルにしてほしい。	常勤以外の職員を適切に考慮する必要があることから基準案の規定となっていますが、算出方法をわかりやすく示すことは重要と考えており、今後の基準の運用に向けて策定を予定している「基準の解説書(仮称)」等の中で整理していきたいと考えています。

2. 動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項

No.	意見の概要	主な意見の理由	意見に対する回答
7	<p>次のとおり修正する。</p> <p>(1)飼養又は保管に従事する職員→飼養又は保管を専門として従事する職員</p> <p>(2)常勤の職員→当該事業所の営業時間の始業時刻から終業時刻まで常時勤務することを要する職員（以下常勤の職員という。）</p> <p>(3)常勤の職員が勤務すべき時間数で除した数値→勤務する職員の実人数を基本とし、その定められた1日の勤務時間が常勤の職員の2分の1に満たない場合には、その人数を常勤の職員が勤務すべき時間数で除した数値</p>	<p>飼養に係る労働者については実際に飼養に従事する職員のみで考慮する必要があるため。職員数についての基準を明確化し、飼養にあたる職員の負担軽減や最適な飼養環境の維持ができるものと考えらる。</p>	<p>「飼養又は保管に従事する職員」の員数から、1人当たりの飼養又は保管をする頭数を定めており、販売その他の業務に従事する職員は員数として想定していません。</p> <p>なお、「常勤の職員以外の職員については、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除した数値（整数未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てる。）」と規定しており、人数での把握ではなく、実際の勤務時間数から動物の飼養又は保管に従事する職員の員数が確保されているかを把握するという考え方となります。</p>
8	<p>自治体が従業員数を把握できない。自己申告のため、基準の遵守の確認は不可。</p>	<p>勤務時間当たりの職員数を確認する手段がない。</p>	<p>員数に関する事項の遵守状況は、事業者が当然に備えている労働基準法関連書類やこれに代替するその他の書類により、自治体の指導監督に対して事業者側が説明することが必要となります。事業者が活用できる参考様式を整備するなど、御意見も踏まえて、今後、基準の運用に向けて策定を予定している「基準の解説書(仮称)」等の中で整理していきたいと考えています。</p>
9	<p>勤務時間当たりの従業員数の考え方について、登録申請時における最低人数を対象とするのか、一時的にでも勤務する最大人数を対象とするのかによって全く指導の対応が異なる為、明確にする必要がある。</p>	<p>現在、登録申請時に一日における従事職員の最低人数を記載させている。これを対象としないと実質的に趣旨を満たせない。常時対応できる人数とすべきことから、最低人数を対象とすべきと考える。</p>	<p>御指摘のとおり、最低人数を対象とするものとしてしています。</p>
10	<p>職員数の計算の仕方を示されているが、実際に行政が確認する方法として、業者が記録する参考様式を示すべき。</p>	<p>動物の頭数について常勤の職員の人数及び非常勤の職員の人数からの算出を示されているが、実際に行政がこの内容の遵守を確認することはこのままでは困難であると考えられる。細目の遵守を行政が確認する際に、事業所における、○動物の頭数、○常勤の職員の数○非常勤の職員の数○それぞれの定められた勤務時間を確認するのか、もしくは、飼養施設に実際に勤務していたのかどうかの確認をするのかで、業者が行政に提示すべき内容は変わる。</p> <p>常勤、非常勤ともに職員の実際の勤務時間には幅があるはずなので、どこまでの確認が必要であるか、行政の確認のために業者が記録すべき内容を明記してほしい。</p>	<p>8の回答と同じ。</p>
11	<p>勤務時間の記録を一定期間保存し、提出させること。</p>	<p>勤務時間を確認するため。 兼業者等の勤務時間管理を行うため。</p>	<p>8の回答と同じ。</p>

2. 動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項

No.	意見の概要	主な意見の理由	意見に対する回答
12	<p>常勤以外の短時間労働者を雇用するケースでは、基準案のように「整数未満の端」を切り捨てるのではなく、その端数分の犬又は猫の管理を認めるべきである。</p> <p>繁殖業では、清掃や給餌などで分業し、常勤以外の短時間労働者を雇用する事例が多い。短時間労働者であっても、大切な人材であることには変わりはありません。その勤務時間総数を常勤者の勤務時間数で除したときに、整数未満の端数がでるならば、端数を切り捨てるのではなく、端数の分だけ、その事業所で管理できる犬猫の頭数を足し上げるべきと考えます。</p>	<p>仮に、犬猫の管理にあたる従業者、1人あたりの仕事量が1日に6時間とした場合、3時間の短時間労働者を3人雇用しているとすると、<math>(3 \text{時間} \times 3 \text{人}) \div 6 \text{時間} = 1.5</math> となり、整数未満の端数が生じます。繁殖業では分業制をしき、短時間労働者を雇用する事業者が多く存在します。分業制により適正飼養に配慮しながら効率化を推し進めてきた実情があります。例えば、0.5という端数ならば繁殖犬7頭まで15頭 <math>\times 0.5 = 7.5</math> 頭。(このときの端数は切り捨ててよいと考えます)のように、端数を切り捨てるのではなく、端数分の頭数を、その事業所内で管理できる頭数に足し上げるべきです。短時間労働者を雇用する理由は、分業制だけでなく、常勤者の確保が難しいという現実的な問題からでもあります。こうした実態も踏まえ、再検討することを求めます。</p>	<p>「常勤の職員以外の職員」については、短時間労働者等も存在することを考慮し、常勤換算することとしています。「常勤の職員以外の職員」は一般的に流動的な雇用形態にあり、一方で動物の健康及び安全の保持は時間的な空白が無い状態を維持する必要があり、制度の趣旨を踏まえれば、基準案の規定が適切と考えます。</p>
13	<p>1人当たりの飼養又は保管をする頭数について、飼育または保管する施設で生後8ヶ月未満の繁殖や展示に供していない子犬・子猫は除く。</p>	<p>親と子が一緒に暮らす場合のみ頭数から除外されるとすると、万が一親が出産等で死亡した場合、子猫が頭数に計上されるため、職員数を増やさなければならない。</p>	<p>親と同居する子犬又は子猫の頭数を除外する理由は、産子数は予測不可能であること、員数規定の指標として用いた繁殖個体一頭当たりの世話に要する時間に、子犬・子猫の世話に要する時間を加算していることを前提としています。なお、親離れた時点で1人当たりの飼養又は保管をする頭数に含まれることから、親兄弟との同居により、社会化が促されることも考慮しています。</p>
14	<p>(販売可能とされる56日を超える)子犬、子猫を除外することなく頭数に加えること。</p>	<p>(56日を超え販売可能とされるということは親離れを意味すると考えられ、)飼養施設で健全な飼養を行うためには他の犬猫と同条件が必要。除外すると多数飼育することが可能になってしまう。子犬、子猫には特別なケアが必要。免疫力が低く病気にかかりやすい。56日を経過した犬猫は、法的に親から離せるほど成長しています。子犬や子猫同士で繁殖をさせると、産まれた子犬、子猫は頭数に含まれないことになるため。</p>	<p>員数規定に係る基準においては、親から離れた時点で1人当たりの飼養又は保管をする頭数に含まれることとなります。なお、親と同居する子犬又は子猫の頭数を除外することは、親兄弟姉妹等との同居により、社会化が促されることも考慮しています。</p>
15	<p>「繁殖の用に供することをやめた犬猫」を除外するのは、「従業者の員数」についてのみか、もしくは本省令全体についてか。飼養施設内で飼養されている「ペット」や「リタイア動物」について、本省令においてどこまで規制されているのかが不明瞭。</p>	<p>従業者の員数の計算に、繁殖の用に供することをやめた犬猫の数を含まないとあるが、本省令中、このような記載がここにしかない。ゆえに、その他の事項(ケージの規模等)については、飼養施設にいる当該犬猫に対しても遵守すべきと解釈してよい。もしそうでないなら、文章を修正すべき。</p>	<p>「繁殖の用に供することをやめた犬猫」を除外するのは、「従業者の員数」についてのみです。</p>

2. 動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項

No.	意見の概要	主な意見の理由	意見に対する回答
16	<p>「繁殖の用に供することをやめた犬又は猫の頭数(その者の飼養施設にいるものに限る。)」を削除。 (引退犬猫は繁殖犬猫同数以下等)</p>	<p>犬猫を飼養するために必要な配慮ないし労力は、繁殖を引退する前後を問わず大きく変わることはないので、頭数制限から引退後の犬猫を除く合理的理由は見出せない。他方、これをそのまま含めると、業者にとっては利益を生まない犬猫の飼養を求められることになり、その結果、引取り屋等に引き渡される等、他の問題を引き起こす恐れも否定できない。このような点を考慮するとしても、引退した犬猫を頭数制限から除くのではなく、少なくとも「2分の1頭と計算する」など一定の形で算入すべきである。そうでなければ、また完全には引退していない犬猫を引退したものとして頭数から除くなど、様々な形態での悪用が考えられる。 世話や健康管理が疎かになりネグレクトに陥る可能性がある。 繁殖犬猫を引退犬猫と偽る可能性が高く、実効性がない。 制限を超えた頭数は里親に譲渡すること。 引退犬猫の定義、確認方法を定めても実際の運用は極めて困難と思われるため、あらかじめ引退犬猫の頭数も制限しておけば、調査や指導が円滑に進むからだ。引退犬と偽る脱法行為も抑止できる。総数上限は犬30頭、猫50頭とする。繁殖犬猫の上限数は当初案のままよい。段階的に削減していけばよい。</p>	<p>「繁殖の用に供することをやめた犬猫」については、業として扱うものではないという観点から1人当たりの飼養頭数には入りません。業の性質上、「繁殖の用に供することをやめた犬猫」を全てそのまま最後まで飼い続ける事業者よりも、これらの犬猫を一般の飼い主への譲渡に繋げる努力を行う事業者も多く、総合的に考えれば飼養頭数に含めないことが適切であると考えます。 なお、動物愛護管理法第44条や第25条に規定する虐待やそのおそれのある事態等を生じさせる不適正飼養等が生じた場合は、刑事罰や勧告・命令の対象となります。</p>
17	<p>繁殖用を止めたもの・ペットを対象として基準にしなければ意味がない。</p>	<p>基準値の対象数に対し、ペットの頭数の是非が不明。ペット及び繁殖を止めたものを除いた場合、対象の飼養・保管頭数さえ基準を満たしていれば、対象外の頭数の上限がないことになる。実態は、ペット・繁殖を止め引退したものの頭数が適切な飼養への負担となっている。対象数が基準値を超えると考えた場合、超過分をペット・引退したものと申告してしまえば基準に抵触しないことになり、いくらでも言い逃れができる。</p>	<p>16の回答と同じ。</p>
18	<p>繁殖犬猫及び販売犬猫以外の施設内にいる犬猫の取扱いについて、繁殖及び販売に使われている犬猫だけでなく、施設内にいるすべての犬猫に対して、当該基準の飼養施設の設備構造・規模、管理を適用すべきである。また、繁殖・販売で使用されている犬猫以外の犬猫に対しても、行政職員が視察立ち入りできるとすべきである。</p>	<p>施設内には、飼養頭数制限の対象となる犬猫のみがいるわけではない。引退した犬猫だけではなく、レンタルに使用される犬猫やその他多様な理由で置かれている犬猫も多い。「レンタル」と称して飼養している犬猫を登録せずに交配させ繁殖に使う、引退したとする犬猫を繁殖に使う、あるいは規制の対象ではない犬猫は不適切及び劣悪な環境で飼養する等が今後の問題として考えられる。 全動物に対して適正飼養を徹底し、譲渡適正な個体が増えることで、動物の健康と福祉が増進し、管理の質が向上すれば引退後の譲渡促進にもつながると考えられる。</p>	<p>御意見の趣旨は基準案に反映されているものと考えています。</p>
19	<p>繁殖引退犬猫(繁殖の用に供することをやめた犬猫)を保管又は飼養頭数から除く場合、以下のような措置をとること。 ・環境省指定の獣医による避妊去勢手術、獣医師による証明書(引退証明書)の作成 ・疾病などにより避妊去勢手術が出来ない場合は、獣医師による診断書作成</p>	<p>繁殖に供する犬や猫と引退した犬や猫の区別ができない。何の条件もなしに繁殖引退犬猫を上限から除くのは悪質事業者の抜け穴になるので、条件を設けるべき。 マイクロチップによる完全なトレーサビリティ等が実施されるまで、繁殖犬猫を含む犬を15頭、猫を25頭とする等、厳しい規制とすべき。</p>	<p>「繁殖の用に供することをやめた犬猫」か否かの区別は、台帳の記載内容を元に確認することとしており、適正に管理していくこととしています。</p>



2. 動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項

No.	意見の概要	主な意見の理由	意見に対する回答
20	10歳以上の高齢犬猫は、1頭で2頭分と数える。	高齢犬猫は、飼養に手間がかかるため。	1頭当たりの飼養管理に要する平均的な作業時間を一つの指標として、総合的な検討を経て飼養頭数の上限として基準を定めているもので、高齢かどうかによって数値を変更することは考えておりません。
21	適切に飼養している業者については飼養頭数の上限を緩和してほしい。	お金重視の業者には規制が必要だが、適切な業者も規制されると犬猫が高額になる。周知期間中に優良業者の基準を作成し、従業員数に関しては上限値を緩和する。	今回の基準は、動物の適切な飼養のために必要な観点から定められたものであり、当該基準を遵守し、適切に飼養することは事業者としての義務であり、適切な事業者であれば当該基準は遵守できているものと考えます。一方で、事業者が専門家の助言等を得て飼養管理の状況を評価し、改善につなげる方法や、より優良な事業者が消費者に評価される仕組みを事業者が主体的に整備していくこと等が重要と考えています。
22	1人当たりの管理頭数の上限緩和を求める。	多くの犬猫が行き場を失ってしまう可能性がある。突然の欠員が出た場合すぐに人材が確保できない場合どうすればよいか。この上限頭数の根拠は何か。省令案は本当に適正な数値なのか疑問。廃業に追い込まれるブリーダーが出る事が予想され、犬猫の数は減り価格は高騰する。死活問題。	員数規定は、1頭当たりの飼養管理に要する平均的な作業時間等を考慮し設定されたものです。なお、従業員の確保や譲渡に要する期間を考慮して、既存の事業者に限って、頭数の上限を段階的に5頭ずつ減らす経過措置を規定することとしています。引退犬猫については、譲渡促進の観点から、できる限り早い段階で譲渡されるための効果的な施策を推進する必要があると考えており、御意見の趣旨は今後の施策の参考にしてまいります。
23	職員1人当たりの飼養、保管頭数の上限を見直して下さい。1人の職員が飼養・保管する頭数の上限が厳し過ぎ廃業、犬猫処分にもなりかねない。実情等を踏まえ見直して下さい。	動物福祉の観点から規制の必要性については理解するが省令案はあまりにも厳しく廃業、犬、猫の処分を考えなければならない。受け入れ先が確保できなければ不幸な犬猫が多く生まれる。犬猫の生活及び我々の生活の事を考えていただけないか。	22の回答と同じ。

2. 動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項

No.	意見の概要	主な意見の理由	意見に対する回答
24	<p>特に繁殖用犬15頭、猫25頭という職員1人当たりの飼養保管頭数の上限を、適正な数値に見直してください。</p> <p>1人の職員が飼養保管する頭数の上限が、繁殖用の犬15頭、猫25頭という数値を、関係事業者の実情等を踏まえたバランスのとれた数値に変更してください。</p>	<p>世界でも、管理頭数について数値規制を導入する国はごく少数です。動物愛護部会でお示しされた説明資料では、繁殖犬10頭までというドイツの事例について触れていますが、米国では1人につき50頭～70頭という規制があります。国によってこれだけ数値に幅があるのは、飼育実態や業の実態などを踏まえたものであり、また、「動物の適正な飼養管理方法等に関する検討会座長提言」で武内座長が記されているように、科学的な根拠がないため、諸外国では数値基準設定の際に社会的な合意が重要視されてきたからではないでしょうか。国内でも岡山県動物愛護センターでは、一人当たり小型犬30頭を目安に動物取扱業者に指導していると聞きます。1人当たりの管理頭数を決めるにあたり、ブリーダーの実態調査に加え、こうした自治体の指導実態やその効果を調べ、分析することも必要不可欠であると考えます。我が国でも、社会的合意形成のための時間機会を確保し、数値規制を再考することを強く望みます。</p> <p>動物の命を人の命と同様に大切なものとの認識し、動物福祉向上の観点から、今回の省令案が適切な動物飼養に資するものであり、劣悪な環境での飼養を排除するために数値基準が必要であることは理解します。一方多くのブリーダーは、零細業者で、適切な繁殖・飼養を行い、人と犬猫とのふれあいを支え、児童の情操教育・思いやり心育成や高齢者の心身の健康増進に貢献しています。</p>	22の回答と同じ。
25	<p>1人当たりの飼養又は保管をする頭数の上限をきめないで下さい。</p> <p>業界のアンケートでは13万頭の犬猫が行き場を失うといっていますが、本当に対処可能か。海外ではにホビーブリーダーが多いが、それとは異なる日本の実情等を考慮して下さい。</p>	<p>ブリーダー業界のアンケートは一部に過ぎず、もっとたくさんの生体が行き場を失う。</p> <p>ブリーダーやペットショップを規制したり、禁止にしているドイツでは年間50万頭以上の保護犬が里親先から返されたり殺処分されています。表向き殺処分0といっていますが純血種が身近にいない分、保護犬などが安易に飼われています。獣医や警察によって安楽死や射殺されています。その数は日本より多いといわれています。</p> <p>ペットは今、価格が高くなり安易に飼えなくなり事業者も説明をしっかりとっています。1人当たりの上限をもうけると保護犬や野良犬を安易に飼う人がふえると思います。</p> <p>日本と海外ではちがうので動物愛護団体よりの法案や海外のまねをした法案はやめて下さい。</p>	22の回答と同じ。

2. 動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項

No.	意見の概要	主な意見の理由	意見に対する回答
26	<p>一人当たりの飼育頭数規制は、違反の実態、規制の効果、社会への影響等に関する定量的な調査結果が不明瞭のまま、省令案の施行には反対です。飼育環境改善と犬猫と暮らす人々の生活が両立する政策としてください。一人当たりの飼育頭数の規制を適切なレベルに修正していただきたい。そもそも半分以上のブリーダーが違反となるレベルに上限値が設定されるというのは異常な事態です。環境省の会議資料を見ても、違反の実態、規制の効果、社会に及ぼす影響が判然としません。下記の質問に対し、調査資料をもとに具体的に説明をお願いします。</p> <p>1.半分以上のブリーダーが、動物愛護団体が紹介する写真にあるような劣悪な環境で飼育しているということなのでしょうか。施設や管理を任せられないと思えば、登録を許可しないこともできますし、異常に気づけば、少なくとも登録更新時に理由を説明した上で登録を取消すことも、行政はできるはずです。現在の監視指導体制が機能しない理由を、まずは明確にしてください。</p> <p>2.省令制定では悪質な事業者を排除することを目的に、数値基準を導入すると説明しています。不適切な事業者数と、規制により排除できる事業者の割合を、教えてください。</p> <p>3.一人当たりの飼育頭数が多すぎれば、犬猫の世話が行き届かなくなるのは容易に想像ができます。人手を増やすと言っても、昨今の雇用状況では簡単ではありません。人手を増やすこと(経費増加)、頭数を減らす(売上減少)ことにも限界があります。今回の省令案により事業を続けられない事業者は、どの程度発生すると見込んでいますか。</p> <p>4.欧州型の規制を多く参考に行っているようですが、ホビーブリーダーが大半を占める欧州と違い、国内で犬の繁殖の大部分を担っている動物取扱業者が半減すれば、子犬の頭数も半分に減ります。食料や日用品の例を見てもわかるように、需要と供給のバランスが崩れると、商品が手に入りにくくなるだけでなく、価格も高騰します。すでに30万円程度と高額な子犬の取引価格は、規制により、どの程度上昇すると見込んでいますか。</p> <p>5.犬が減ることの影響はブリーダーやペットショップにとどまらず、関連するサービス(トリマー、ペットホテル、トレーナー、動物病院など)や商品(ペットフード、ペット用品、動物用医薬品など)の製造や販売にかかわる従業員や家族の性格にも影響が及びます。関連産業も含めた経済損失が、どの程度の規模になると見込んでいますか。</p> <p>人口当たりの犬猫の飼育頭数は、日本は欧米の半分程度だそうです。今回の省令案の施で犬猫が減れば、追いかけているはずの欧米先進国の背中、さらに遠くなります。農業でも、仮に大規模経営を規制するならば、小規模の事業者を増やさなければ、国内の消費をまかなうことができません。過度な輸入依存にもリスクがあることは、新型コロナ対策のマスク不足でも明らかです。加えて、検疫対策が不可欠な犬猫の輸入は簡単ではありません。規制により動物取扱業者が繁殖供給する犬猫の頭数が減ることが避けられないのであれば、欧米並みにホビーブリーダーを育成し裾野を広げるなどの代替案も準備の上、飼育環境改善と犬猫と暮らす人々の生活が両立するような省令案となるよう見直しを要望します。</p>	<p>スタッフ一人当たりの飼育頭数を減らせば、犬猫の世話が充実するのは当たり前のことです。一方、この規制の導入による社会全般への影響がわからなければ、政策の良否を判断できません。日経デジタルに掲載された意見広告の情報(業界団体の調査)は参考になりますが、本来、政策を決める環境省が定量的な調査資料を公開していないので質問しました。</p>	<p>基準省令は、動物を適正に飼養管理するという観点から、自治体にとっても事業者にとってもわかりやすい基準となるよう、法改正の趣旨を踏まえて現行の基準を具体化するとともに、必要な事項を新たに規定したものです。法改正の背景には、犬猫の飼養管理について不適切な状態が改善されないことが指摘されていました。自治体からは、程度の差はあるが、多くの事業者において改善すべき点があり、基準が明確でないと厳格な指導が困難であるという指摘があります。なお、動物の適正な飼養管理方法等に関する検討会では、事業者及び動物愛護団体への意見聴取や実態調査(現地調査)を実施・公表しています。</p>

2. 動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項

No.	意見の概要	主な意見の理由	意見に対する回答
27	<p>今回の省令案の中でも、特に「1人の職員が飼養保管する頭数の上限が、繁殖用の犬15頭、猫25頭」という数値は、我が国のブリーダーにとって厳し過ぎ、また、現在飼養している犬猫の処分にもつながりますので、関係事業者の実情等を踏まえたバランスのとれた数値に変更してください。</p>	<p>ブリーダーは、零細業者がほとんどですが、人と犬猫とのふれあいを支え、その増進に貢献しているとの誇りをもって、正業として事業を営んでいます。今回の動物福祉の観点からの規制の必要性については理解しますが、省令案は先進国の例(特に飼養頭数が多いアメリカ合衆国)に比較しても厳しすぎます。これでは、これまで繁殖を担ってきたブリーダーの事業継続が困難となり、犬猫の提供数が減少するとともに、家族を含め数十万人の仲間が大きな経済的損失を受け、仕事職を失うことにもなります。</p> <p>動物愛護関係の方は規制強化によって特に困ることはないでしょうが、私たちにとっては生活そのものの死活問題であることを行政の方にも十分理解してほしいと思います。このため、ブリーダーの実情や先進国の例も踏まえた適切な数値とするよう、強く要望します。</p> <p>また、仮にこの省令案が施行せれると、現在飼育している犬猫の一部が飼育できなくなるブリーダーがほとんどです。その場合、収益の減少も伴うことから飼い続けることは困難となり、結果として、ブリーダーの意に反しそれらの犬猫の処分等を行わざるを得なくなることが十分予想されます。これは、今回の一連の法改正にとっては本末転倒になりますなお、今回の規制強化案が決定、施行される場合も、無用な処分等を無くすために、例えば7～8年間をかけて段階的に施行する、飼養や施設改修費用の助成を行うなどの対策は不可欠です。さらに、規制対象となる繁殖犬の定義は、「交配開始～交配対象除外されるまでの期間の犬猫」とすることが必要と考えます。</p>	<p>22の回答と同じ。</p>
28	<p>1人当たりの犬又は猫の管理頭数の上限のうち、とくに犬については、ブリーダーの実情を踏まえた適正な数値に見直してください。</p> <p>1人当たりの犬又は猫の管理頭数の上限値として、犬20頭、猫30頭とありますが、犬猫ともに30頭とすべきと考えます。犬も1人で30頭を適切に管理できる実態があります。</p>	<p>ブリーダーとは大切な命を育む職人であると考えます。犬猫たちは365日の管理が必要です。たくさんの経験と実体験を積み重ね、現在実務を行っております。そうしたブリーダーならば、1人あたり30頭でも適切な管理が十分できると考えております。</p> <p>実際、岡山県動物愛護センターは独自に、一人当たり小型犬30頭を目安に指導されています。こうした実態やその効果を調査したのでしょうか？</p> <p>岡山県が目安としている一人当たり小型犬30頭という数値はどこから導き出されたのでしょうか？一人あたり30頭を目安にすれば動物福祉に基づいた繁殖が行えると、長年ブリーダーを指導していた立場から判断されたのではないのでしょうか？なぜ環境省はこうした先例を参考に数値を決めず、海外のデータや超党派議連の意見で決めるのでしょうか？</p> <p>一人当たりの管理頭数の上限値は、ブリーダーの実態や自治体の指導実態も踏まえ、適切な数値とすることを強く求めます。</p>	<p>22の回答と同じ。</p>

2. 動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項

No.	意見の概要	主な意見の理由	意見に対する回答
29	<p>繁殖犬、販売犬、繁殖猫、販売猫の上限頭数の組合せが読み取れない。別表の削除と、犬猫や用途による区分を廃し、1人当たりの飼養又は保管する上限頭数を30頭(ただし同居する子犬子猫は除く)に修正いただきたい。</p> <p>理由に記載したとおり、別表から繁殖犬、販売犬、繁殖猫、販売猫の上限頭数の組合せを読み解くことができない。</p> <p>動物愛護部会の資料では、基準案のポイントとして「自治体がチェックしやすい統一的な基準を設定」と説明されている。自治体が、高頻度で各施設を巡回指導することは難しいため、まずは事業者が規制を理解し、自主的な管理を進めることが重要と考える。施設では、犬猫の入退出もあるため、別表から各区分の許容頭数を容易かつ誤りなく読み取れることが不可欠である。</p> <p>省令の施行までに解説書を用意される計画のようだが、まずは省令を確定する前に、全国(少なくとも地方環境事務所単位)で事業者に対する説明会を開き、この原案を作成された環境省の担当者ご自身で、別表から上限頭数の組合せを求める方法を説明し、あわせて現場からの疑問にも答えていただきたい。</p> <p>ヒアリングをもとに別表の不備等は見直しいただきたいが、さらに難解な表になるのであれば、現場での利用は難しい。その場合、別表の削除と動物種(犬猫)と用途(繁殖・販売)による区分を廃し、上述の省令案の下線部分(P10.3～8行目)について「1人当たりの飼養又は保管をする頭数の上限は、犬及び猫について30頭(親と同居する子犬又は子猫の頭数は除く。)とする。」と修正いただきたい。</p> <p>動物愛護部会の資料では、必要な作業時間から上限頭数を算出したと説明されている。この修正案では繁殖犬の上限が15頭から30頭に増えるが、その対応策として、通知または解説書の中で、不適切な飼養管理に対し上限頭数を減らす勧告・命令できることを明示すれば良い。例えば、初回勧告時に上限頭数を半分に減らし、その後、定期的(例えば1ヶ月ごと)に動物の状態を再評価する。その際、施設から退出を余儀なくされる半数の動物は動物愛護センターで一時的預かりとし、その費用は事業者に請求する。改善の程度に応じ命令を段階的に解除できるものとし、一方では改善が見込まれない場合は登録取消しとする。なお、適正飼養の指標としては、省令案の第二条七イに追加された動物の状態を評価する事項が利用可能と考える。</p>	<p>別表の読み方が理解できない。例えば、施設で犬と猫の両方の繁殖を行っている場合、繁殖犬5頭に対し、繁殖猫の頭数は16～18頭と幅がある。上限と捉えるべき数字が複数存在することの意味が理解できない。</p> <p>一つの施設で、繁殖と販売の両方の目的で犬および猫を飼養している場合、繁殖犬、繁殖猫、販売犬、販売猫の飼養可能頭数の組合せを表から読み解くことができない。例えば別表に書かれた数字を横一列で読み、犬10頭に対し猫15頭が上限、そのうち繁殖犬8頭に対し繁殖猫13頭が上限と読むのだろうか？ では犬10頭のうち繁殖犬が5頭であれば、猫の頭数及び繁殖猫の上限頭数は何頭になるのか？</p>	<p>頭数の別表は、横一列で読んでいただく表となり、頭数は、頭数の上限を示しています。御指摘の販売犬10頭(うち繁殖犬5頭)であれば繁殖犬8頭の上限に収まっているため、猫の頭数の上限は販売猫15頭(うち繁殖猫13頭)となります。省令を公布するに当たり、その点を別表の備考欄で明確化するとともに、事業者や指導監督を行う自治体が理解していただきやすいように、今後、「基準の解説書(仮称)」策定の際に留意してまいります。</p>

2. 動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項

No.	意見の概要	主な意見の理由	意見に対する回答
30	<p>1人あたりの管理頭数の上限において経験値における優遇措置を設けてください。</p> <p>実態を考慮すると、例えば以下であれば適正な管理が可能と考えます。  勤続1年＋有資格→＋5頭  勤続3年→＋10頭  勤続5年→＋15頭  年齢75歳以上→－5頭  年齢80歳以上→－10頭</p>	<p>事業主においても従業員においても、色々なことを学び、努力し、能力を高め、効率化をはかり、生産性の向上につなげていくものだと思います。ただ、ゆっくりと時間を使うことが動物愛護とは考えられません。管理頭数の上限の設定は、向上心を阻み、いくら努力をしても、いくら教育を受け(受けさせ)能力を高めても、それらを認めず、単なる1人として計算する規制です。経験年数や資格(環境省の提示するもの)の保有により優遇措置を設けることが必要と考えます。逆に、身体能力が劣ってくる高齢者には、制限措置を設ける必要もあると考えます。議論が必要ですが、障害者においては、業界として積極的に受け入れ社会貢献をするべきだと考えております。知識を学び、動物を見る目を養い、技術を高め、愛情をもって動物と接していくことが動物愛護の精神ではないでしょうか。どれをとっても動物愛護精神からかけ離れたものとなってしまいます。知識や技術を学び努力することを、次代を担う若者から奪ってほしくありません。フリーディングは副業でいいという意見もあります。しかし副業であると学問としての昇華は阻害され、全体的な質の向上に繋がりにません。愛情を持つだけでは愛護になりません。動物を護るためには正しい知識と技術が必要です。この両輪が揃って初めて動物愛護だと思います。動物愛護の精神を高めるためにも、管理頭数における優遇措置と制限措置は必要と考えます。</p>	<p>現に事業者が取り扱う動物が適正に飼養されているかに焦点を当てるべきであり、経験年数のみを指標にして優遇措置を置くことは不適切と考えます。一方で、事業者が専門家の助言を等得て飼養管理の状況を評価し、改善につなげる方法や、より優良な事業者が消費者に評価される仕組みを事業者が主体的に整備していくこと等が重要と考えています。</p>
31	<p>「繁殖の用に供する犬」については、健全なフリーディングを行うための実情をふまえた内容にしてください。</p> <p>健全なフリーディングを行うためには、一定数のオス犬が必要です。繁殖の用に供する犬15頭から、オス犬は除外してください。</p>	<p>一般的に、オス、メスを一緒に飼育している場合、メスの発情と共にオスも発情しますが簡単に交配はできません。メスの相性や毛色や血統による交配をしなくてはならないからです。そのため、オスは1匹だけではいけません。繁殖の用に供する犬15頭の中に、オスが含まれてしまうと健全な犬やしっかりとした子孫がつかれません。遺伝的多様性の損失も考慮ください。</p> <p>フリーディングにおけるオスの存在意義は何でしょうか？  オスは、種の特徴健全な遺伝子を後世に伝えるという役割を担っています。そして健全な遺伝子という部分において、オスとメスは近親であってはならないのです。近親交配をすると、遺伝子に傷がつくことが知られていますし、その傷は子孫に受け継がれ、種の終焉が近づくと言われています。</p> <p>管理頭数にオスが含まれるとフリーダーは収支バランスにより、やむを得ずオスの頭数を減らすことになります。そうすると近親交配の確率が高くなり、遺伝子に傷のついた子犬子猫が多く生まれてくることになります。傷のついた遺伝子から、さらに傷のついた遺伝子が生まれ…。動物愛護の観点からも、このサイクルを発生させる規制は避けるべきだと考えます。</p> <p>また、オスには毛色の多様性の役割も担っています。特に犬や猫においては様々な毛色が存在し、愛犬家愛猫家たちの需要にこたえてきました。オスが減ることにより毛色の多様性が崩れ、残すべき毛色遺伝子が淘汰されてしまいます。また、やってはいけない毛色同士の交配が増え、毛色の健全性が脅かされる懸念も生まれます。</p> <p>以上の観点から、オスは管理頭数から外すか、オスの枠を増やすべきだと考えます。</p>	<p>繁殖の用に供する犬のオスについても、業として繁殖犬を取り扱っていることに変わりはないため、適正な飼養管理を確保するための頭数からオスだけ除外することは、今般の省令制定の趣旨から不適切と考えています。</p>

2. 動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項

No.	意見の概要	主な意見の理由	意見に対する回答
32	1人あたりの犬猫の頭数の上限設定基準について、根拠となる従業員1人あたりの労働時間算出が実労働状況を踏まえ、「1人当たり(フルタイム相当の職員)繁殖犬10頭、販売犬等15頭、猫20頭」とすること。	動物の飼育又は保管に従事する従業者の員数に関する事項基準省令第2条第2号及び第3条第2号について、「犬1人当たり繁殖犬15頭、販売犬等20頭、猫1人当たり繁殖猫25頭、販売猫等30頭」は、1人当たりが飼育又は保管する頭数としては数が多く、適切ではないと考えます。考え方の根拠として提示されている、1頭あたりの飼育又は保管に必要な労働時間として算出された販売犬24分、繁殖犬32分、販売猫16分、繁殖猫20分には、動物の飼育又は保管に関連して発生する様々な労働時間が組み込まれていない。上限強化や上限緩和の基準も明確でなく、状況に応じて柔軟に対応を検討する為の現実的な基準とはなり辛い。現実的な基準を設定する上で、イギリスのDEFRA(2020)の優良基準である、「1人当たり(フルタイム相当の職員)繁殖犬10頭、販売犬等15頭、猫20頭」等をせめて基準として設定していただき、従業員および動物にとって心身の健康状態に支障が出るリスクが少しでも減るように検討いただきたい。	員数規定については、8時間労働を標準とし、1頭当たりの飼養管理に要する平均的な作業時間を一つの指標とし、1人当たりが管理できる頭数を算出したものです。
33	1人当たりの飼養又は保管をする頭数の上限を、すべて2/3倍の数値にしてください。	頭数の上限に関して、環境省の出した根拠は、清掃、給餌、個体チェックと運動等、繁殖関連のケア、子の世話、ふれあい等に基づいて算出していますが、接客等の他の業務の時間が一切考慮されていない。実際は、労働時間の半分はその他の業務であり、それを考慮すれば、世話をできるのは労働時間の半分。さらに 病気などの不測の事態への対応も考慮すれば、1人当たりの飼養又は保管をする頭数の上限を、すべて2/3倍の数値にすべき。	32の回答と同じ。
34	省令案に記載されている「繁殖猫」の上限頭数は計算上25頭ではなく24頭とすべき。	繁殖猫の平均作業時間20分とされているので8時間(480分)を20分で割ると24。平均作業時間はあくまで目安であり、24ではなく25としたのはきりの良い数字ということであるかもしれないが、小数点以下ではなくきちんと割り切れているであるから他と同様に24とすべきであるし、そもそも命の問題をキリの良い数字にするために切り上げてはいけない。	1頭当たりの飼養管理に要する平均的な作業時間を一つの指標として、総合的な検討を経て飼養頭数の上限として基準を定めているものです。
35	職員1人当たりの飼養又は保管をする頭数は、繁殖の用に供する猫については20頭とする。	案の25匹は多すぎる。猫は多産であるため子猫の世話も含めると手が掛かる。	32の回答と同じ。
36	従業員一人当たりの飼育数を犬10頭、猫20頭まで減らす。	従業員がすべてベテランというわけでもないため。自由な行動を制限されている動物の環境を考えると、せめて飼育に手間をかけて愛情を与えるべき。	32の回答と同じ。
37	繁殖犬9～10頭、販売犬10～12頭程度、繁殖猫15頭、販売猫18頭程度にすべき。	繁殖犬、販売犬それぞれ1頭のケアを平均30分とした場合、35頭では約17時間かかり、繁殖猫、販売猫それぞれ1頭のケアを平均20分とした場合、55頭では約17時間かかることから。	32の回答と同じ。

2. 動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項

No.	意見の概要	主な意見の理由	意見に対する回答
38	販売用・繁殖用の犬・猫ともに、従業員1人当たりの飼養又は保管できる頭数の上限は10頭とすべき。	<p>業務時間のすべてを動物の世話にあてられるわけではないため、省令案の上限頭数は多すぎて健全な飼養、適切な管理ができない可能性がある(第二種動物取扱業を含む)。                      従業員の員数に販売員は含めない。                      犬猫の体調不良にあたる時間や母体産前産後のケアにかかる時間等は考慮されていないのではないかと。                      犬猫について頭数の差をつけないのは、犬に散歩をさせるとは到底思えず、個体チェックと運動において犬猫に差異がないため。                      死亡数の割合は、犬(1万9763匹)は2.8%、猫(6486匹)は3.2%となり、猫のほうが高い。                      繁殖用の犬・猫は特に健康観察や世話に注意を要する。                      優良フリーダーによれば適正管理できる頭数は1人当たり5、6頭。犬猫ともに10頭と要望。省令案の頭数で適切に使用できない業者がいる。                      環境省の根拠とした平均作業時間でのケアでは不十分。                      「親と同居する子犬又は子猫」「繁殖引退犬猫」を頭数に含めない場合、飼養頭数の上限を引き下げるべき。                      世話が毎日1匹約1時間かかるとして8時間労働で月240時間になります。1ヶ月の合計世話時間が240時間で1人あたりとしてください。頭数が多くなり多少効率がよくなって10頭まで飼育可能としてください。</p>	32の回答と同じ。
39	従業員1名あたりの飼養または保管をする頭数の上限を、職員1名あたり、犬猫とも5頭までと修正してください。	<p>日々の散歩や健康管理などのケアをいきわたらせるために、犬猫ともに職員1名あたり5頭までとしてください。この1名あたり5頭という数は、犬猫を商品としてあつかう人間側ではなく、犬猫の生活の質に重点を置いて考えています。犬猫の生活の質に重点を置いて考えると、これが限度です。</p>	32の回答と同じ。
40	猫の飼養又は保管をする頭数を犬と同じ数値にすべき。	<p>猫が犬に比べ飼養に要する時間が短くて済むという明確な根拠はない。</p>	犬については、散歩等、猫と比較して管理に要する手間が異なるという考えの下、員数を算出しています。
41	1人当たりの「繁殖の用に供する動物」の上限ではなく「妊娠又は育児中の母動物(繁殖動物)」などその内容を具体的に規定して上限を定めるべき。	<p>繁殖動物とそれ以外の動物の合計で考えるものと想定していたが、15頭を繁殖させて良いと考えた場合、出産が重なれば(その後仔動物が成長すれば)作業時間を確保できないことも考えられる。                      適切な飼養管理が全ての動物に行き届かない事態を引き起こすことを避けるためにも、品種に依存する内容ではあるが、「繁殖の用に供する動物」を明確にした上で基準を設けるべきと考える。</p>	32の回答と同じ。
42	犬の飼養について、施設規模や飼育環境等を考慮して頭数上限の緩和措置を設けてほしい。	<p>広い部屋を用意して少数で飼育している犬はストレスを感じにくく排便等で汚れることがなくなります。愛護観点においても清潔な環境で自由に運動ができストレスが少なく暮らすことができます。</p>	32の回答と同じ。



2. 動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項

No.	意見の概要	主な意見の理由	意見に対する回答
43	1人あたりの管理頭数の上限設定には、従業者が欠員した場合の経過措置規定を設ける必要があると考えます。従業者に、突然の欠員や欠損が出た場合のため、3～6か月の人員確保のための期間、経過措置を設けてください。	どの業種においても人員の確保は難しく、欠員が出た場合、すぐに人材の確保をすることは困難です。欠員が出た場合、ハローワークやインターネットなどで求人募集をしますが、なかなか応募がない事が多いです。仮に応募があったとしても誰でもいいから雇うという事はできません。その人物の人となり、能力や動物に対する愛情などと雇用条件の同意のもと採用に至ります。欠員が前もってわかっているのなら事前に対応も可能ですが、急遽欠員となる場合が多くすぐに人員補充をすることはできません。すぐに人員を補充できない場合、欠員以降、違法状態となってしまいます。違法状態を回避するためには、管理する動物を手放さなければなりません。また例え手放す選択をしてもすぐには譲渡できません。したがって、従業者に欠員がでた場合、人材確保の期間が必要であり経過措置を盛り込むことが必要ではないでしょうか。	不測の事態で従業者が欠員することは想定され得るものですが、員数の規定は、適正な飼養管理を行うために必要な頭数の上限を定めたものであるため、員数規定を満たさない状態が続けば、自治体から相応の勧告・命令等が行われることとなります。できる限り余裕を持った雇用体制を確保いただくとともに、必要な従業者数の確保が困難な場合は、飼養管理する動物の数を減らすことを検討いただく必要があると考えます。
44	経過措置を設ける場合は、改善に対する具体的な「事業計画書兼誓約書」の提出を義務付け、改善する意思のある事業者のみを対象とすること。	経過措置を設けることで悪質な業者が放置されないよう、具体的な計画をもとに行政が管理指導を行うべき。新たに従業者を雇用するならば、最終期日(省令施行日)から1年以内が望ましいを定め厳守する事。飼養頭数を減らすのであれば、規制より多くなる犬猫を個体ごとに登録し、譲渡または寿命による死亡などの期間のみ飼養を認める事にするなどの必要があると考えます。	原則として基準省令は令和3年6月1日に施行されます。施行後は、員数規定の経過措置の適用期間中であっても、不適正な飼養等が行われている事業者に対しては、法に基づく勧告・命令等により厳正な対応をしていくこととなり、御意見の趣旨も踏まえて対応していくこととしています。
45	特に繁殖用犬 15 頭、猫 25 頭という職員 1 人あたりの飼養・保管頭数の上限規制について十分な経過措置期間を求めます。 「1 人の職員が飼養・保管する頭数の上限が、繁殖用の犬 15 頭、猫 25 頭」という規制が及ぼす影響を、業の実態も踏まえ調査し、現実的に対応が可能な経過措置期間を設けてください。	現状では犬の繁殖業者の 65%が基準案を超過しているという調査結果があります。超過する繁殖犬は10 万頭以上とも言われています。これから従業者の雇用や超過する犬の譲渡を進めたとしても、対応できる規模ではありません。この上限頭数が本当に適正な数値なのか疑問がありますが、時間的な猶予をもった段階的な運用が必要不可欠です。交配が6歳までに制限されることもあり、さらに毎年数万頭の繁殖引退犬が生じます。2～3 年では対応は難しく、5年以上の猶予期間が必要となると考えられることから、業の実態を調査したうえで、現実的に対応可能な経過措置を設けることを強く求めます。	員数に関する経過措置については、既存の事業者に限って、頭数の上限を段階的に5頭ずつ減らす経過措置を規定することとしています。
46	段階的な頭数規制にしてください。 今次新設した数値規制に関して、2021年6月から1年間は周知期間として現行規制通りとする。その後2025年6月まで3年程度かけて段階的に実施する。	本改正案のひとりあたりの飼育頭数をこれほどに縮小されれば、犬猫の品種の多様性が失われる可能性があります。異常や疾患をもって生まれるリスクを避けるために交配をやめざるを得ない場合がある。日本の事情を考慮して、ひとりあたり15頭という急激な規制で種を壊さないよう、40→30→25頭など段階的な数値規制を再検討ください。	45の回答と同じ。
47	頭数規制の緩和措置に関しては、従業者の勤怠状況に応じたものにする。	従業者の家族など、他の職業や学業との兼任で飼養に当たる職員について、常勤職員と同質の管理が可能でないケースも想定されます。そのような場合には、勤怠管理を徹底、申告を明確化することを要望します。	常勤以外の職員についてはその算定方法を示しつつ、頭数規制の緩和は行わずに頭数を減らしていくための経過措置を設けることとしています。

2. 動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項

No.	意見の概要	主な意見の理由	意見に対する回答
48	第二種動物取扱業の1人当たりの飼養保管頭数は、繁殖犬2頭、繁殖猫3頭とする。	非営利団体が犬猫を多数繁殖すべきではなく、業者が非営利団体を使って繁殖する危険性もあるので、繁殖犬、繁殖猫の頭数を少なく設定すべきだと思います。	第二種動物取扱業で繁殖を行う可能性があるのは、貸出業及び展示業を行う者であり、第一種の販売業のように繁殖を中心とした業形態ではないと考えますが、動物の世話に充てる適切な時間数を確保する観点から1人当たりの頭数を設定したものであり、第二種動物取扱業者であることをもって、世話の時間を確保できないという考え方にはならないと認識しています。

3. 動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項

No.	意見の概要	主な意見の理由	意見に対する回答
1	<p>温度・湿度に具体的な数値を設定してください。 (屋内の飼養施設) &lt;温度&gt; (犬) 15～25℃、15～26℃、15.5～26.6℃、18～22℃、 18～25℃、27℃前後、長毛種:15～20℃・短毛種: 20～25℃、ダブルコート夏23～26℃、冬19～23℃・ シングルコート夏22～25℃、冬20～25℃、(猫) 18～22℃、18～25℃、18～26℃、18～27℃、 20℃～26℃、20～27℃、20～28℃、27℃前後、 夏24～26℃・冬18～23℃ &lt;湿度&gt; (犬)30%～60%、30～70%、40～60%、40～55% (猫)30～60%、40～60%、50～60% 等</p>	<p>熱中症・凍死のリスクを防ぐためあいまいな表現はさけるべき。(第二種動物取扱業を含む)自治体職員が指導しやすくするため。 (夏)26℃以上、湿度60%以上になると熱中症になりやすくなる。 犬の熱中症致死率は30～50%と高め。 湿度が高いと耳の病気、皮膚の炎症、雑菌、カビが出しやすい。 (冬)温度が低いと低体温症になりやすく子犬や老犬は危険。 湿度が低いと呼吸器の異常、脱水症状になりやすい。 湿度は、30%以下は風邪やその他ウィルスが蔓延しやすくなり、60%以上は、熱中症やカビ菌など雑菌が増殖する。 大型犬、中型犬、小型犬、猫、犬種、猫種にもよる。種、個体、年齢に合った具体的な数値を設定して下さい。 数値設定について、季節や地域による差異や、寒冷地に適した品種等の存在などを考慮し、一律に数値を定めずに個体ごとの適正判断を行うべきとの考えもあるが、そもそも死に至るほど極度な寒暖さえも管理できない繁殖業者に、個別ごとの適正判断が可能なのか否か大いに疑問を感じる。 さまざまな犬種、猫種に大きな健康被害を与えないための概ねの適応数値を示した。</p>	<p>温度や湿度は、外的環境要因による影響が大きく、遵守基準として一律に上限値や下限値を定めた場合、数値はぎりぎり満たすが動物の飼養又は保管の状態としては適切でない状態を招き、それに対する指導を妨げるおそれ等もあること、季節や地域による差が大きいこと、寒冷地に適した品種等様々な品種があること等を考慮し、一律に数値を定めるのではなく、温度・湿度計の設置を義務付け日常的な管理を促すとともに、禁止される動物の状態そのものを規定し、個体ごとの適正な管理を義務付け、低体温症や熱中症等を防ぐものとしています。 一方で、温度や湿度の管理等について、その考え方や品種ごとの違いに応じた配慮を行うことは重要と考えており、御意見は、今後の運用に向けて、策定を予定している「基準の解説書(仮称)」等の参考としてまいります。</p>
2	<p>空調設備の設置は必要。</p>	<p>空調設備がない場所での飼養又は保管は病気や死亡させる原因になる。 真夏や真冬であっても空調設備がない場所で飼養し死亡させる事例があとを絶たないことから。</p>	<p>施行規則第2条(第一種動物取扱業の登録の申請等)、第10条の6(第二種動物取扱業の届出等)において、空調設備の配置を確認することとなっております。</p>
3	<p>「基準の解説書(仮称)」に、犬猫別、種類別、季節ごとの適温・適湿の範囲を明記し、指導してください。</p>	<p>熱中症や凍死等、命に関わる事なので、特に注意が必要と考えます。業者が管理を間違えないために、また管理されているかどうかをチェックする人が混乱なくできるようにするためです。</p>	<p>温度や湿度の管理等について、その考え方や品種ごとの違いに応じた配慮を行うことは重要と考えており、御意見は、今後の運用に向けて、策定を予定している「基準の解説書(仮称)」等の参考としてまいります。</p>
4	<p>犬又は猫の飼養又は保管を行う場合には、飼養施設に温度計及び湿度計を備え付けた上で、低温又は高温により動物の健康に支障が生じるおそれがないよう、空調設備を設置し、犬種猫種ごとの適正な飼養環境の管理を行うこと。</p>	<p>真夏や真冬であっても空調設備がない場所で飼養し死亡させる事例があとを絶たないことから空調設備の設置をするべき。</p>	<p>1及び2の回答と同じ。</p>
5	<p>最低限の換気扇が必須です。</p>	<p>臭気は汚物の処理、ケージの掃除以外に換気も大切なため。</p>	<p>2の回答と同じ。</p>
6	<p>クーラーの風が直接当たらないように、ケージなどの位置を調節。</p>	<p>特に子犬子猫や老犬老猫は温度や湿度のちょっとした変化で体調を崩しやすくクーラーの風は直接当たると自律神経が乱れやすい。</p>	<p>御意見は今後の参考にしております。</p>

3. 動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項

No.	意見の概要	主な意見の理由	意見に対する回答
7	飼養施設は屋内でなければならないか、屋外でも対策を講じれば認められるかを明確にすべき。	飼養施設は屋外に設置することが可能か。可能であれば、屋外でも温湿度計や衛生動物防止策が必要か。必要であれば、具体的にどのような設備を備えて、どのようにどの程度管理しなければならないと想定しているか。現行、飼養施設を屋外に設置してはいけないと明記されていない。今後、スペースを確保するために屋外や半屋外に飼養施設を設置したいと事業者からの要望が増加すると考えられる。行政として明確な理由をもって説明できる必要があるため。	運動スペース等が屋外に設置される場合(例えば、屋外にドッグランを所有しており、そこを運動スペースとして飼養する場合等)を否定するものではありません。その場合においても、温度計と湿度計を備えて低温や高温による健康の支障が生じないように管理する必要があります。今後、基準の運用に向けて策定を予定している「基準の解説書(仮称)」等の中で整理していきたいと考えています。
8	臭気の数値を設定し飼養環境又はその周辺の生活環境を損なわないようにすること。	臭気においても、行政職員が指摘するもそれぞれの主観で否定し生活環境を損なわれていることを認めないことから数値を設定すべき。	動物の健康に影響を与えることを根拠とする数値基準を仮に定めた場合、基準の範囲内であることをもって、かえって不適切な状態を容認する根拠とされるおそれがあること等を踏まえ、清潔を保つことを義務付ける規定としています。個体の状態に関する基準や悪臭防止法等を総合的に活用しながら、適正管理を確保していくことも重要と考えており、今後の運用に向けて、策定を予定している「基準の解説書(仮称)」等の参考として、数値と状態の関係等を示すとともに、適正な管理の指標となる数値を明示することなどにより対応してまいります。
9	アンモニア濃度は[2ppm/1ppm]以下と明記すること。(やむを得ない場合連続して3ppmを超えないこと)	高アンモニア濃度では粘膜刺激、呼吸刺激が起こり、呼吸困難、視力低下等体への悪影響を及ぼします。 敷地境界線上における規制基準(悪臭防止法第4条第1号) アンモニア濃度2ppmは楽に臭いを感知できる数値で、人間が犬の便臭を感じなくなるのは3ppm以下。 糞尿にまみれた不衛生な環境を裏付けるものでもあります。 屋内の飼養施設は、365日24時間温度管理をし、糞便や犬猫の体臭、廃棄物などのおいが出ないように清潔に保つこと。	
10	具体的な数値化を要望します。アンモニア測定器を設置する。	悪臭防止法は臭気の測定方法に手間がかかる。 悪臭法に基づく指導は難しいので、アンモニア測定器であれば、比較的安価に購入出来る。	
11	アンモニア臭に対して数値規制すべき。	工場などの臭いの問題も適用範囲である悪臭防止法ではなく、動物愛護のための基準を設けるべき。	
12	日長変化に応じた光環境の管理ができていれば、昼夜逆転したり、細切れでも、トータルの昼夜の長さが調節されていれば構わないのか。また、管理実態を行政がどのように確認したらよいか。	動物ごとの体内リズムに適した光環境をより細かく定義する必要がある。 確認ができない決まりは守られない可能性が高いため。	夜間の休息を確保する趣旨も含まれることから、御指摘の細切れのような状態は不適切であると考えられますが、今後の運用に向けて、策定を予定している「基準の解説書(仮称)」等の参考としてまいります。
13	自然採光がある場所で管理すること。その部屋の床面積の少なくとも1/8の窓の大きさを確保すること。	犬、猫ともに日光浴する事により、健康が保たれます。日光浴によってビタミンDの生成が行われ、骨を丈夫にする事が出来ます。紫外線により、殺菌・消毒、ダニなどにも効果がある。セロトニンの分泌を促す等の効果がある。太陽光を浴びないことで自律神経の乱れが起こることもある。 日光の当たり過ぎも健康を害するので適宜な日光浴が出来る環境が望ましいです。太陽光の入らない場所での飼養保管は虐待にあたる。	照明等がない場所での飼養は禁止されますが、望ましい光環境の確保についての具体的な配慮等については、今後の運用に向けて、策定を予定している「基準の解説書(仮称)」等の参考としてまいります。
14	ケージに入ってる動物に直射日光が当たった状況での飼養または保管を禁止にしてください。	ケージに等に入った動物に直射日光が当たることは、動物は逃げ場がなく、動物自身で回避することが出来ない。直射日光が当たる、動物が逃げ場のない飼養または保管の禁止を求める。	飼養施設には、温度計と湿度計を備えて低温や高温による健康の支障が生じないように管理する必要があると規定しており、御意見の趣旨が反映された基準となっています。

3. 動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項

No.	意見の概要	主な意見の理由	意見に対する回答
15	「日長変化に応じず、照明を使って強制的に繁殖させることを禁止する」を追加してください。	本来の繁殖期を完全に無視し、照明を利用してとんでもない周期で繰り返し繁殖させる事業者が多く存在しています。ブリーダー間でも、この方法は季節に関係なくたくさん産ませることができて効率的だとして、推奨までされています。きちんと取り締まれるようにはっきりと照明による強制繁殖を禁止すべきです。	
16	猫の発情を促す為の人工光を照射する行為は禁止とする。	猫は元来、自然のままだと3月から11月生まれしか存在しない。しかし悪徳繁殖業者の中には、本来産まない12月から2月にかけても発情するよう、人工光を照射する者がいる。猫の生理を操る事は著しく体調を崩す事にもつながるので、人工光の照射は禁止とするべき。	
17	猫に対して、照明は1日12時間以上当ててはいけないこととする。	猫は季節繁殖動物であるが、1日に12時間以上照明に当たると雌が発情し、季節に関係なく年3～4回の繁殖が出来てしまいます。悪徳ブリーダーによって、このように多発情を人工的に起こされ産まれてきた子猫は、遺伝的に疾患が出るそうです。赤血球ピルビン酸キナーゼPK欠損症～貧血になり、効果的な治療がないので4歳位で亡くなる。多発性の胞腎不全PKD～左右の腎臓にのう胞ができ、腎不全の症状がでる。スコティッシュフォールドなど骨軟骨形成不全症～四肢に骨瘤ができて足を引きずって歩く。スコティッシュフォールドなど今、とても人気の高い品種の猫は殆どが遺伝的疾患だと思われまます。この様な疾患の猫たちをつくらぬ為にも、人工光による日照時間のコントロールはしないようにして下さい。抜き打ち検査等で日照コントロールが行われた場合は、その業者の猫の繁殖は禁止させる位の重い罰則にして下さい。猫の健康を守るためにも大切です。管理指導の徹底が必要であると考えます。	日長変化に応じた光環境の管理を義務付けることで、照明による猫の人為的な繁殖のコントロールを禁止していますので、御意見の趣旨が反映された基準となっています。
18	日長変化に応じて光環境を管理しなければならない対象動物から、季節繁殖動物ではない犬を除外する。また、子犬や子猫の販売のみで、繁殖を行わないペットショップは、光環境を管理する対象から除外する。 該当箇所の「犬又は猫の飼養又は保管を行う場合には」を「繁殖の用に供する猫の飼養または保管を行う専用施設では」に修正すべきと考える。	猫は季節繁殖動物ですが、犬は猫と異なり、季節性は示しません。夜間の休息の確保は重要なのは当然ですが、根拠のない過度の規制は、日没後のケアなど、犬の適正管理を損なうことにつながります。 また、子犬や子猫の販売のみで、繁殖しないペットショップは対象から除外すべきと考えます。そもそもペットショップなど動物の展示を行う場合には、動物のストレス軽減などの観点から展示時間規制もあります。 くわえて、ブリーダーが繁殖のために猫を管理するケースでは、人と生活する家屋内で管理する場合もあり、人の生活に支障をきたさないよう光環境の管理はケージ等を覆えば十分とするなどの配慮も必要と考えます。	猫の繁殖の人為的なコントロールを防ぐという趣旨だけでなく、夜間に休息を確保するという目的もあることから、犬やペットショップ等を除外することは考えておりません。
19	展示の時間は、本来の習性を考慮しそれぞれの習性に合わせた時間帯で、1日3～5時間とし、習性に合わせて明るさを調整するように明記してください。	習性を踏まえない展示は、動物を苦しめるだけです。 本来の習性は、例えば、犬は昼も夜もよく寝ること、老犬や子犬はより睡眠時間が長くなること、猫は明け方と夕暮れに活発に活動すること、子猫や老猫はより睡眠時間が長くなることなどです。また本来は、保護猫の里親探しを目的とした猫カフェなど以外での展示は禁止すべきです。	明るさについては、習性等に適した明るさを確保することを規定しており、御意見の趣旨を踏まえた基準としています。なお、展示の時間については、「5.動物の展示又は輸送の方法に関する事項」において、展示が可能な時刻と総時間に加え、犬猫が休息したいタイミングで隠れられる(人目が避けられる)ことを重視し、原則として休息できる設備に自由に移動できる状態を規定しています。

3. 動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項

No.	意見の概要	主な意見の理由	意見に対する回答
20	「飼養施設が住宅地に立地している場合にあっては、長時間にわたる、又は深夜における鳴き声等による生活環境への影響が生じないよう、動物を管理すること。」を実施するに当たり、声帯切除を禁止または抑止すべき。 文末の「動物を管理すること」を削除し、「設備を整えること」に変更してください。	動物の鳴き声を管理することは、実際にはとても困難であり、また個体差があります。そのため、管理が行き届かない場合や余裕がない場合において、犬の場合は長時間にわたる口輪の装着、犬猫に共通しては声帯の切除が為される事も少なくありません。声帯切除は安易な方法でありながら、不自然で、動物に不自由を強いるとかがえます。騾やコミュニケーション等、鳴き声の対策として可能なことが他にもあります。 「動物を管理する」のではなく、施設に工夫を凝らすべきです。	御指摘のような行為については、理由や目的、個体の状態等に応じて必要性が判断されるものであると考えられ、御指摘のような行為も含め、犬猫の品種の多様性や人の動物への関わり方については、今後、幅広い視点から国民的な議論を進めていく必要があると考えています。
21	第二種動物取扱業者においても第一種動物取扱業者と同様の修正を反映して下さい。	第二種においても取り扱われる動物は同じものであり、同等の飼養環境が必要であると考えます。	御意見をいただいた「3.動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項」に関しては、第一種動物取扱業者と同様の基準を第二種動物取扱業者にも規定しています。
22	健康に支障が生じない環境基準を明示し、確認と記録、及びその保管を定める。	1日最低3回(朝昼夜)確認し、記録し保管することが好ましい。	御意見は今後の参考にしてまいります。
23	毎月1回は、ぬるま湯で、身体をしっかりと洗って、トリミングして欲しい。	清潔を保つこと。	個体の状態により、トリミングの必要性は異なると考えられ、特に猫では必要がない場合も想定されることから、一律に定めることは困難と考えます。
24	「騒音は60dB未満」と数値を設定して下さい。	話し声、大音量の館内BGMに何時間も晒されている状況は大変深刻で、動物の自傷行為の原因の1つとなっています。	飼養施設は、様々な環境に立地しており、基準省令の中で一律に基準を定めることにより、数値は満たすが問題のある事業者に対し適切な指導ができないおそれ等もあるため、「(中略)騒音が防止されるよう、飼養又は保管をする環境の管理を行うこと。」と規定しています。
25	環境を整えられない移動販売は動物愛護に反しているのを禁止すべき。	精神的、身体的にストレスが大きい輸送を必要とする動物の移動販売を禁止すべきです。今まで悪質業者は長距離の移動に加え過酷な環境で子犬子猫を展示してきました。	基準省令は、それぞれの事業所において、適正な飼養管理を行うための基準を定めるものであり、御指摘の点は、この省令改正により対応することは困難である(環境省令への委任の範囲を超えるものである)と考えていますが、多くの問題が指摘されている移動販売については、ケージ等の規模や輸送後2日間の目視確認等の新たな基準が適用され、それらに登録の段階から自治体の審査等が入ることにより、適切な飼養管理を図ることとしています。
26	(少なくとも)年2回(3回)、夏季、冬季に抜き打ちでの立ち入り検査を(複数の機関・第三者立ち会いの下で)実施して下さい。 適正でなかった場合は年4回抜き打ちでの立ち入り検査を実施して下さい。	近年異常気象の影響で夏季は酷暑、冬季は寒波が多くなっており酷暑では熱中症、寒波では凍死の危険性が高く、又病気の危険性も増大します。適切な温度管理を怠る事が命の危険性に直結するため指導の徹底が必要と考えます。また実態に合わせた適切な指導を実施する為に、事前通告無しでの検査実施にする必要があると考えます。 悪質な業者へ定期的に立ち入り検査をすることにより、改善や実態把握ができ、適正な環境での飼養意識付けさせることができる。	法第24条に基づき、都道府県知事等は立ち入り検査ができることになっており、立ち入り検査に当たって予告が必要なものではありません。 また、立ち入り検査の回数については、各動物取扱業者における飼養又は保管の状況等に応じて判断されるものとなります。

4. 動物の疾病等に係る措置に関する事項

No.	意見の概要	主な意見の理由	意見に対する回答
1	健康診断の実施内容や項目について、定めてほしい。	<p>繁殖に使用された動物には、健康状態を著しく損ねている個体が多く、健康診断を定期的に行うことにより、動物愛護の観点から正しく安全な繁殖が行われているかを知るきっかけにもなります。また、定期的な健康診断により、動物の健康上の異常に早く対応することができ、個体が繁殖に適しているかを判断することもできます。いい加減な健康診断では意味がないので、環境省で基準を設けて下さい。</p> <p>犬、猫たちが文句を言わないのを良い事に形だけの診断に終わらないように規定をはっきり定めて欲しい。</p> <p>家庭犬猫でも普通に血液検査を年1回行われています。衛生面も確認して欲しい。</p>	健康診断の内容や項目等については、今後、基準の運用に向けて、策定を予定している「基準の解説書(仮称)」等の中で整理していきたいと考えています。
2	血液検査及びレントゲン検査(妊娠時以外)等を含む健康診断を受けさせる。	<p>触診だけではわからない疾患が多くあります。</p> <p>血液検査をすることで、貧血や肝臓・腎臓・糖尿・脱水・肝機能障害・栄養失調・出血等など、多くの身体の異常やストレスの疑い、繁殖の可否を知ることができる。</p> <p>動物病院の先生の話によると、血液検査+レントゲン検査で、フィラリア、腎不全、糖尿病、甲状腺機能、クッシング症候群、ホルモン異常、肺炎、肺炎、骨異常、心臓異常などほとんどの病気や異常が見つけれられるとの事です。</p> <p>エコー検査を必ず行う。</p> <p>聴診器をあてただけの健康診断にならないよう血液検査(生化学検査)・レントゲン検査・尿検査・糞検査を義務付けしてください。</p> <p>せっかくの年1回以上の健康診断が、問診、触診のみといった形骸化されたものにならないよう、健康状態をよく把握することのできる血液検査の必須化が必要と思います。</p> <p>10月7日の動物愛護部会にて「血液検査をすれば、大体の健康状態が分かるので、検査項目に入れるべき」だと仰っていたそうです。また、レントゲン検査も行うことで、骨、内臓、心臓の大きさが確認できます。</p>	1の回答と同じ。
3	健康診断の際に人為的、故意的は健康被害を受けていないか確認するようにして欲しい。 声帯カットをしているかの判断 心雑があるかどうかの判断	<p>声帯カットをして鳴かないようにさせている業者がいます。切除した犬は呼吸に関するさまざまなトラブルがあります。痰をうまく除去できないと気管支炎、熱中症などもなりやすく、手術を受けた犬の14%で副作用がでているようです。</p> <p>人為的、故意的に声帯をカットされたり、尻尾が切られたり、ケガをさせられたり、太らされたりしていないかの確認。私の飼っている犬は繁殖犬で、保護団体がブリーダーから保護しました。声帯をカットされています。</p>	1の回答と同じ。
4	ワクチン接種の義務化	初めて飼育した子犬(大手ペットショップより購入)が家に来て1週間たらずでパルボウイルス感染症に。母犬がワクチンを接種していなかった事との報告を受けたので。	個体の状態により、必要なワクチンの内容が異なる場合もあることから、制度として一律に義務化することは困難ですが、御指摘のような感染症が発生する状態は指導等の対象となると考えられますので、御意見は今後の参考とさせていただきます。

4. 動物の疾病等に係る措置に関する事項

No.	意見の概要	主な意見の理由	意見に対する回答
5	健康診断を年2回以上受けること	年に1回以上とあるが繁殖回数を守らず繁殖させる危険を考え「以上」というあいまいなものではなく、必須として「2回」もしくはそれ以上と明記が必要。 健康診断は年に2回(夏・冬など)受けさせる。	健康な個体にとっては、動物病院に行くことや検査自体がストレスになる可能性も考慮し、義務規定としては、年1回の頻度としたものです。
6	半年以上継続して飼育するなら一度は健康診断をすべき。	初回ヒートでの出産リスクも高いので回避する。	「6.動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖の方法に関する事項」において、個体の状況に応じて、繁殖に適さない個体(初回発情時に体の成長が不十分な場合等)の交配は認めないこととしています。
7	環境省認定(指定)の獣医師が健康診断を行うこととする。	悪徳繁殖業者と、つながっている獣医師の存在を否定できないため。悪徳繁殖業者を顧客にしている獣医師がいることから、環境省が指定した獣医師のみが検査を行ってください。 環境省と獣医師がデータを紐付けして、情報を共有することで、虐待やネグレクトから犬や猫を守る一助となります。 獣医師は犬猫の健康を守っていただく、大事な方々です。しかしながら、業界側について、お金で動く獣医師がいる事も事実です。しかも、先日の愛護部会でも獣医師が指導しても、繁殖業者が言うことを聞いてくれなかったと、お話されていました。それを聞くだけでも、ショップや、業界に付いている獣医師だと、犬猫の健康が守られるのが不安ですし、業者も獣医師の助言を聞いて適正に飼養してもらえるのか、心配です。ですから、強く指導が出来る、業界に付いていない獣医師に、犬猫の健康は守ってもらうべきと、考えます。環境省認定の獣医師を、お願いします。 獣医師による帝王切開がなされていない事や虐待が発覚した場合、かかりつけ医師でないので通報が円滑に行われやすくなる。	環境省が獣医師を指定(認定)するような制度はないところですが、御意見は今後の参考とさせていただきます。
8	診断書を10年間保存すること。(個体を所有している間は保存すること。)	5年間の保存期間が経過したのち、飼養又は保管を行う各業者の間や、又は譲渡、販売での犬猫の移動が行われる際、5年前の健康診断書が無い為、健康状態、疾病履歴の確認を適切に行えない状況になる。 また、同事業所に6年以上飼養又は保管される場合も同じく、常に5年前の健康診断は存在しないこととなる。 よって、診断書は10年間保存することとして下さい。適切な管理とは犬又は猫が死亡するまでの継続した健康状態を把握することが前提である。5年前の診断書から年が経過する毎に診断書がなくなることは犬又は猫の健康状態の経過や疾病履歴などの情報が失われるので、飼養又は保管を行う者が継続的に適切な管理を行えなくなると考えます。	診断書の保存は、個体とその事業所にいるかどうかに関わらず(例えば、販売・死亡等によって当該個体が事業所からいなくなった場合も)、診断を受けた日から保存が義務付けられるものであるため、5年間としています。しかし、5年以上の長期間にわたって、飼養等を行う場合は、過去の情報も有用であると考えられるため、御意見は今後の参考とさせていただきます。
9	健康診断結果は保存ではなく、行政に提出することとする。	隠蔽を防ぐには、行政がしっかりと把握し管理することも大切。早期発見に繋がる。それを判断材料の一つにする事も出来るし、何かあった時の証拠にもなる。健康診断を受けてから1週間以内に、行政へ持っていき、コピーしてもらおう。原本は事業者が保存する。	診断書の保存状況は、定期的な立入検査等において確認できることになると考えており、記録の不備、不正があった場合は、指導勧告の対象となります。
10	5年間保存したという記録物については引退時に引き渡す。	診断書なりカルテなり発行したものを、引退する際に一緒に引き渡す。5年間保存したという証拠になる。5年間保存の約束が守られるか不明瞭な為。	9の回答と同じ。



4. 動物の疾病等に係る措置に関する事項

No.	意見の概要	主な意見の理由	意見に対する回答
11	診断結果を、獣医師・事業者双方で5年間保存する。	事業者・獣医師ともに5年間保存もする事と変更。獣医師も自治体が認めた(又は指定した)病院にすると事業者のみが健康診断の結果を把握していても隠せばいい。 業者側の都合に合わせた診断にならないように。	獣医師については、獣医師法に基づき、診療簿が保存されているものと認識しています。
12	検査結果により繁殖引退となった動物への対応を報告させる。	報告を求めた方が良いのではないのでしょうか。	譲渡促進の観点から、できる限り早い段階で譲渡されるための効果的な施策を推進する必要があると考えており、御意見は今後の制度運用の参考にさせていただきます。
13	毎年1回以上の獣医師による健康診断書のコピーを顧客に交付すること。	顧客に渡ってから病気の発覚もある。早めの対応もできることから、診断書のコピーを交付してください。	施行規則第8条の2(販売に際しての情報提供の方法等)において、顧客に対し当該動物の病歴、ワクチンの接種状況等を説明する義務があります。
14	健康診断で異常がみられた犬猫は繁殖を禁止(引退)する。	健康に問題が生じた犬猫に繁殖を強いるのは虐待に匹敵します。健康被害が認められた場合は以降の繁殖は禁止し、速やかに引退させて下さい。 検査結果で異常が認められた場合には、繁殖、展示などには出さないようにする。	「6.動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖の方法に関する事項」において、健康診断の結果に従い、繁殖に適さない犬又は猫の繁殖はさせないことと規定しており、御指摘のような健康被害があった場合は、繁殖が禁止されるものですので、御意見の趣旨が反映された基準となっています。
15	獣医師は犬または猫が次の繁殖に不適であると診断する場合は正当性のある具体的な病名を診断書に記すこと。病気(遺伝性でないもの)が治癒した場合には改めて診断書を獣医師から取得することができる。	繁殖や帝王切開に不適であると診断される場合の判断基準が不明瞭であり、ブリーダーに不利な診断を受ける可能性がある。獣医は純血種、血統種に対する知識が乏しいことが多く、また実際の繁殖経験に乏しいための確な判断を下せないことがある。意見の分かれぬ範囲での基準が必要だ。猫種によってサイズも違うのに猫が小柄だからと繁殖に不適と判断された場合にはどうしたらいいのか。獣医師の判断基準が正しいとは限らない。従って繁殖に不適であると判断するには病名を必要とする。	個体の状態に応じた診断内容が診断書に記載されるものと認識していますが、御意見は今後の参考とさせていただきます。
16	獣医師による健康診断、繁殖に適するか否かの診断結果の全てに絶対なる信頼を持つ事が出来ません。	獣医師によって診断結果に個人差があり、特に繁殖関係に至っては、全く未経験の獣医師が殆どである為、診断結果に信用と信頼が持てる獣医師を探す迄に相当の期間を有する物となります。人間社会の不妊治療におきましても、何件かの医療機関での診療結果が妊娠の可能性無しだったとしても絶対では無く、無事に子供を授かっておられる女性も多数おられます。妊娠専門の医師であっても診断の結果には個人差があり、セカンドオピニオンがあたり前になっております。繁殖に関する専門の獣医師を探す事は大変難しいのが現状であり、獣医師の診断結果に従う事が困難かと思いません。	御意見は今後の参考とさせていただきます。

4. 動物の疾病等に係る措置に関する事項

No.	意見の概要	主な意見の理由	意見に対する回答
17	疾病にかかり、又は傷害を負った場合は「必要に応じて」ではなく「必ず」獣医師による診療を受けさせるべきである。	痛みや違和感を口にすることができないのが動物ですから、必要に応じてではなく、必ず獣医師の診療を受けさせるべきだと考えます。所有者の素人判断では、動物を痛みや苦痛から解放できない。「必要に応じて」という文章では、独自の判断で病院に行かずに済ませることができてしまう。「必ず」獣医師による診療を受けさせるべき。	疾病や傷害の状態等に応じて、必要な処置が異なると考えられますが、御意見は参考とさせていただきます。
18	動物の飼養施設への導入にあたって、健康状態の目視や聴取りだけでは不十分である。	契約の相手に環境省が指定した獣医師に健診を行ってもらい、健康である事の証明書を発行してもらおう。目視や聴取りだけでは内臓疾患があっても分からない。血液検査や尿検査を行う方がよい。	契約の相手方等には、例えば、その個体を診断した獣医師などが含まれると考えています。御意見は今後の制度運用の参考にさせていただきます。
19	「当該動物が健康であることを目視又は契約の相手方等から聴取りにより確認」における契約の相手方等の「等」を削除	相手方がきちんと分かるように、身分証明書を義務化する。後々動物の健康上のトラブルを防ぐ為に相手方は身分証明書を提出すべきである。	
20	販売業者、繁殖業者は、繁殖の、又は販売の全ての動物の遺伝子検査をすること。	遺伝子病に苦しむ動物を減らすには、やはり遺伝子検査を全ての繁殖、販売の動物たちにすべきと考えます。ペットショップで購入した仔犬猫が遺伝子疾患を発症した事を報告しても、繁殖業者に伝えてあるのか有耶無耶になっているケースが報告されています。(ブリーダーと連絡すら取らせてもらえない) 遺伝子疾患を発症した場合、購入者は直ちにペットショップ及び繁殖業者と連絡を取り、親犬猫、動物を環境省指定の獣医師によって、避妊去勢をし、引退させるべきと考えます。保護犬猫、動物として譲渡させること。(殺処分ではない)	御意見は今後の参考にさせていただきます。
21	「飼養又は保管をする動物の疾病及び傷害の予防、寄生虫の寄生の予防又は駆除等日常的な健康管理を行うこと。」について、感染症等発生した場合の具体的な対応策についても記載するべきです。	感染症が発生した場合、検査や隔離を徹底的にし、治療をほどこす、殺処分はしないなどの対策も盛り込んでください。また、人に感染する場合は保健所に連絡する。購入者側が発見した場合は、即座に販売者と保健所に連絡する。保健所は販売所、繁殖場などを検査すると明記して下さい。	疾病にかかり、又は傷害を負った場合には、速やかに必要な処置を行うことが規定されており、御指摘のような感染症等については、治療等の処置が必要になると想定されます。また、重大な感染症が発生した際には、感染症関係法令等に基づき、獣医師や関係機関と連携して対応することとなります。
22	「販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、高齢猫…に定期的に健康診断を受けさせる等、当該高齢猫の健康に配慮した取扱いに努めること。」の「努めること」を「する義務がある」に変えてください。	高齢猫の健康にも配慮が必要です。	この規定においては、健康診断だけでなく、高齢猫の健康に配慮した取扱いを規定しているものですが、今回の基準の具体化で高齢猫どうかに関わらず、1年に1回以上の健康診断を義務付けています。
23	高齢猫の年齢を、生後11年以上ではなく、生後7年以上にするべきである。努力義務ではなく、高齢猫には血液検査やエコー診査を含めた健康診断を、半年に1回の実施を義務付けるべき。	一般的に猫は7歳から高齢期に入ったとされるため。多数の獣医師が高齢猫の半年に1回の健康診断を推奨していることから。	

5. 動物の展示又は輸送の方法に関する事項

No.	意見の概要	主な意見の理由	意見に対する回答
1	休息できる設備に自由に移動できる状態のあるなしに関わらず、展示を行わない時間を設けて下さい。	ペットショップで売り場のどまん中の展示用のケージの中に入れられていた動物にストレス行動があった。物販の売場にあり店員も近くにいない。ふれあい動物園で動物が逃げ続けていたが、隠れる場所が無くぐったりしているのを確認した。	犬猫が休息したいタイミングで隠れられる(人目が避けられる)ことを重視し、原則として自由に移動できる状態としたもので、御意見の趣旨を踏まえた基準としています。
2	展示を行わない時間を「6時間ごとに」から「1時間/2時間/3時間/4時間ごとに」に変更してください。	展示を行わない時間を6時間ごととする根拠がない。ストレスを軽減するための内容ではなく、休息できる時間が6時間ごとにしかないのは大変なストレスになる。しっかりと休息がとれる時間を明記してください。過度のストレス下におかれている動物にとって展示を行わない時間は必要不可欠。例えば最長の12時間展示で3時間の運動時間をとれば9時間は拘束。6時間に1回の休憩ではストレスの軽減につながらない。展示される子犬猫は、明るい照明の元、音楽が1日流れる環境の中、1日中沢山の人間に変わる見られ、次から次へと抱っこされます。子犬猫にとってのストレスは計り知れません。展示後、1時間休けいというような、休める時間をこまめにとって頂きたいです。	御意見の趣旨も踏まえて、(6時間展示した後に休憩を義務づけるのではなく、)6時間以上休憩なしで展示をしてはいけないという趣旨をより明確にするため、以下のとおり修正します。 「展示を行う時間が6時間を超えるごとに、その途中に展示を行わない時間を6時間ごとに設けること」
3	展示を行わない時間は「最長で」6時間とする。(展示を行わない時間を6時間ごとと限定しない。)	6時間ごとと限定する必要はなく、1時間ごとでも3時間ごとでもかまわないため「最長で」を追加する。	2の回答と同じ。
4	展示時間を1日当たり最長6時間とすること。	休息場所が無いスペースで人に見られたり触られたりするストレスを鑑みても時間は短い方が良いから。	御指摘のようなストレスを軽減するため、犬猫が休息したいタイミングで隠れられる(人目が避けられる)ことを重視し、原則として自由に移動できる状態を具体化したものです。
5	以下のとおり修正すること。 -展示時間は1日5時間までとする。 -長時間連続して展示する場合、次回展示を行うまでに、最低14時間の間隔を設ける。 -犬または猫が休息できる設備を確保することが困難な場合、次回展示を行うまでに、最低18時間の間隔を設ける。	犬の場合、成犬で12-14時間、子犬で最大18時間の睡眠時間の確保が必要とされています。該当箇所では、最大12時間の展示が可能となり、特に子犬において1日に必要な睡眠時間を確保することは到底困難です。また、犬が1日に活動的になる時間は、5時間とされており、それ以外の時間は睡眠、食事、休息に費やされます。展示中は、人の声や騒音にさらされ、抱っこなど常に人への対応が必要となり、それ以外の時間も常時明るい照明下にありますので、個体に大きな負担がかかります。展示時間は、活動時間と同等ととらえ、1日最長5時間にすることが適切であると考えます。特に体力のない子犬に対しては、厳格に守られるべきです。また、「長時間連続して展示する場合で休息できる設備を確保することが困難な場合には展示を行わない時間を6時間ごとに設ける」という箇所についても、展示を行わない時間の長さに関する規定がなく、数分でも確保すれば良いとも受け取れ、この箇所の有効性がありません。休息の取れない狭いケージでの展示の場合は、次回展示までに、最低でも子犬に必要な睡眠時間と同等である18時間の間隔を開けるべきであると考えます。	犬猫が休息したいタイミングで隠れられる(人目が避けられる)ことを重視し、原則として自由に移動できる状態を具体化したもので、その状態を確保することが困難な場合でも、展示を行う時間が6時間を超えるごとに、その途中に展示を行わない時間を設けることとしています。このほか、顧客等に接触する場合には、動物に過度なストレスがかかることがないように、適度な休息を与えることが規定されています。
6	特定成猫の展示を行う場合においても、展示時間は午後8時までとする。	成猫のみ夜間の展示が可能である理由がない。加えて、飲酒後の判断力が低下した状態での動物の購入は、のちのネグレクトや虐待、遺棄に繋がる恐れがあるため。	当該規定は生後1年以上の猫を対象としていることから、主に猫カフェ等における展示を想定したものであり、御指摘のような購入につながる可能性は低いと考えています。

5. 動物の展示又は輸送の方法に関する事項

No.	意見の概要	主な意見の理由	意見に対する回答
7	運動できる時間も設けると追記して下さい。	自由に移動できることと、運動することも大切なことです。	運動については、「7.その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項」として、運動スペース分離型飼養等を行う場合は1日3時間以上の運動スペース内での運動を規定しています。また、毎日、散歩や遊具を用いた活動等の触れ合いが必要となっています。
8	展示を行わない時間を明確に示すべきである。	必要な休息時間は個々の動物のその時点での状態によって異なるが、例えば1時間以上といった、最低限必要となる休息時間を具体的に記載し、事業者に分かりやすく、行政側が指導しやすいような、具体的な時間数を示すべきと考える。展示の定義と展示を行わない状態が明確である必要がある。この記載であれば、事業者の判断により1分でも休息時間を設ければ良いとも解釈できてしまい、結果的に長時間の展示を防ぐことは難しくなってしまうと考える。	個体の状態や展示の状況に応じて、休息に必要な時間が異なると考えられますが、今後の運用に向けて、策定を予定している「基準の解説書(仮称)」等の中で整理していきたいと考えています。
9	展示動物の飼養保管基準にある内容(適切な展示時間)を追加する。	明記すべき重要なことである。	8の回答と同じ。
10	展示を行わない時間を6時間ごとに設ける義務について、実際に行っているかをどのような方法により確認するのでしょうか。また、実効性をどのように担保するのでしょうか。	「展示を行わない時間」を6時間ごとに設けることについては、店舗ごとに確認する必要がありますと考えますが、各店舗ごとの確認方法が基準省令上明らかでないのご教示をお願いします。また、動物の健康に配慮した基準であることから実効性を確保する必要がありますと考えますが、どのような方法で担保するのかご教示をお願いします。	休憩場所の管理状態等から状況を確認することを想定しています。今後、基準の運用に向けて策定を予定している「基準の解説書(仮称)」等の中で整理していきたいと考えています。
11	展示を行わない時間の記録・健康チェックが必要。	全ての事において数値・基準は明確にしてほしい。実際、大手ペットショップで展示が空いている状態を見た事がない。入れ替えて展示しているのか？間の部分である。	10の回答と同じ。
12	展示を行わない時間とは、具体的にどのような状態に動物を置けば良いか。	展示の定義と展示を行わない状態が明確である必要がある。現場で、展示を行わない状態を、施設が設備上満たしているか確認・指導できないため。	休息できる設備に自由に移動できる状態を確保できない場合に、人目が避けられる環境に移動させ、休息等をさせている状態を「展示を行わない」としています。具体的には、今後、基準の運用に向けて策定を予定している「基準の解説書(仮称)」等の中で整理していきたいと考えています。
13	休息できる設備を明確にする。	必ず広いスペースを設け休ませる。ダンボールへ入れるなどしない。ペットショップに展示されている子たちのストレスはかなり大きいと考えられており休息をしっかりできる空間が必要。スペースは充分に取り、水やトイレ・毛布など設備をきちんと整えておくことを厳守とすること。ガラスの向こうから人間に注目され小さな子は気にせずトントンとガラスをたたきます。視線・音のストレスはすごいです。抱かれたりするともっと大きなストレスとなります。休息时间・場所をしっかり設けることは必然です。	犬猫が休息したいタイミングで隠れられる(人目が避けられる)状態が確保できる設備が必要になり、段ボール等の簡易的な設備は想定していませんが、今後、基準の運用に向けて策定を予定している「基準の解説書(仮称)」等の中で整理していきたいと考えています。
14	6時間ごとの展示休止時間は、会場内にいる犬猫一律同時に行うこと。	個別とされると、個々の時間の把握ができないことから虚偽が生じやすい。6時間ごとに1時間の運動時間など時間を明記し、閉じ込め状態のまま放置することを固く禁ずる。	展示を行わない時間をどのように設けるかは、個体の状態や展示の状況に応じて、休息に必要な時間が異なると考えられ、様々な配慮の方法があるものと考えています。

5. 動物の展示又は輸送の方法に関する事項

No.	意見の概要	主な意見の理由	意見に対する回答
15	展示中具合が悪くなった犬又は猫は展示を中止し治療を受けることを追記してください。	展示中の犬又は猫は一日に抱っこを何回もされストレスを抱え体調不良を起こします。休息中でも具合が悪そうでしたら速やかに展示を中止し治療を受けさせるべきです。以前、展示中の子犬が具合悪そうに嘔吐していたので店員様にご報告をいたしましたら汚物を取ってそのまま展示をしていました。	「4.動物の疾病等に係る措置に関する事項」において、疾病にかかり、又は傷害を負った場合には、速やかに必要な処置を行うことが規定されており、御指摘のような具合が悪くなった個体については、治療等の処置が必要になると想定されます。
16	展示を行う場合は、予約制にする。	子犬・子猫の希望者に展示を行う場合は、予約制にして、犬・猫1匹に対して1日に3組までと数字で明記する。その時間以外は、バックヤードなどで休ませてあげる。子犬・子猫は、体調を崩しやすいので、睡眠時間を確保してあげてほしい。	御意見は今後の参考とさせていただきます。
17	「展示」についての制限は、動物の健康に配慮した定めであることから、動物の店舗等での現実の展示を指すものと考えられ、インターネットを含む画像・映像による情報提供についてはこれに該当しないと考えます。したがって、画像・映像による情報提供については、「展示」には含まないと考えてよいでしょうか。	「展示」の時間制限、連続した「展示」の制限については、動物の負担・ストレスを避け、動物の健康に配慮した定めであることは条文上明かです。したがって、動物の店舗等での現実の展示を指すものと考えます。一方、インターネットを含む画像・映像による情報提供については、撮影時に動物の健康に配慮した方法によることは別として、情報提供時間の制限や連続した情報提供の制限といった考え方はなじまず、「展示」には含まないと考えます。	写真等の画像・映像による情報提供は展示には該当しません。なお、販売(契約)に当たっては、事前に現物確認と対面説明が必要です。
18	動物の展示も輸送もしない。(できるかぎり行ってはいけない。)	犬も猫も、その他の動物も人に見られる事をストレスに感じる。人が人にジッと見られる事でストレスを感じるように。特に猫は自由な生き物で閉じ込められる事でストレスになり病気を発症する。輸送についても行き先も分からずに移動は不安を引きおこすだけである。飼い猫についても1部屋で隔離した場合ストレスにより膀胱炎、尿路結石を引きおこす。家から病院にいく移動だけでも不安になり、知らない場所だと緊張し固まる。動物病院におけるの獣医師による発言です。	展示や輸送が必要な場合もあることから、ストレス等を軽減するための基準を規定するものです。御意見は今後の参考とさせていただきます。
19	輸送の頻度をできる限り少なくし、計画的な輸送をすべきことを追加。下痢、おう吐、四肢の麻痺等はすぐさま獣医師の診断を受けさせる(受診の義務付け)。	観察されるべきものとして動物の通常とは異なる行動を明記すべき。輸送は動物に負担がかかり、輸送時又は輸送後に死亡するリスクは大きい。おう吐や下痢、麻痺等、通常と異なった状態を目視で観察するだけでは、虐待と同じである。通常とは異なる状態があった場合は受診を義務付けてください。朝日新聞によると、2018年度に国内で繁殖販売されていた犬猫のうち、約2万6千匹が、繁殖業者やペットショップのもとで死んでいることがわかった。流通量の約3%にあたり、この5年間で計12万匹以上という記事です。輸送は動物にとって大きな負担です。事実、移動販売では弱っている犬猫が安価で販売されています。輸送時・輸送後に死亡するケースもあることから、計画的な輸送と受診を義務付けてください。	輸送の方法等については、今後、基準の運用に向けて策定を予定している「基準の解説書(仮称)」等の中で整理していきたいと考えています。獣医師の診断については、輸送後に獣医師の診断を義務付けた場合、輸送後にさらに診断のための輸送が伴う可能性があり、個体への負担となるおそれもあると考えられますが、下痢、おう吐等の症状が見られるような場合は、「4.動物の疾病等に係る措置に関する事項」に基づき、必要な処置(獣医師の診療を含む)等を行う必要があります。
20	輸送後は、獣医師による診察が必要(獣医師の証明を表示義務化)	輸送時において、動物の安全、健康が守られているのかを、確認する方法がありません。このままですと、業者任せのものになってしまい、動物の疲労又は苦痛の軽減になるとは、思えません。業者の目視ではなく、獣医師に診察をしてもらい、問題なかった犬猫については、証明を表示した上で、展示することになれば、犬猫の健康は守れません。今までも輸送時に体調を悪くしたり、亡くなる犬猫もいました。又、体調が悪いまま、展示しているという問題もありました。獣医師の診察が義務化となる事で、業者側も、今までよりも、輸送時に気を使ってもらえる様になると思います。業者任せの内容はやめて頂きたいと思います。	輸送後に獣医師の診断を義務付けた場合、輸送後にさらに診断のための輸送が伴う可能性があり、個体への負担となるおそれもあると考えられますが、下痢、おう吐等の症状が見られるような場合は、「4.動物の疾病等に係る措置に関する事項」に基づき、必要な処置(獣医師の診療を含む)等を行う必要があります。

5. 動物の展示又は輸送の方法に関する事項

No.	意見の概要	主な意見の理由	意見に対する回答
21	輸送後、各地方自治体が確認する(地方自治体に獣医師の診断書を提出する)	販売業者・貸出業者は当事者なので売りたいが為に何でも、いいのがれをするおそれがある。ならば公平な立場である責任者(自治体)が確認するべきである。子犬から、ジアルジアと呼吸器感染症が発生、人への感染あり、このような事例がおこっています。業者の目視だけでは不十分な理由になりうると思います。	輸送の都度、行政の職員が確認等を行うことは現実的でなく、定期的な立入検査等を通じて実効性を図るべきものと考えます。
22	輸送時間は3時間までとし、1時間ごとに休息又は運動、水分補給、排泄物をとり除き清潔に保つ事。体調確認も必要。	ストレスのかかる輸送を少しでも軽減する為。夏場は水分補給がとても大切・排泄物をとり除くのは体を清潔に保ち、病気にかからないようにする事。体調確認は子犬、子猫特に気をつけなければいけません。	個体の状態や輸送の方法等に応じて、必要な時間が異なると考えられますが、水分補給や体調確認等については、基準において、動物の状態を常時確認することや定期的な清掃、運動時間の確保、適切な回数(回数)の給水等が必要となっております。
23	輸送中の休息等を必要に応じてだけでなく何時間以上に渡る場合は、何時間に1度、何分以上など具体的に明記して欲しい。	必要かどうかは人の感覚になってしまうおそれがあるため。	
24	輸送方法の詳細を具体的に決め、保健所などに登録すること。	通気性の良いプラスチック製または木製の輸送容器にし、複数詰め込まない、など輸送方法を保健所などに提出すること。実際に現物の確認を受け、登録するようにする。輸送器に複数の動物を入れないこと。内側に動物が怪我をしない構造のものにすること。吸収マットなどの吸水材が敷かれてあること。給水できる構造であること。	基準省令において「必要に応じて空調設備を備える等により、動物の生理、生態等に適した温度、明るさ、換気、湿度等が確保されるようにすること。」「動物の種類、数、発育状況及び健康状態に応じ、餌の種類を選択し、適切な量及び回数により給餌及び給水を行うこと。」等の規定があり、御意見の趣旨が反映された基準となっております。
25	移動販売廃止	犬達の睡眠時間から輸送における生体販売は、ストレス、体調不良等、良い事は一つありません。成犬は1日あたり12～15時間の平均睡眠、子犬・老犬はさらに長く1日18～20時間もの間寝ています。生活環境の変化や夜でも明るく騒がしい室内で過ごすことによるストレスで睡眠時間に異常が出る場合があります。動物の移動販売はペットショップに比べてお客が動物を購入後相談等のケアを業者から直接聞くことができない。長距離移動を犬や猫たちにさせたあと移動販売を行い、また数日後には本拠地まで再び長距離移動をさせています。猫犬はぐったりと疲れはて、体調も崩し、過去には、けいれんを起こしている子犬の写真や血便の出ている子犬(タール便)の写真が記録されています。	基準省令は、それぞれの事業所において、適正な飼養管理を行うための基準を定めるものであり、御指摘の点は、この省令改正により対応することは困難である(環境省令への委任の範囲を超えるものである)と考えていますが、多くの問題が指摘されている移動販売については、ケージ等の規模や輸送後2日間の目視確認等の新たな基準が適用され、それらに登録の段階から自治体の審査等が入ることにより、適切な飼養管理を図ることとしています。
26	インターネットでの犬猫販売を禁止する。	インターネット取引でペットを購入した場合、「輸送方法は空輸や宅配便が一般的」なので、子犬や子猫にとっては負担が大きい。事業者のもとでは、健康状態に特に問題がみられなくとも、長時間の輸送で弱ってしまう可能性もあり、トラブルの原因となっている。「一部で無登録業者が販売している」事例がある。トラブルの一部には「事業者の住所は実在せず、登録番号も違っていた」など悪質なケースもみられる。無登録でのペットの販売は刑事罰の対象となる違法行為である。	令和元年法改正において、動物の販売に際し、事前に行う対面説明の場所が事業所に限定されたことから、インターネットのみの取引はできないこととなっております。
27	動物の展示について、保護猫犬動物の譲渡目的以外の動物カフェを廃止すること。	毎日見知らぬ人々が訪問し、触ったりします。騒音の中で過ごしている時間も長く、ストレスは多大だと思えます。譲渡目的以外を廃止してください。	基準省令は、それぞれの事業所において、適正な飼養管理を行うための基準を定めるものであり、御指摘の点は、この省令改正により対応することは困難である(環境省令への委任の範囲を超えるものである)と考えていますが、御意見は今後の参考にさせていただきます。

5. 動物の展示又は輸送の方法に関する事項

No.	意見の概要	主な意見の理由	意見に対する回答
28	<p>輸送後に業者が新たに第一種動物取扱業の登録を受け販売または貸出することを禁じることを追加する。 移動後に、販売業者が改めて第一種動物取扱業の登録を受けて事業所に販売に供する犬又は猫は、他の事業所に登録や管理されている犬又は猫は除外する。</p>	<p>同じ動物を別の事業所として登録しなおし販売、貸出しする行為は法律違反。個体ごとの登録管理にあてはまらない。同じ犬又は猫を輸送して別の事業所に登録をして販売するのは、法の各条文に違反している。事業所の二重登録となり違反になります。 販売業者及び貸出業者は、第一種動物取扱業の登録を都道府県知事及び指定都市の長の登録を受けなければならないと、動物の愛護及び管理に関する法律(以下法とする)第十条第一項で決められている。輸送前に第一動物取扱業者に登録されている犬又は猫はその飼養施設で帳簿を備え、その所有日、所有数、所有の種類死亡日等を記入し、保管する義務がある(法第二十一条)各事業所には当該事業所に係る業務を正確に行うために、十分な技術能力、知識経験を有する動物取扱責任者が専従しているが、(法第二十二条)他の事業所と兼任は出来ず、移動期間後の当該動物取扱責任者の飼養管理が果たせなくなる。</p>	<p>基準省令は、それぞれの事業所において、適正な飼養管理を行うための基準を定めるものであり、御指摘の点は、この省令改正により対応することは困難である(環境省令への委任の範囲を超えるものである)と考えています。</p>
29	<p>展示業者等にも輸送後2日間の目視義務を設けるべき。</p>	<p>移動動物園やふれあいパーク等の展示業においても輸送後2日間以上の状態を観察することを要望する。 展示業者についても仕入れ、店舗間移動等での輸送が想定され、イベント等での展示による輸送もあるため。輸送後の動物の状態を観察するために必要な日数として販売業者、貸出業者と展示業者で異なるとは想定できないため、同等の規定を設けるべきと考える。</p>	<p>展示業については、アニマルセラピー等も含まれる業態であるとともに、御指摘の移動動物園やふれあいパーク等については、犬猫以外の動物にも関連する業態です。改正法の規定に基づき、犬猫の基準を優先して検討したところであり、御意見は今後の参考にしてまいります。</p>
30	<p>輸送後2日間の目視義務の対象を犬・猫だけでなく、動物とするべき。</p>	<p>輸送におけるストレスによる緊迫状態は犬猫に限ることはない。</p>	<p>改正法の規定に基づき、犬猫の基準を優先して検討したところであり、犬猫以外の動物については、今後検討を進めるものとなります。</p>
31	<p>輸送において、必要に応じてではなく、空調設備を備える事を義務付けて下さい。 温度や湿度の具体的な数値を設定して下さい。</p>	<p>悪質な移動販売業者が多く、真夏・真冬も空調設備のない長距離移動を動物達は強いられ、熱中症や凍死させるケースが多々あります。移動販売業者のコスト削減により、トラック等に詰めこまれた動物達を守る為にも、空調設備を義務付け、温度・湿度の具体的な数値を設定して下さい。</p>	<p>個体の状態や輸送の方法・距離等に応じて、必要な空調の状態は異なると考えられますが、御指摘の熱中症や凍死が起こるような場合は、法第44条の虐待に該当する可能性もありますので、厳格に対応していきます。</p>
32	<p>輸送後2日間の目視について、日付として2日間なのか、48時間観察することが必要なのか、明確に示すべきである。</p>	<p>イベント等における1日、2日限りの販売等は、イベント前日や当日に動物を輸送して販売等するという方式で行われている。そのため、イベント等での販売方法について事業者明確に説明する必要がある。 本規定によりイベント等における当日輸送での販売は不可となると考えるが、日付として2日観察すれば良いのであれば、例えば前日夜に輸送して確認し、翌日のイベント当日の朝観察すればその日に販売することが可能となってくる。しかし輸送後48時間という意味であれば、さらに早い段階で輸送する必要がある。 事業者にとっても分かりやすく、行政側にも指導できるように明確にすべきと考える。</p>	<p>今後の基準の運用に向けて、策定を予定している「基準の解説書(仮称)」等の中で整理していきたいと考えていますが、御指摘の前日夜に輸送するような場合は「2日間以上」とは考えられず、48時間は一つの目安となると考えられます。</p>
33	<p>輸送後2日間以上の観察に該当する施設に展示販売施設を追加して下さい。</p>	<p>移動販売が実質禁止になっているにもかかわらず「事業所内で」を逆手にとって都道府県で、事業所の申請を行い販売している業者が多数います。飼養施設と展示販売施設が違う場合、2日間の観察が行なわれない可能性があるため、展示販売施設を追加して下さい。</p>	<p>御指摘の展示販売施設は、飼養施設に該当するため、輸送後2日間の目視が必要です。</p>

## 5. 動物の展示又は輸送の方法に関する事項

No.	意見の概要	主な意見の理由	意見に対する回答
34	目視によって観察した後の対処(異常が見られた場合の対応)を追記	目視によって観察し、異常が見られた時は放置せず、診察を受けさせること。異常が見られた個体について販売、展示、貸出等を中止すること。移動した後の場で、その動物の健康を担保するために、「健康状態が回復しない場合は、速やかに、必要な処置を行うとともに、必要に応じて獣医師による診察を受けさせること」を追記することにより、より動物保護が徹底されると思います。	異常が見られるような場合は、「4.動物の疾病等に係る措置に関する事項」に基づき、必要な処置(獣医師の診察を含む)等を行う必要があります。



6. 動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖の方法に関する事項

No.	意見の概要	主な意見の理由	意見に対する回答
1	初回発情は除き、生涯出産回数を3回まで雌の交配時の年齢を5歳以下	適正管理している繁殖業者の平均繁殖上限回数と年齢が、5歳3産であることから5歳3産を要望する。また、初回発情の交配は体が未発達なことから外す。法律21条2項の6号には「動物を繁殖の用に供することができる回数～」と記されているため、法律に基づく内容として猫にも回数を入れること。猫の場合、季節繁殖動物で多発情動物であることから年数回出産することを理由に、野良猫でも年3回は可能で出産しているため、繁殖猫の回数を減らすのは適当ではないとの発言が環境省から検討会等であったが、早々に発情期のストレスを解消するために不妊・去勢手術を行い、終生飼養の環境を与えるべき。出産方法が帝王切開ばかりになってしまうと、犬・猫の身体に多大なる負担をかけてしまいます。	繁殖に関する基準は、発情サイクル等の違いに配慮し、個体ごとの繁殖生理に合わせた管理、獣医師の診断に基づき繁殖に適さない犬と猫の繁殖をさせないことを義務付けるものです。これにより犬と猫の繁殖生理の特徴を反映し、加齢により母体に負担がかかることを防ぐことができるため、年齢と回数を規定したものです。また、引退犬猫については、譲渡促進の観点から、できる限り早い段階で譲渡されるための効果的な施策を推進する必要があると考えており、御意見の趣旨は今後の制度運用の参考にしてまいります。初回発情については、個体の状況に応じて、繁殖に適さない個体(初回発情時に体の成長が不十分な場合等)の交配は認めないこととしています。
2	初回発情を除き、出産回数は[4回/5回]まで 犬猫とも雄は4歳引退 犬猫とも雌は5歳引退	猫は季節繁殖動物だが、悪徳ブリーダーが多産させようと人工光により多発情を誘発している。多発情で産まれた子猫は遺伝性疾患が多い。赤血球ピルビン酸キナーゼ(PK)欠損症、多発性のう胞腎(PKD)、骨軟骨形成不全症など病気の子猫をつくらないためにも出産回数、サイクルの制限が必要である。初回発情の交配は体が未発達なので外して下さい。獣医師から「繁殖可能」と診断されたオスは延々と繁殖を強いられる可能性があります。犬・猫ともにオスは「4歳までに引退」させて下さい。8年間、動物看護師をされていた方の話によると、繁殖犬猫が発情期になると強制的に交配させられ、出産の際、陣痛がきても体格的に産めないで帝王切開を進めてもコスト削減の為、帝王切開はされず母子共に死んでいくのを何度も見てきたそうです。獣医師もこの出産回数と頻度が限界だろうと仰っているそうです。引退後、穏やかに過ごせる様、引退年齢は4歳以下でお願いします。繁殖業者が自分たちの利益のために犬を使えるだけ使い、役に立たなくなったら保護団体に引き取らせるという事を見聞きました。動物保護団体の会員であり繁殖犬を見たことがあるからです。 「ペット業界における犬の生体販売市場の課題」(文献 岩倉由貴)犬猫が全国の自治体にて殺処分されている現状や飼育者の手に届く頭数は、犬猫の推定年間生産頭数の約51%にすぎないという状況。つまり一般的な商品流通の視点から見ればこれらの数字はペット市場が非常に非生産的・非効率な市場であると同時に「動物」という生命を有する商品を粗末に扱う倫理的問題を孕んでいる市場であることを示している。 初めての発情が後6ヶ月ぐらいにきますが、そのとき出産すると体が未熟なため、2回目から交配出産させます。毎年のお産は、雌犬の体に負担がかかります。劣悪な状況で体がボロボロになるまで(産めるまで)産み続けます。	繁殖に関する基準は、発情サイクル等の違いに配慮し、個体ごとの繁殖生理に合わせた管理、獣医師の診断に基づき繁殖に適さない犬と猫の繁殖をさせないことを義務付けるものです。これにより犬と猫の繁殖生理の特徴を反映し、加齢により母体に負担がかかることを防ぐことができるため、年齢と回数を規定したものです。また、引退犬猫については、譲渡促進の観点から、できる限り早い段階で譲渡されるための効果的な施策を推進する必要があると考えており、御意見の趣旨は今後の制度運用の参考にしてまいります。初回発情については、個体の状況に応じて、繁殖に適さない個体(初回発情時に体の成長が不十分な場合等)の交配は認めないこととしています。雄については、獣医師による診断を義務付けており、年齢や出産回数にかかわらず、雄・雌を問わず、繁殖に適さない個体は交配を認めないこととしています。
3	(オス)犬猫ともに3歳までに引退させる。(メス)犬猫ともに3産まで4歳で引退させる。	延々と繁殖を強いられる危険性がありますので引退時期を定めて下さい。その後の生活も早く去勢することにより、ガンや疾病にならず長生きする可能性があります。	2の回答と同じ。
4	犬・猫ともに4才までに引退させる。	4才に引退させ、その後保護してくれる人との出会いがあれば、犬猫の生存の権利は守られる。	2の回答と同じ。
5	犬、猫、ともに生涯出産回数を1回にする。雌・雄ともに引退年齢を2歳とする。	平均出産回数は1回までにし、犬、猫の引退年齢は2歳までにして、引退後の生活が長くなり、里親がみつかりやすくなります。	2の回答と同じ。

6. 動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖の方法に関する事項

No.	意見の概要	主な意見の理由	意見に対する回答
6	犬の出産頻度は年に1回まで	出産頻度は犬の母体の負担を考え良質ブリーダーは年1回にしています。年1回にするべきです。最近の人気犬種は超小型犬が好まれ、特に体の小さい犬にとっては出産が難産のリスクが高く母体にかなりの負担となる為年1回が理想である。	繁殖に関する基準は、発情サイクル等の違い(例えば、犬は個体により6~10ヶ月の間隔で発情を繰り返す)に配慮し、個体ごとの繁殖生理に合わせた管理を義務付けることを前提としており、個体ごとの生涯にわたる繁殖全体を考慮した長期的な視点で年齢と回数を規定したものです。
7	猫の出産頻度を[年に1回/2年に3回/2年に1回]までとする。	妊娠出産は、体に負担をかけて命を落とすことさえあります。特に体の小さい犬猫、大型犬は難産であると言われています。出産、繁殖は心身ともに非常に負担があります。照明による発情の調整がなされており、過剰な出産回数になりかねない。	繁殖に関する基準は、発情サイクル等の違い(例えば、犬は個体により6~10ヶ月の間隔で発情を繰り返す)に配慮し、個体ごとの繁殖生理に合わせた管理を義務付けることを前提としており、個体ごとの生涯にわたる繁殖全体を考慮した長期的な視点で年齢と回数を規定したものです。なお、「3.動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項」において、日長変化に応じた光環境の管理を義務付けることで、照明による猫の人為的な繁殖のコントロールを禁止しています。
8	猫の生涯出産回数は[6回/5回]まで	人間と同じように何度出産させても健康リスクがないという証明はありません。回数での規定をしなければ危険が大きすぎます。	繁殖に関する基準は、犬と猫では繁殖生理が異なり、猫は特に繁殖能力が高い動物で、出産回数による健康影響については、明確な知見が得られなかったところ、加齢により母体に負担がかかることを防ぐため、年齢の上限を規定しています。また、個体の特性にあわせた多様な配慮を行うことを妨げることがないという点も考慮しています。
9	猫の生涯出産回数は10回まで	犬に上限があるのに猫にないのはおかしいです。猫は1年で2~3回出産可能です。6歳以下とした場合、初回発情を外しても、15~17回繁殖が可能となります。年歳制限だけでなく、通常、繁殖業者からすれば、6歳までに1回でも多く産ませようとするのが、現実です。これでは、母体の負担もかかりますが、適正な繁殖とは言えません。「みだりな繁殖」「母体への過度な負担」と書かれていますが、曖昧な表現で、どうとでも取れてしまいます。母体への負担軽減、適正な繁殖数の為に、業者に任せる様な、曖昧な表現は、やめるべきです。数値規制を決めるのであるなら、年歳制限ではだめです。犬と同じように、回数を入れるべきと考えます。猫は10回までと数値化して下さい。	例えば、若齢のうちに複数回繁殖させて、早めに引退させて譲渡する場合や、終生飼養を前提にある程度の年齢になってから繁殖を始めたり、出産間隔を開けて繁殖させる場合等、多様な配慮を可能とする規定としています。
10	初回発情時の繁殖は禁止	「初回発情」は身体が未熟な為身体への負担が大きくなる為外すべきと思う。初回交配は2回目の発情又は1歳半にしてください。初回の出産を1才以上とする。犬の場合、初回の発情時の交配は、まだ体が未発達な為、見送り、2歳以上にする。	個体の状況に応じて、繁殖に適さない個体(初回発情時に体の成長が不十分な場合等)の交配は認めないこととしています。
11	犬猫共に雄は、[5歳/6歳(満7歳以下)]までに引退させる。	雄の引退年齢の規定がないと繁殖可能な限り酷使され長期にわたり拘束されてしまう為。犬猫共にオスの引退年齢を規定しなければ、長期間、何回も酷使されます。皮がむけて肉がむきだしになるまで、又肉がむきだしになっても酷使され続けます。雄の引退年齢は規定が必要である。人間の男性が性器の皮がむけて肉がむきだしになっても可能ですか？	獣医師による診断を義務付けており、年齢や出産回数にかかわらず、オス・メスを問わず、繁殖に適さない個体は交配を認めないこととしています。

6. 動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖の方法に関する事項

No.	意見の概要	主な意見の理由	意見に対する回答
12	犬猫の7歳に達した時点の除外規定を削除	7歳に達した時点での出産回数を証明できない。出産回数を偽れるため、過剰な出産回数が許されることになるため。業者間で販売、貸出を行う場合出産回数をごまかす業者がある為。犬の7歳はシニアです。シニアの出産は母体へのダメージも大きく、死亡率や奇形や病気の子の出産率が上がります。繁殖引退犬の譲渡(里親探し)をしやすくするために引退は早い方がいいと思います。	繁殖に関する基準は、個体の特性にあわせた多様な配慮を行うことを妨げることがないようにという点も考慮しています。例えば、若齢のうちに複数回繁殖させ、早めに引退させて譲渡する場合や、終生飼養を前提にある程度の年齢になってから繁殖を始めたり、出産間隔を開けて繁殖させる場合等、多様な配慮を可能とする規定としています。出産回数については、令和3年6月から繁殖実施状況記録台帳への生涯出産回数の記入を義務化し、出産回数を確認できる体制を整えます。また、引退犬猫については、譲渡促進の観点から、できる限り早い段階で譲渡されるための効果的な施策を推進する必要があると考えており、御意見の趣旨は今後の施策の参考にさせていただきます。
13	生涯出産回数が6回、雌の交配時年齢を7歳以下にするのは低すぎると考えます。	まず、犬年齢7歳は人間年齢44歳程度である。この程度の年齢で健康に生きているヒトは、出産している事例も少なくない。そして、50歳台で、子供を7、8人以上出産している女性もいる。この日本で満足に裕福に生活出来るかは、人間では定かではないが、犬や猫は人間が丁寧に健やかにきちんと世話をすると、永らく健康に生きて行ける。 第二に、もし、生涯出産回数を6回未満とし、雌の交配時年齢を7歳以下とするならば、それこそ、犬や猫の不法投棄が増えるのではないかと考える。私達、ブリーダーは責任を持って、最期まで、愛情を持って大切に育てているため、非常に遺憾である。	繁殖に関する基準は、発情サイクル等の違いに配慮し、個体ごとの繁殖生理に合わせた管理を義務付けることを前提として、犬と猫の繁殖生理の特徴を反映し、年齢により母体に負担がかかることを防ぐため、年齢と回数を規定したものと考えています。また、出産回数が少ない場合は、7歳まで交配を可能としており、個体の特性にあわせた多様な配慮を行うことを妨げることがないようにという点も考慮していますので、御意見の趣旨は含まれているものと考えています。
14	様々な個体があり犬種・猫種によっても違うので、一概に年齢や回数を定めることに反対である。 (回数・年齢制限をしなくてほしい。)	成長がゆっくりの種もあり、初回の出産が3~4才であるものもいます。私達ブリーダーは、長年の経験から、その個体に合わせた繁殖を行ってきたプロです。この度、試験も資格を取るために必要になり、より専門知識を持った人間に限定してきています。その中でそのプロが獣医師と相談しながら、繁殖を行い、良い犬・猫を作出していこうとしているのに、全てを同じ一律の数字だけできらばれしまうと、優良なブリーダー程苦しく、良い物は作れなくなってしまうと考えます。一定の基準で生涯出産回数や交配時年齢が定められれば、国内の犬猫の数が減少し、価格が高騰するのではないのでしょうか。その結果、一般の愛犬・愛猫家の方々、関連業界にも影響が出るのではないのでしょうか。それだけでなく、日本経済にまでも影響を及ぼすのではないのでしょうか。その辺りも考慮し、見直しを求めます。 犬の生態は、制限しなくても各々の体の体質は決まっている。獣医学部では犬は半年に1回出産でき、猫は交尾・排卵動物なので交尾すれば出産できると習う。自然に大人になり自然に閉経する人間と同じ。6才・7才で引退させたら人間も40才で出産してはいけないことになる。今回の規制はそもそも劣悪な環境を排除することを目的とするものなのに、繁殖制限は関係ないと思われる。一概に年齢や回数を定めるのではなく、ブリーダーと獣医師が連携し、相談の上、その犬・猫達にあった引退時期にすべきではないかと思えます。	13の回答と同じ。

6. 動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖の方法に関する事項

No.	意見の概要	主な意見の理由	意見に対する回答
15	犬種や個体に応じた引退時期を定めるべき。	大型犬、小型犬では寿命や歳の取り方も全く違うのにも関わらず、それを一括りにするべきではないと考えます。大型犬のように安産の犬種も、帝王切開ではなければ出産できない犬種もあります。また、同じ犬種でも、個体によって異なります。一概に、回数、年齢を定めるのではなく、個体に応じた時期にすべきです。	13の回答と同じ。
16	帝王切開を1回までとする。	種類や体格、体調によって体を切る回数を定める事は難しいため。人間よりも体の小さい犬又は猫に何度も体を切る行為は危険である。動物愛護の観点から、人間の利益の為に体を切る行為は許すべきではない。「5つの自由」の観点から、1度帝王切開した犬猫は、繁殖から引退させるべきである。個体によっては腹腔内組織との癒着、切開部分の感染、腸の機能低下など様々なリスクがあります。根拠は、利益より命の方が大切だからです。考える力が根拠です。帝王切開は1回でも内臓の癒着や病気を引き起こすことがあります。ブルドッグやバグ等の短頭種は繁殖前に帝王切開が可能か慎重に判断する必要があり、そもそも自然分娩できないような個体は繁殖させるべきではないと考えます。	
17	帝王切開を2回までとする。	帝王切開を2回行なった後の出産が自然分娩か帝王切開かどうらになるか分からないため。人間の場合、十字に2回切ったら3回目は切開できない為犬猫も同じく2回が適切。帝王切開は外科手術です。回数を重ねると手術の難易度が上がり、合併症も起しやすくなると言われています。母体のことを考えると2回でも多いと考えます。	省令案は、獣医師以外の帝王切開を禁止(出生証明書の交付を義務付け)し、獣医師による今後の繁殖等に関する診断を義務付けることで、不適切な帝王切開を防いでいるものです。個体の状況に合わせた適切な対応を担保するためのもの(例えば1回でも帝王切開を行った場合に次回以降の繁殖を禁止することも可能)であり、一律に回数を定めるよりも、個体ごとの繁殖特性や健康状態に配慮したものであると考えています。
18	帝王切開を3回までとする。	小さな身体の犬猫や短頭種は初回の出産から帝王切開をします。毎年のように肉体にメスが入り、子宮が酷使されることは想像がつくと思います。元日本大学生物資源科学部教授・津曲茂久氏より帝王切開を何度もすれば、癒着の可能性が高くなるとの事。帝王切開は、腹腔内組織との癒着や、子宮破裂、腹膜炎、切開部分の感染など様々な合併症のリスクがあります。日本では「超小型犬種」に繁殖が集中しており、超小型の犬種はその体格から自然分娩ではなく計画的な帝王切開となる。身近に繁殖引退犬が数頭おりますが、病気になっても内臓の癒着で手術が出来ないそうです。酷い繁殖場は無麻酔で素人が帝王切開し、癒着で産めなくなった犬が保護され、その手術費を寄付した事があります。術後すぐに初乳を飲ませる事を考えるとそんなに何回も行えるものではないです。環境省がヒアリングした筒井敏彦氏は「犬は子宮が丈夫で、帝王切開に耐えられる」と発言されたようですが、現実はそのではありません。内臓の癒着、感染、炎症、内臓機能の損傷など、他にも様々な健康被害ももたらします。	なお、帝王切開でしか繁殖ができないような品種等が存在することに対する考え方を含め、犬猫の品種の多様性や人の動物への関わり方については、今後、幅広い視点から国民的な議論を進めていく必要があると考えています。
19	帝王切開はするべきではない。	帝王切開は緊急的な場合を除きするべきではない。帝王切開でないと繁殖不可能な状態にすること自体が過度な繁殖であると考え。帝王切開しないと出産できない小型の個体の繁殖を制限すべき事項を盛り込む必要がある。第二種動物取扱業者は帝王切開を行ってはいけない。	

6. 動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖の方法に関する事項

No.	意見の概要	主な意見の理由	意見に対する回答
20	帝王切開の場合は出産の間隔を一年おきとすること。	帝王切開は一度行くと、子宮の切開痕に腸など内臓が癒着しやすくなる。	省令案は、獣医師以外の帝王切開を禁止(出生証明書の交付を義務付け)し、獣医師による今後の繁殖等に関する診断を義務付けることで、不適切な帝王切開を防いでいるものです。個体の状況に合わせた適切な対応を担保するためのもの(例えば1回でも帝王切開を行った場合に次回以降の繁殖を禁止することも可能)であり、一律に間隔を定めるよりも、個体ごとの繁殖特性や健康状態に配慮したものであると考えています。
21	帝王切開でしか出産できない犬種、猫種の繁殖を段階的に禁止することを要望する。	本来、犬や猫は自然分娩できる動物であり、帝王切開をするのは人間同様、緊急時の場合のみです。パグやフレンチブルドッグ、エキゾチックショートヘア一等の短頭種は、頭が大きく産道から出ることが難しい為、ほとんどが帝王切開での出産になります。そしてその特徴から呼吸器系の疾患がある場合が多い。これは、繁殖虐待に当たるのではないのでしょうか。また、チワワやティーカッププードル等の体が小さい品種は難産になりやすいことから、帝王切開での出産のケースが多い。そもそも、帝王切開でしか出産できない個体は、出産に向いていないので、交配をさせるべきではないと考えます。複数回の帝王切開のリスクは様々あります。術後に手術した器官や組織がお互いに接触したまま組織の再形成が行われることによる、臓器の癒着、縫合部分の子宮壁が薄くなることによる子宮破裂、麻酔のリスク(母子ともに、感染症、動物の場合は痛みによるストレス)で、体調を崩すこともあります。特に臓器の癒着や子宮壁の菲薄化は、次回妊娠出産に影響があり、母体に多大なリスクがあり、それを知った上で何度も故意に切開することは虐待行為にあたり、動物愛護精神の欠如と、倫理的にもモラル的にも企業としてのコンプライアンス意識が欠如していることは、言うまでもありません。以上のことから、帝王切開でしか出産できない犬種、猫種の繁殖は、段階的に禁止にすることを要望する。	帝王切開でしか繁殖ができないような品種等が存在することに対する考え方を含め、犬猫の品種の多様性や人の動物への関わり方については、今後、幅広い視点から国民的な議論を進めていく必要があると考えています。
22	短頭種を繁殖させないでください。	短頭種は他の種と比べて呼吸器系に疾患を抱えているケースが多く、高確率で帝王切開での出産を強いられます。オランダでは、動物福祉の観点から短頭種20種(パグやフレンチブルドッグなど)の繁殖を法律で禁止しています。母子共にリスクの高い短頭種の繁殖を段階的に禁止にしてください。	例えば、帝王切開でしか繁殖ができないような品種等が存在することに対する考え方を含め、犬猫の品種の多様性や人の動物への関わり方については、今後、幅広い視点から国民的な議論を進めていく必要があると考えています。

6. 動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖の方法に関する事項

No.	意見の概要	主な意見の理由	意見に対する回答
23	帝王切開を行う獣医師は環境省指定(認定)の獣医師のみにする。	<p>なかには悪徳繁殖業者を顧客としている獣医師がいることから環境省指定の獣医師のみ帝王切開可として下さい。小型犬は難産のケースが多い。X線によって骨盤の検査を行うと出産にあたって胎児の通過が困難であると判定できるものも少なくない。そこで帝王切開を出産のただ1つの方法として選ばなければならないし母子の生命を救う途であると判断される例に多く遭遇する。繁殖業者が選定した獣医師は、利害関係があるため公平性の観点から適切ではない。又、技量がない者による帝王切開も行われているため、環境省認定の者とする。</p> <p>ほとんどの獣医師が、繰り返し行われる帝王切開において合併症や感染症を伴うと言及しています。内臓が強いという誤った認識で一生帝王切開を行うなんてありえません。また、ブリーダーに道具を貸し出したりブリーダーに麻酔無しの手術を教えたり不適切な行為を行う獣医師もいます。このようなことが二度と起こらないようにする為に、環境省指定の獣医師による施術を義務化させてください。</p>	<p>環境省が獣医師を指定(認定)するような制度はないところですが、御意見は今後の参考とさせていただきます。</p>
24	そもそも帝王切開を行う場合は、必要性について事前に獣医師の診断を受ける必要があるのではないかと。	<p>獣医が行えば何でも良いと言うように誤解を生みかねない。帝王切開の必要性についても事前に獣医師の判断を仰ぐようにすべき。「繁殖の適否」だけでなく、「帝王切開を生じさせる可能性のある繁殖の適否」としてはどうか。本改正が悪質事業者を排除する目的であるならば、文言を丁寧に標記しないと抜け穴となりかねないため。</p>	<p>獣医師による繁殖の適否の診断には、帝王切開の適否に関することも含まれており、御意見の趣旨は含まれているものと考えています。</p>
25	「健康被害が認められた場合は繁殖禁止、即引退」の旨を追記する。	<p>個体によっては、1度の手術でも癒着や内臓への負担等様々なリスクが考えられます。内臓の癒着・子宮蓄膿症など健康被害や疾病が認められた場合は、以降の繁殖を即禁止し、速やかに引退させてください。私自身帝王切開を2回、卵巣の手術を1回しており、回数を追う事の体の負担、内臓の癒着は避けられません。犬や猫も同じです。</p>	<p>「繁殖に適さない犬又は猫の繁殖をさせないこと」と規定しており、御指摘のような健康被害があった場合は、繁殖が禁止されるものですので、御意見の趣旨は含まれているものと考えています。</p>
26	繁殖に関する経過措置は必要ない。	<p>「動物の愛護及び管理に関する法律」第21条の5「動物に関する帳簿の備え等」とその細目において、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・動物の個体に関する帳簿を備えること</li> <li>・動物の繁殖の実施状況について記録した台帳を調製すること</li> </ul> <p>と明記されています。これらを適切に管理していれば、マイクロチップの装着義務化に関係なく個体の年齢、繁殖・出産回数が確認できる材料が揃っているはずで、そのため、経過措置は必要ないと考えます。</p> <p>もし、これまで自治体の人材不足等が原因で適切に管理されていない場合でも、既存の職員の他に、再任用の動物愛護管理担当の職員や、動物愛護推進員等を活用して帳簿や台帳を確認し、不備があれば改善させる等、事業者任せの経過措置以外の方法を検討すべきだと考えます。</p> <p>事業者において、非常に重要な個体の管理さえも適切に行う事ができないという事は、従業員1名当たりの飼養頭数が過剰であるという事が言えると思います。</p>	<p>現時点では、繁殖実施状況記録台帳で繁殖回数を確認するには、過去の台帳を順次遡って確認・照合する必要があり、さらに保存期間が5年のため、6歳の個体等の出産回数が確認できないところ、令和3年6月から生涯出産回数の記入を義務化し、遵守状況を確認できる体制を整える必要があることを踏まえ、マイクロチップの装着が義務化され、年齢の確認及び台帳による繁殖回数の確認に対する実効性を担保できることを考慮して、1年間の経過措置を規定しています。</p>

6. 動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖の方法に関する事項

No.	意見の概要	主な意見の理由	意見に対する回答
27	<p>出産回数については、その正確性を客観的に担保することが重要かつ必要です。具体的な担保方法をお示ください。</p>	<p>例えば、名簿・親子の遺伝子検査及びその証明書を作成・備付などを行うことなどが有用だと考えます。生涯出産回数については、繁殖の用に供される犬・猫の福祉にとって極めて重要であり、正確な回数を把握することが必要であると考えています。しかしながら、現時点では、その正確性を客観的に担保する方法が具体的に明らかにされていないと考えております。名簿の備付の義務化のみでは、悪意のある事業者が、替え玉や脱漏等を行うことが可能であり、これに対し、法令を遵守している事業者は、遵守している事業者に比べ生産効率が悪くなり経済的不利益が発生することになります。このような不公平が発生することを回避するため、親子の名簿の備付けに加え、親子の遺伝子検査や、遺伝子検査の結果と生体の関係(親子関係含む)を客観的に紐づけることができるよう、遺伝子検査が可能な検体の保管を義務付けるべきと考えます(マイクロチップでは親子鑑定はできないと考えております)。</p>	<p>令和3年6月から繁殖実施状況記録台帳への生涯出産回数の記入を義務化し、出産回数を確認できる体制を整えます。また年齢については、帳簿に生年月日の記載義務があるため、帳簿で確認しつつ、さらに令和4年6月以降はマイクロチップでも確認できることとなります。なお、帳簿や台帳に不備、不正があった場合は、指導や勧告の対象となり、改善されない場合は取消しや罰則の対象にもなります。御意見は今後の制度運用の参考にしてまいります。</p>
28	<p>交配可能年齢の正確性の客観的な担保が重要であり、必要があると考えますが、具体的な担保方法をお示ください。</p>	<p>例えば、親子関係の名簿の備付や遺伝子検査情報の活用が有用であると考えます。交配可能な年齢を満たしていることについては、繁殖の用に供される犬・猫の福祉にとって極めて重要であり、正確な年齢を把握することが必要であると考えています。しかしながら、現時点では、その正確性を客観的に担保する方法が具体的に明らかにされておりません。現実的には、上述のような名簿の備付や遺伝子結果の情報がなければ、客観性を担保できないと考えております。</p>	<p>27の回答と同じ。</p>
29	<p>生涯出産回数が6回未満(犬)及び10回未満(猫)であることを証明する方法について、具体的に示すべきである。</p>	<p>証明する方法がないと考えるのであれば、当該項目は削除すべきである。出産の都度、出産証明書を獣医師に記載してもらえれば出産については証明できるが、生涯出産回数までを獣医師等が証明することは困難と考える。</p>	<p>27の回答と同じ。</p>
30	<p>生涯出産回数を証明するため、繁殖犬猫の全てのDNA登録の義務化、出産証明書の提示を義務付けてください。</p>	<p>悪徳業者による年齢や出産回数の誤魔化しを防ぐため、繁殖犬猫の個体識別と正確なデータ管理が必要になると思います。繁殖可能であると診断された犬猫は延々と利用される可能性が高いです。まだ使えるから、という身勝手な理由により虚偽の申告をさせないよう誰が見ても判別できるデータと正確な管理が求められると考えます。</p>	<p>27の回答と同じ。</p>
31	<p>令和4年のマイクロチップ義務化前の個体管理は、台帳で記録・提出を義務付ける。定期的に提出を義務付けして下さい。記録に不正をした業者は管理能力が足りないと判断し、頭数制限等の罰則を科して下さい。</p>	<p>マイクロチップが装着されていないことを理由に、繁殖回数など個体管理が曖昧になる危険性があります。</p>	<p>27の回答と同じ。</p>
32	<p>台帳には動物のマイクロチップ番号も記載し、どの個体からどの個体が誕生したのか、行政の求めに応じて提出しなくてはならない(提出義務)の文章を追加してください。</p>	<p>マイクロチップによる個体の特定はとても重要。マイクロチップにより正確な個体が特定出来なければ、悪質な事業者(悪徳ペットショップ、悪徳繁殖業者)は台帳を改ざんする可能性がある。動物によってマイクロチップが体に挿入可能となる時期が異なるため、犬なら犬に精通した専門家(獣医師など)のアドバイスにしたがい、挿入可能時期を具体的な数字で明確にし、その時期以降の年齢の個体はマイクロチップ装着を義務化にし、個体をマイクロチップで管理し、個体の年齢、生年月日、出産回数などすべて紐付、明確にする必要があると考える。個体を特定出来なければ行政側も悪徳事業者を管理することが不可能だと思う。</p>	<p>基準省令に基づく繁殖実施状況記録台帳には、親犬猫(雄雌)の個体識別番号を記載することとなっています。御意見は、今後のマイクロチップの装着等の義務の制度の具体化にあたって参考とさせていただきます。</p>

6. 動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖の方法に関する事項

No.	意見の概要	主な意見の理由	意見に対する回答
33	届出をして貸出業又は展示業をする場合、猫を繁殖させる必要はない。猫の繁殖防止のために生殖を不能にする手術等の措置を講じなければならない。	季節繁殖動物で多発情動物と言われる猫について、発情によるストレスが大きくなり、なるべく早い段階での不妊去勢をするのが望ましいと言えます。届出をして貸出業を行う者及び届出をして展示業を行う者が猫を繁殖させる必要があるのか疑問。発情期のストレスを解消するため及びみだりに繁殖することを防ぐため。	動物愛護管理法には、第二種動物取扱業に対し、繁殖を禁止する規定はなく、繁殖が行われる可能性があることから、その基準を設けるものです。基準省令は、適正な飼養管理を行うための基準を定めるものであり、御指摘の業の行為制限(第二種動物取扱業における繁殖の禁止)については、この省令改正により対応することは困難である(環境省令への委任の範囲を超えるものである)と考えています。
34	届出をして貸出業等を行う者(第二種動物取扱業)が繁殖させる必要はない。	無料の動物園、ボランティアのふれあい体験、アニマルセラピー、公園展示などの非営利の展示に犬猫の繁殖の必要性がないため。第二種でも第一種同様に繁殖を許してしまったら、保護動物の里親探しも難航します。殺処分数も減らせません。第一種以外、繁殖は禁止にするべきだと思うからです。	
35	希少な動物であっても、遺伝性疾患等の問題がある場合繁殖すべきではない。	希少さは理由にならない。動物の健全な保護増殖に希少か希少でないかは関係なく、すべての動物の未来を考えれば遺伝性疾患のある子を産み出すのは間違っていると思います。病気や奇形などで苦しむ可能性がある繁殖は「希少さ」を理由とするものではないと考えます。	希少な動物については、一般に個体群の遺伝的多様性の確保が困難であり、種の保存の観点から可能な範囲で遺伝的多様性に配慮しつつ、繁殖に取り組む場合があるものと認識しています。御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
36	現時点で先天的に健康面で問題が多いとわかっている犬、猫の繁殖は行わないようにすること。(繁殖犬として適さない犬種を定める)	呼吸器系などの疾患も多い短頭種、極端に体が小さいティーカッププードルやチワワ、ヨークシャーテリア、もともとが奇形であるマンチカンやスコティッシュフォールドなど、健康面に問題が多いことがわかっている種類の繁殖を行わないように規制をしてほしいと思います。 猫のスコティッシュフォールドは人間の金儲けのため遺伝子疾患を背負わされた品種です。耳が折れている時点ですでに骨瘤遺伝子を少なくとも一本抱えています。重度の耳折れ個体の場合は両方の対立遺伝子にこの変異を有しています。生まれながらに病気を抱える品種の繁殖は禁止にしてください。人間たちの好みに合うように交配させられた場合、深刻な遺伝的疾患の発症が報告されています。鼻孔と鼻喉など呼吸器や眼について疾患が多いとされています。 パグやフレンチブルドッグ、シーズーなど短頭種の繁殖の禁止。	基準案では、帝王切開については獣医師の関与を明確にし、また、遺伝性疾患の問題を生じさせるおそれのある動物等の繁殖を禁止すること等を規定をしていますが、例えば、帝王切開でしか繁殖ができないような品種、遺伝的疾患が多い品種等が存在することに対する考え方を含め、犬猫の品種の多様性や人の動物への関わり方については、今後、幅広い視点から国民的な議論を進めていく必要があると考えています。
37	外見的特徴を優先した繁殖の禁止。	体の大きさを極小にする、頭の形を丸くする、マズルを短くする等、かわいければよく売れるといった利益優先の繁殖は、物を製造するような感覚であり人道的に看過できない行為です。外見的特徴優先で繁殖された犬猫は、水頭症や脳の損傷、骨格の奇形、呼吸困難といった先天性の障害を持って生まれる可能性が高いとされています。人間のエゴにより意図的に生体を改良することは「虐待繁殖」と同意です。障害を持った犬猫を保健所へ持ち込んだり、生涯飼育を放棄する飼い主が出てくることも想定されるに容易いです。以上のことから、特定の外見を求めた自然に逆った犬猫の繁殖は「虐待」とみなし、規定を設け禁止するべきであると考えます。	36の回答と同じ。



6. 動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖の方法に関する事項

No.	意見の概要	主な意見の理由	意見に対する回答
38	繁殖に適さない犬又は猫は引退をさせて、すみやかに各自治体へ引き渡すこと。	繁殖業者にとって、繁殖に適さない犬・猫は不要となり、お金を産まない犬猫の世話をすると、思えません。この過程で、今まで沢山の命が犠牲になりました。また、帝王切開が否だけでしたら、使えるだけ産ませる業者は出てくると思います。「繁殖に適さない犬又は猫の繁殖をさせないこと。」と義務付けても、守っているかの確認も出来ませんし、その犬猫をどうするのか、決められていません。終生飼育からすれば、引退犬猫の世話をすることが、前提になっているのだと思いますが、今までの事を考えると、現実的ではありません。ですから、これ以上犠牲にならない為に、愛護センターをティアハイム化にするなど、活用し、愛護団体、ボランティアと連携する形の流れを作ってください。	終生飼養の確保は、動物愛護管理法に基づく、犬猫等販売業者の義務となっています。一方で、譲渡促進の観点から、できる限り早い段階で譲渡されるための効果的な施策を推進する必要があると考えており、御意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
39	雌が7歳に達した時点で生涯出産回数が5回未満であることを証明できる場合においては、当該雌の交配時の年齢を8歳以下とするべき。高度な訓練資格を有する牝犬につきましては、交配年齢の引き上げを要望いたします。	優秀な警察犬(囃託警察犬及び災害救助犬等)を育成する為には、訓練期間が最低でも2年前後を要します。生後7ヶ月頃から訓練を開始して、雌犬の交配は概ね2歳6ヶ月以降となります。また、警察犬活動等で1年間は熟練を必要としますので、必然的に初出産時期は3歳6ヶ月以降と遅くなります。公益的活動を休止しての交配・出産となりますので、生涯出産回数は多くて5回ほどになると考えられます。警察犬・救助犬等使役犬に於いての育成は時間がかかるうえ、一般に販売用に繁殖される犬の適齢時期に於いてのトレーニングのブランクは影響が大きい為、繁殖開始年齢が遅くなりがちであり、現役中は連続繁殖は出来ない事も繁殖時期が少なくなる。しかし作業性能の高い個体の血統保存も社会に於いて動物愛護の重要なファクターである。従って使役犬としては繁殖回数については同意できるものの年齢制限は実情に合っていないので使役犬について特例処置を入れていただきたい。優秀な血統での繁殖は公益性の高い使役犬にとって社会的にも重要であるが、繁殖中はその作業を休止しなければならず生涯出産回数は少ない。無理な高齢出産を望むわけではないが、一律年齢制限をかける事は優良血統を残すことに影響が出ます。	繁殖に関する基準は、発情サイクル等の違いに配慮し、個体ごとの繁殖生理に合わせた管理を義務付けることを前提として、犬と猫の繁殖生理の特徴を反映し、加齢により母体に負担がかかることを防ぐため、年齢と回数を規定したものです。また、出産回数が少ない場合は、7歳まで交配を可能としており、個体の特性にあわせた多様な配慮を行うことを妨げることがないようという点も考慮していますので、御意見の趣旨を踏まえたものとなっていると考えています。

7. その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項

No.	意見の概要	主な意見の理由	意見に対する回答
1	「犬又は猫を次のいずれかに該当する状態にしないこと」について、「目の白濁」「被毛の脱落」「骨格の変形」「常同行動」等々の例示を追加する。	悪質業者ともなれば「不適正」な事柄をも「適正」だとねじ曲げることがあり、行政が指導にあたる際の根拠となるよう出来るだけ具体的に例示しておくことが望ましい。	御指摘の「犬又は猫を次のいずれかに該当する状態にしないこと」という規定は、(1)～(4)のいずれかの状態が確認された場合は、ただちに指導勧告・命令、さらには取消し等の処分につながるものであるため、当該事業者が不適切な飼養又は保管を行っていることが直接の原因となっている状態を規定することが適切と考えております。例えば、御指摘のような「目の白濁」であれば、加齢に伴い白内障になった個体を飼養していることや、「歯が抜けている状態」であれば、栄養状態が悪く保護した個体を飼養していることが違反となってしまったため、御意見のような文言を追加することは困難ですが、御意見は今後の参考にしてまいります。
2	「犬又は猫を次のいずれかに該当する状態にしないこと」に便の状態を追加。	便の状態を知ることでどのような飼養がなされているかの目安となるため。	
3	「犬又は猫を次のいずれかに該当する状態にしないこと」以下を追記。 歯の揺れがある状態、歯が抜けている状態。	健康的な口内環境を維持するためには日々の手入れが必須であるため、通常どのような飼養がなされているかの目安となる。 繁殖引退犬は無制限の繁殖、栄養不足、歯磨きなどの手入れ不足などにより口内環境が悪いことが多く、殆どの歯を抜歯せねばならぬケースも少なくない。 妊娠出産時に適切にカルシウムを摂取していないと、骨や歯が著しく弱る。歯がぐらついている個体は繁殖をやめるべきである。 歯周病が進行すれば命にかかわることもあり、また動物たちのQOLを維持するためにも口内環境管理は重要である。	
4	「犬又は猫を次のいずれかに該当する状態にしないこと」として以下を追記。 健康上必要のない抜歯が行われている状態。	悪徳ブリーダーには噛まれることを懸念し、抜歯を行うことが多い為、禁止する。動物を傷つける行為は動物愛護法第44条に違反する。	
5	「犬又は猫を次のいずれかに該当する状態にしないこと」以下を追記。 被毛から悪臭がする状態 固着した状態はすでにネグレクトが起こっている。固着でなく被毛が汚れた状態を1日以上放置しないこと。	雑菌が繁殖していると臭いがすることもある。シャンプーをすること。規制が緩いとネグレクトにつながる為。体毛、皮ふのお手入れは毎日するのが管理業者の義務だと思う為。 トリマー専門学校、動物看護師、ペットサロン、動物ボランティア団体、動物愛護家などからボランティアで手入れをして頂ければ、悪質な繁殖業者のチェックにもなるかと思えます。	
6	「犬又は猫を次のいずれかに該当する状態にしないこと」以下を追記。 耳の中で赤い・黒い・臭い状態 バリカンで丸刈りにされている状態	湿気が多い時期、異物、細菌、真菌、耳ダニが原因で外耳炎を引き起こします。日々の耳掃除をしてほしいです。悪環境で飼育された犬又猫の耳の中は黒く1、2回の耳掃除では綺麗にはなりません。悪化すると外耳炎になってしまいます。 皮膚の状態や体の健康状態を管理する。体表が毛玉で覆われているのを隠す為の丸刈りがありました。	

7. その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項

No.	意見の概要	主な意見の理由	意見に対する回答
7	<p>「犬又は猫を次のいずれかに該当する状態にしないこと」以下を追記。 尻尾と声帯の切除(焼くこと)</p>	<p>病気や怪我とは関係なく、声帯を切断、断尾する必要はないと思われ虐待に当たる場合もある。病気、怪我で獣医が必要と決断した時以外禁止するように決めて下さい。</p> <p>犬の尻尾を切除する目的は、昔の猟犬や牧羊犬が仕事をする上で怪我を負うリスクがあり予防医学の観点で行われていました。ヨーロッパでは「ペット動物の保護に関する欧州協定」によって断尾の廃絶が推奨され、断尾を動物虐待と認めています。声帯を切除する目的はほとんどが人間都合によるもので、鳴き声がうるさいという理由が一番多いのではないのでしょうか。犬が吠える理由は人間に意思を伝えたり犬同士のコミュニケーションをとったりさまざまな目的があります。その吠える行為を阻止するために声帯を切除することは人間の身勝手な行為であり残酷な動物虐待だと思います。</p> <p>最近の研究で子犬も痛みを感じているという事実も明らかになっています。ヨーロッパを中心に動物愛護の観点から法律で禁止されるようになっていきます。わが国も動物愛護法があるのに断尾を禁止する動きがないのはおかしい。即刻、法律で禁止して下さい。</p> <p>声帯の切除に関しても沢山のリスクがあります。麻酔の副作用、麻酔が切れてからの痛み、傷口からの感染症、患部の出血、神経を傷付けることによる医原性の喉頭麻痺、瘢痕化した組織が気道をふさいでしまうなどが挙げられています。呼吸に関するさまざまなトラブルも引き起こされるとのこと。</p> <p>また犬の声によるコミュニケーション手段は、対人間、対犬に必要不可欠です。繁殖引退後、家庭犬としての生活の為に声帯切除は早急に禁止すべきです。</p>	<p>御指摘のような行為については、理由や目的、個体の状態等に応じて必要性が判断されるものであると考えられますが、御指摘のような行為も含め、犬猫の品種の多様性や人の動物への関わり方については、今後、幅広い視点から国民的な議論を進めていく必要があると考えています。</p>
8	<p>「犬又は猫を次のいずれかに該当する状態にしないこと」として猫の発情を促す為の人工光照射の禁止の追記。</p>	<p>人工的に照射の光を長時間浴びせ何度も発情を促す行為も母体を危険に晒す虐待行為であるため禁止してほしい。</p>	<p>「3.動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項」において、日長変化に応じた光環境の管理を義務付けることで、照明による猫の人為的な繁殖のコントロールを禁止していますので、御意見の趣旨が反映された基準となっています。</p>
9	<p>「犬又は猫を飼養又は保管する場合には、犬又は猫を次のいずれかに該当する状態にしないこと。」について、「犬又は猫」の部分「動物」に変更すること。</p>	<p>犬猫に限定しないでほしい。小動物も毛玉や爪の手入れが必要な種類もある。飼養又は保管する動物は犬と猫だけではない為。</p>	<p>改正法の規定に基づき、犬猫の基準を具体化したものであり、犬猫以外の動物については、今後検討を進めるものとなります。御意見は今後の参考にさせていただきます。</p>

7. その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項

No.	意見の概要	主な意見の理由	意見に対する回答
10	「販売業者にあつては、離乳等を終えて、成体が食べる餌と同様の餌を自力で食べることができるようになった動物(哺乳類に属する動物に限る。)を販売に供すること。」について、「離乳等を終えて」があいまいな表現で業者が都合よく解釈しがちであるので、「別途策定する動物種別ごとの最短離乳週齢を経過して」に替えるべき。	「離乳等を終えて」があいまいな表現で業者が都合よく解釈しがちであるので、「別途策定する動物種別ごとの最短離乳週齢を経過して」に替えるべき。 ペットショップチェーンで販売しているうさぎでは、店頭で生後2週のうさぎがいる。 小さければ小さいほど売れるので、繁殖業者が生後10日ほどで断乳している実態がある。また外国から同様のうさぎを輸入している。 うさぎを診察できる獣医師は、販売直後に下痢で通院するうさぎの存在を知っており、繁殖業者での断乳があまりに早すぎるために免疫不全に陥っていると指摘している。哺乳類の断乳が販売の都合で早められることがなく、動物と飼い主にとって適正飼養が実現できるよう、動物種ごとの最低限守る週齢を獣医師が定めるべき。	9の回答と同じ。
11	「販売業者にあつては、離乳等を終えて、成体が食べる餌と同様の餌を自力で食べることができるようになった動物(哺乳類に属する動物に限る。)を販売に供すること。」について、「(哺乳類に属する動物に限る。)」を削除。	哺乳類に限る根拠がない。	9の回答と同じ。
12	「成体が食べる餌と同様の餌を自力で食べることができるようになった動物」ではなく「生後3ヶ月以上経過した個体」に修正する。	「餌を自力で食べることができるようになった」というようなあいまいな表現では不十分です。確実に生後3ヶ月経った事を証明し販売するべきです。	法律上、幼齢の犬又は猫に係る販売等の制限として、56日が規定されているため、省令においてそれを上回る基準を設定することはできません。
13	「譲渡業者にあつては、可能な限り、離乳等を終え…た動物(哺乳類に属する動物に限る。)を譲渡しに供するよう努めること。」の「可能な限り」を削除すること。	特に離乳期は仔犬にとって免疫獲得、社会化などにとっても重要であり、本来は生後4ヶ月までは母犬の元におくことが一番よいとされています。幼い月齢の可愛らしさ優先で動物の生態や将来の影響を無視することのない案を要望します。	法律上、幼齢の犬又は猫に係る販売等の制限は犬猫等販売業者(第一種動物取扱業者)に適用されるものであり、省令で譲渡業者(第二種動物取扱業者)に全く同一の規制を規定することはできませんが、御意見は今後の参考にしてまいります。
14	「販売業者及び貸出業者にあつては、2日間以上その状態…を目視によって観察し、健康上の問題があることが認められなかった動物を販売又は貸出しに供すること。」について、展示業者を追加すること。	移動展示の形態があるため。	展示業については、アニマルセラピー等も含まれる業態であるとともに、犬猫以外の動物にも関連する業態です。改正法の規定に基づき、犬猫の基準を優先して検討したところであり、御意見は今後の参考にしてまいります。
15	「販売業者及び貸出業者にあつては、2日間以上その状態(下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る。)を目視によって観察し、健康上の問題があることが認められなかった動物を販売又は貸出しに供すること。」について、2日間以上目視によって状態を観察し判断した結果を提出させ、行政でその都度確認する。	確認する作業がなければ、法文の意味がない。	観察の都度、行政の職員が確認等を行うことは現実的でなく、定期的な立入検査等を通じて実効性を図るべきものと考えます。
16	下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限らなくても、常に身心に異常がないかチェックし、異常があればすみやかに獣医師に診察を受けさせてほしい。医療従事者でない者の目視のみの判断だけでは不十分。	外形上明らかなでなくても身心が重篤な状態になっている場合もあり、細かなチェックと迅速な医療処置が必要。医療従事者でない者の目視のみの判断だけでは不十分。	定期的な獣医師の確認を義務付けるために、「4.動物の疾病等に係る措置に関する事項」において、健康診断を義務付けています。さらに、異常があった場合は、「4.動物の疾病等に係る措置に関する事項」に基づき、必要な処置(獣医師の診療を含む)等を行う必要があります。

7. その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項

No.	意見の概要	主な意見の理由	意見に対する回答
17	「販売業者及び貸出業者にあつては、2日間以上その状態(下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る。)を目視によって観察し、健康上の問題があることが認められなかった動物を販売又は貸出しに供すること。」について、輸送から2日間以上であることを明確にする。	何から2日間以上なのか明記されていないのは不備。 5.動物の展示又は輸送の方法に関する事項と整合性を図る必要がある。原案のままでは、飼養施設への輸送後2日間を経過していても、事業者として目視確認ができていれば販売可能となり、販売先で目視確認をすれば、基準をクリアできることになってしまい、規制を新設する主旨にそぐわない。	当該規定は、輸送の有無に関わらず、販売又は貸出しを行う場合は2日間以上の観察が必要という趣旨であり、輸送に関しては「5.動物の展示又は輸送の方法に関する事項」で輸送後2日間の観察義務が生じることとなります。どちらの基準も必ず守らなければならないものであるため、御指摘の輸送後2日間の観察もこれらの基準により担保されることとなります。
18	同居動物の組み合わせに配慮することを追加してください。	闘争、喧嘩で、怪我や、死に至る事もある。 またストレスで精神的な欠陥や病気を引き起こす場合がある。	「異種又は複数の動物の飼養又は保管をする場合には、ケージ等の構造若しくは配置又は同一のケージ等内に入れる動物の組み合わせを考慮し、過度な動物間の闘争等が発生することを避けること。」と規定しており、御意見の趣旨が反映された基準となっております。
19	同一施設内で複数の個体を飼養する場合には、注意と工夫を怠らず、完全な逃げ場を設置すること。	相性だけでなく、発情の時期も考慮し、かつ、環境による場所争いなども起こりうるため。最初は良くても後から闘争に発展することもある。自然と違い、弱い方が逃げられず致命的な傷を負う。	「異種又は複数の動物の飼養又は保管をする場合には、ケージ等の構造若しくは配置又は同一のケージ等内に入れる動物の組み合わせを考慮し、過度な動物間の闘争等が発生することを避けること。」と規定しており、御意見の趣旨が反映された基準となっております。
20	「犬又は猫を飼養又は保管する場合には、清潔な給水を常時確保すること。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。」について、「ただし」以降を削除する。	「飲みすぎてお腹を壊すから」と給水ボトルは常に空で決まった時間に決まった量しか水を与えない業者もあり、この文言が悪用されるのを防ぐため。犬は狭いケージに入れたままの展示で糞尿の掃除の手間省きであるから。	獣医療行為(CT・MRI検査等)のために、絶食・絶水が必要な場合等の特別な事情がある場合を想定した規定となっております。ただし、客観的に特別な事情が判断可能であり、適切な管理下におかれているものに限られますので、御指摘のような「飲みすぎてお腹を壊すから」「食器を倒し、水浸しにするため」といった理由は特別な事情とはならず、指導の対象になると考えます。また、一時的な保管については、ケージの清掃のためにごく短時間、簡易ケージ等を使用する場合等を想定しております。これらの点を踏まえ、御意見は、今後、基準の運用に向けて策定を予定している「基準の解説書(仮称)」等の参考とさせていただきます。
21	「一時的に保管する等特別な事情」に該当する内容を具体的に示すべきである。	特別であるか否かは、人によって考え方が違ってくるため、特別な事情とは何か明確に示さないと行政は指導ができない。 販売業で展示をする際に、犬や猫が食器を倒し、水浸しにするため、常時給水できるような設備を設置していないという業者がいる。事業者は、給餌の際に給水を行っている為、十分に水分補給をしていると主張する。このように事業者の主張に対して、行政が的確な対応をする必要があるため。	これら点を踏まえ、御意見は、今後、基準の運用に向けて策定を予定している「基準の解説書(仮称)」等の参考とさせていただきます。
22	一時的な保管の場合にも給水を常時可能にすること。一時的保管であっても常時飲水可能にする。	給水は生きていく上で必要不可欠なものです。介助や治療を行っている場合、災害など非常時でない限り、清潔な給水の確保は必須です。また、一時的という表現が曖昧です。 自由な飲水は常時必要です。	これら点を踏まえ、御意見は、今後、基準の運用に向けて策定を予定している「基準の解説書(仮称)」等の参考とさせていただきます。
23	清潔な給水の常時確保について、最低でも飼養又は保管する犬猫の頭数分の給水器は確保することと最適で具体的な設置数を明記してください。	清潔な給水の常時確保について、最低でも飼養又は保管する犬猫の頭数分の給水器は確保することと最適で具体的な設置数を明記してください。清潔な給水を常時確保していても、適正な給水容器の設置数でなければ適切な飼養又は保管とは言えないため。	ケージ等内に必要な設備等については、今後、基準の運用に向けて策定を予定している「基準の解説書(仮称)」等の中で整理していきたいと考えています。
24	運動できない飼育を前提とした条項(「走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動が困難なケージ等において…必要に応じて運動の時間を設けること。」)を削除すべき(第二種動物取扱業を含む)。	運動が困難なケージ等において動物の飼養又は保管をすること自体が許されないはずであり、運動スペースを設けることを必須とする必要がある。	ケージ等の基準において、運動スペース分離型飼養等を排除するものではありません。

## 7. その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項

No.	意見の概要	主な意見の理由	意見に対する回答
25	<p>様々な犬種、猫種、またはそれらの年齢を考慮し、1日当たり義務付ける運動時間数を適正な数値に見直してください。</p> <p>犬又は猫を運動スペースで1日3時間以上運動させることとあります。犬種や猫種、あるいは年齢によっても、必要な運動量は変わります。子犬など場合によっては健康を害する可能性もあるとイギリスやアメリカのケネルクラブ、他のサイトでも指摘しています。科学的な知見も踏まえ、運動時間を再検討することを求めます。</p>	<p>犬種や猫種、あるいは成長過程等も考慮せず、一律で、1日あたり3時間以上の運動が必要というのは本当でしょうか？小型犬、中型犬、大型犬という違いだけでも、必要とされる運動量は異なります。子犬や子猫は、過度な運動が健康を害す可能性があり、遊ばせすぎや、環境の変化にも気を配り管理する必要があります。</p>	<p>閉じ込め型の飼養を防ぐという考え方にに基づき、分離型飼養等において、運動スペース内に3時間以上は出し、運動したり、休んだりというような行動が自由にできる状態を確保する趣旨で規定したものです。当該規定は、「1日当たり3時間以上分離型運動スペース内で運動させること。」という文言が、3時間運動させ続けなければならないといった誤解を招きやすい表現であるため、「1日当たり3時間以上分離型運動スペース内で自由に運動することができる状態に置くこと。」と修正します。</p>
26	<p>1日あたり3時間以上運動させることとしていますが、一律で定めるのではなく、「3時間を基準として」など、その個体にあわせて柔軟に対応できるようにするべきと考えます。</p>	<p>犬猫に運動時間が必要なのは当然ですが、大型、小型、また老犬猫、幼齢犬猫か、短吻種か否か、体調や性格の違いなど、個体によって必要な運動時間はそれぞれ変わってしまいます。季節によっても変わります。夏などは3時間どころか、日除けをし、扇風機、ミスト機などを使っても30分で熱中症になってしまう事もあります。何もかも数字で表すのが不可能なのが生き物のお世話です。3時間以上の運動とは、どんな根拠、経験から出されたのでしょうか？現実に犬猫の飼育経験があれば全ての犬猫にこれを課すのは無理だとわかるはずで、3時間以上と一律に規定せず、努力目標にするなど臨機応変に対応できる数値にするべきです。</p>	<p>25の回答と同じ。</p>
27	<p>犬猫の性格や健康状態により、運動時間が肉体的および精神的なストレスになるケースもありうる。時間的な縛りよりも、運動の機会を与えるなど、動物にも選択肢を与えるような表現にしていきたい。</p>	<p>運動量を増やすことが、必ず、動物の心身の健康につながるとは言えない。運動を促すことは必要ですが、強要するのは、動物福祉を考慮していないと考えます。</p>	<p>25の回答と同じ。</p>
28	<p>3時間以上分離型運動スペース内で犬猫の自由な意思のもと行動できる状況という表現に変更するよう要望。</p>	<p>「3時間以上分離型運動スペース内で運動させること」の表記では一部の悪徳事業者がこの文脈を逆手に取り3時間以上運動させるのは虐待などと騒ぎ、3時間以上の運動の文を問題視しているため、「運動させること」ではない表現が適正と考える。 例「3時間以上分離型運動スペース内で犬猫は犬猫の自由な意思の元、走りまわったり、寝転んだり、昼寝したり、自由にすごさせること」のように。</p>	<p>25の回答と同じ。</p>
29	<p>「運動させること」は難しいのでは。「運動可能な状態に置くこと」など、緩やかな表現にしようか。また、運動の質はどの程度か具体的にすべき。記録はつけさせるのか。</p>	<p>事業者に対して無用な反感を買いかねない文言は控えるべき。指導しにくくなることに加え、運動をどの程度の質で行う必要があるのか明確にならないと説明が困難。</p>	<p>25の回答と同じ。</p>

7. その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項

No.	意見の概要	主な意見の理由	意見に対する回答
30	<p>3時間以上の運動は近年の気温上昇、各地域の気温差、犬種の特徴からみてブリーダーが運動時間を判断すべきである。他の個体との触れ合いはヒート中の雌と雄を同スペースで遊ばせる事は出来ない。喧嘩や事故を防ぐ為にもグループ別で管理し運動させるべきである。</p>	<p>短鼻犬種は気道が狭い為、構造上体温調節が難しく、夏場は少しの運動でも熱中症を起こしやすい。浅い呼吸が続けば熱中症から酸欠を起こし処置が遅れると死に至る。他の個体との触れ合いは、ヒート中の雌と雄を同スペースに放す事で乱繁殖や近親相姦が起こる可能性があり、相性の悪い個体達も別で運動させるべきである。運動スペースが1つの場合、柵などで仕切れれば同時に別スペースで運動できるが、その分狭くなり全速力で走れなくなると辛い。個々の性格を理解しているブリーダーの判断に任せるべきである。当方ではフレンチブルドッグの繁殖をしております。気温が高い時期は毎日が熱中症を起こさない為の戦いです。エアコンの効いた室内でも興奮すれば熱中症を起こす個体もいます。毎日3時間の運動が決まると当方のフレンチブルドッグ達は1週間も経たないうちに全員亡くなってしまうかもしれません。私は夏場は短時間でも個々の体調を伺いながら運動させています。ブリーダーとして熱中症が原因で亡くすなんて絶対にしたくありません。</p>	<p>運動については、閉じ込め型の飼養を防ぐという考え方にに基づき、分離型飼養等において、運動スペース内に3時間以上は出し、運動したり、休んだりというような行動が自由にできる状態を確保する趣旨で規定したものです。当該規定は、「1日当たり3時間以上分離型運動スペース内で運動させること。」という文言が、3時間運動させ続けなければならないといった誤解を招きやすい表現であるため、「1日当たり3時間以上分離型運動スペース内で自由に運動することができる状態に置くこと。」と修正します。触れ合いについては、御指摘のような「他の個体との触れ合い」行為ではなく、散歩や遊具を用いた活動などの人と犬猫との触れ合い行為を義務化したものです。当該規定は他の犬猫と触れ合わせるようにしてはならないといった誤解を招きやすい表現だったため、文言を「犬又は猫を飼養又は保管する場合には、散歩、遊具を用いた活動等を通じて、犬又は猫との触れ合いを毎日、行うこと。」と修正します。</p>
31	<p>1日当たり4回1時間以上分離型運動スペース内で運動させること。</p>	<p>時間を短くして回数を分けることで犬猫もストレスが軽減され、ゲージ外での排泄ができるので清潔に保てる。1日当たり3時間以上分離型運動スペース内で運動させる。この表現だと残り21時間丸々ゲージの中になる。分離型の犬のケージサイズではトイレが設置出来ないと思われるので、1日3時間運動スペースに出て排泄を行ったとしても残りの21時間はケージの中になることになり、当然ケージ内で排泄を行う事になる。しかし現在のケージサイズではトイレを設置すると、トイレの上で生活をする事になってしまう。</p>	<p>運動スペース内にいる時間が3時間以上必要と規定したもので、御指摘のような回数を分けて運動させるような方法を否定するものではありません。</p>
32	<p>「1日あたり3時間以上」を「個々の動物の主たる活動時間内は常時」として下さい。</p>	<p>動物の主たる活動時間を考えると、1日3時間の運動では短すぎる。</p>	<p>御指摘のような「主たる活動時間」といった文言であれば、その活動時間がどの程度なのか客観的に判断できず、あいまいな判断や言い逃れにつながるおそれもあることから、必要な時間を数値により具体化したものです。</p>
33	<p>幼若動物が、免疫を獲得していない状態で、運動スペースで運動することは、感染症に感染する可能性があることから、ただし書きに追記してはどうか。</p>	<p>幼若動物が、免疫を獲得していない状態で、運動スペースで運動することは、感染症に感染する可能性があることから、ただし書きに「幼若動物についてはワクチン接種プログラムを完了するまでの期間をのぞく」など、書き加えたほうがよい。</p>	<p>閉じ込め型の飼養を防ぐという考え方のもと、分離型飼養等において、運動スペース内に3時間以上は出し、運動したり、休んだりというような行動が自由にできる状態を確保する趣旨で規定したものです。個体にとって必要な運動は、適切な衛生管理等を行いつつ、実施する必要があると考えます。</p>

7. その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項

No.	意見の概要	主な意見の理由	意見に対する回答
34	<p>1日当たり3時間以上の運動の「ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。」から「動物を一時的に保管する等」を削除。 たとえ一時的に保管する場合であっても、運動スペースでの1日3時間以上の運動と、散歩や遊具を用いた活動その他触れ合いを行ってください。</p>	<p>なんでも一時的であることを認める文言はやめるべき。詳しい解説、厳しい基準を明記すべき。 「一時的」の定義がなされていませんが、どれだけ短い時間でも、自然な動きが出来る広さのスペースを確保することや、いつでも餌や水を摂取できる環境を整えることが大事ですし、それと同じように運動も触れ合いもきちんと為されるべきだと思います。</p>	<p>一時的かどうかについては、それぞれの規定の内容を踏まえて、保管する期間とそこに置かれた個体の状態等に基づき総合的な判断が必要となると考えられます。例えば、同じ保管業であっても、トリミングのための数時間の一時預かりは一時的なものと考えられますが、長期旅行のために数週間～数ヶ月に渡ってペットホテルで預かるような場合は一時的とは考えられないものと想定されます。また、例えばペットショップで販売開始後すぐに販売されるような場合もあり得ますが、もし数時間であったとしても、店舗にいる期間が事前にわからないため、一時的とは考えられないものと想定されます。今後、基準の運用に向けて策定を予定している「基準の解説書(仮称)」等の中で整理していきたいと考えています。</p>
35	<p>「動物を一時的に保管する」「飼養期間が長期間にわたる」の具体的な期間、日数を明記すべき。</p>	<p>「動物を一時的に保管する」「飼養期間が長期間にわたる」という規定では、具体的な表記ではないことから、実際に事業者に指導を行う自治体が現場での判断が難しくなること、また自治体ごとに対応が異なることが想定されるため、具体的に定めていただきたい。 ペットホテル等の保管業者の場合、預かる日数に応じて「基準省令第2条第1号に規定されたケージや運動スペース」「基準省令第2条第7号に規定された3時間以上の運動やその他の犬猫との触れ合い」等について、設備の準備が必要となるから。</p>	<p>「動物を一時的に保管する」については、一時的かどうかについては、それぞれの規定の内容を踏まえて、保管する期間とそこに置かれた個体の状態等に基づき総合的な判断が必要となると考えられます。例えば、同じ保管業であっても、トリミングのための数時間の一時預かりは一時的なものと考えられますが、長期旅行のために数週間～数ヶ月に渡ってペットホテルで預かるような場合は一時的とは考えられないものと想定されます。また、例えばペットショップで販売開始後すぐに販売されるような場合もあり得ますが、もし数時間であったとしても、店舗にいる期間が事前にわからないため、一時的とは考えられないものと想定されます。今後、基準の運用に向けて策定を予定している「基準の解説書(仮称)」等の中で整理していきたいと考えています。 「飼養期間が長期間にわたる」については、保管業のうち、ペットホテルやペットサロン等における短時間の保管等においては、「飼養期間が長期間にわたる場合」には該当しないため、運動スペースの確保や3時間以上の運動については、必ずしも必須ではないと考えています。今後、基準の運用に向けて策定を予定している「基準の解説書(仮称)」等の中で整理していきたいと考えています。</p>
36	<p>運動について、「ただし、…動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあっては、この限りでない」の「一時的」を24時間以上と規定して下さい。</p>	<p>「一時的」の文言に対する解釈が一律ではないため、数値での規定が必要と考えます。また傷病等の理由なく、24時間以上運動することが困難なケージに閉じ込めることは拘束にあたると思います。24時間を超える場合は、運動スペース分離型飼養等を行う場合と同等の運動スペースでの運動時間を設けることとして下さい。</p>	<p>34の回答と同じ。</p>



7. その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項

No.	意見の概要	主な意見の理由	意見に対する回答
37	お客様の大切な犬猫をお預かりする保管業の実態に沿った内容にしてください。お預かり中の犬猫を、他の犬や猫と遊ばせるのは大変危険で、してはならない行為です。当該条文から、ホテルにおけるお預かりは除外すべきです。	他の犬猫と触れ合わせる事は、自分たちが毎日お世話している犬猫でも、大変神経を使うものです。オス、メスはもちろん別に遊ばせますが、それだけではなく、いつもは仲良しなのに遊んでいる時に他の犬猫が間に走ってきたりすると、びっくりして喧嘩になってしまったり、1匹に見逃しやすい感染症があればみんなにうつってしまったりする可能性もあります。お客様から、お預かり中の子がどんな性質か、どんな日常を送っているかなどをヒアリングしますが、最低限の過ごし方の注意点しかわからないものです。その子がどんな事を怖がり驚くのか、全て把握するのは難しいです。しかもホテルという非日常下では尚更デリケートになっています。そうしたなかで、他の犬猫との触れ合いは、怪我の危険、感染症のリスクを考えれば、むしろしてはいけない行為です。	触れ合いについては、御指摘のような「他の犬猫と触れ合わせる」行為ではなく、散歩や遊具を用いた活動などの人と犬猫との触れ合い行為を義務化したものです。当該規定は他の犬猫と触れ合わせるようにしなくてはならないといった誤解を招きやすい表現だったため、文言を「犬又は猫を飼養又は保管する場合には、散歩、遊具を用いた活動等を通じて、犬又は猫との触れ合いを毎日、行うこと。」と修正します。 なお、3時間以上の運動については、保管業のうち、ペットホテルやペットサロン等における短時間の保管等においては、「飼養期間が長期間にわたる場合」には該当しないため、運動スペースの確保や3時間以上の運動については、必ずしも必須ではないと考えています。
38	触れ合いを毎日何時間行うのか明記すべき。同ページの18行目には「3時間」と明示されているのに、なぜここは記載しないのか。	遊具を用いた活動や触れ合いは一瞬でも行えばいいと誤解を生みかねない。	個体の状態に応じた触れ合いの考え方等については、今後、基準の運用に向けて策定を予定している「基準の解説書(仮称)」等の中で整理していきたいと考えています。
39	(犬の場合)繁殖場の運動だけではなく、その個体に合ったお散歩とふれあいの時間を設ける。犬は屋外で毎日30分以上散歩させること。	犬の性質として、毎日お散歩にいかないとストレスがたまり、苦痛を与えるため。	御意見は、今後の参考とさせていただきますとともに、運動や触れ合いの考え方については、今後基準の運用に向けて策定を予定している「基準の解説書(仮称)」等の中で整理していきたいと考えています。
40	3時間の運動について、猫に関して、出産前後・育仔中等、運動や触れ合いは積極的に行わない時期があります。	特別な事情には、時期が含まれていなければなりません。	御指摘の猫の出産前後等、特別な管理が必要な場合は、「特別な事情がある場合」に該当すると考えられ、合理的な範囲で基準に定めた運動の義務が適用されない場合があり得と考えます。ただし、客観的に特別な事情が判断可能であり、適切な管理下におかれているものに限られます。今後、基準の運用に向けて策定を予定している「基準の解説書(仮称)」等の中で整理していきたいと考えています。

7. その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項

No.	意見の概要	主な意見の理由	意見に対する回答
41	「犬又は猫を飼養又は保管する場合には、…触れ合いを毎日、行うこと。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあつては、この限りでない。」について、「ただし」以下を、「傷病動物の飼養若しくは保管をする場合は、傷病の程度に合わせた触れ合いを行う。」に変更。	傷病動物のネグレクト回避のため。また「一時的」保管でも触れ合いは必要であるため「一時的」要件は記載しない。	御指摘のような傷病個体や一時的な保管であっても、傷病の程度や保管の様態に合わせた触れ合いを行うことを妨げるものではありません。一方で、安静が必要な傷病個体やトリミングのための一時預かり等、預かった個体の健康や安全の保持のため、触れ合いを行わない場合等も想定されるため、ただし書きによる除外規定を定めているものです。
42	「運動スペース分離型飼養等を行う場合にあつては、…1日当たり3時間以上…運動させること。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあつては、この限りでない。」について、「ただし」以下を、「傷病動物の飼養若しくは保管をする場合は、獣医師に相談の上、必要な場合は傷病の程度に合わせた適度な運動をさせること。」に変更。	傷病の程度によっては運動をさせる必要があるため獣医師の判断をおおぐ形にする。また「一時的」の具体的な期間が明記されていないので「一時的」要件は記載しない。もし「一時的」を「一日」と判断されれば一日狭いケージに閉じ込められることになる。	
43	1日3時間以上の運動や触れ合いを毎日行うことについては担保が難しいため、その「方法」について、犬猫健康安全計画への記載を義務付ける。	1日3時間以上の運動及び犬又は猫との触れ合いについては、いずれも犬猫にとって重要な行為であるが、監視カメラ等を設置しない限り、担保することは難しい。これらは事業者の申告によるものとなり、自治体職員等による確認が困難なため、犬猫健康安全計画に記入欄を増やし、各々の「実施方法」を記録として示すことを報告義務とできないか。方法を記録することで実効性を高めるほか、自治体職員等が指導等しやすくするため。	運動スペースの管理状態(常時使用可能な状態となっているか)から、実施状況を確認することを想定しております。御意見は今後の参考にしてまいります。
44	運動や触れ合いをしている映像を求めに応じて提出しなければならぬ旨、追記する。	記録台帳のみで映像記録がなければ、いくらでもごまかしがきいてしまうため。	
45	運動スペースの利用時間をマイクロチップの管理番号を使って台帳に記載し、個体毎に管理する事を義務化すべき。	運動スペースの利用時間をマイクロチップの管理番号を使い個体毎に管理する事で、法令遵守の確実性を担保するため。	運動時間の状況については、運動スペースの管理状態(常時使用可能な状態となっているか)から、実施状況を確認することを想定しておりますが、御意見は今後の参考にしてまいります。
46	「特定成猫については、夜間のうち展示を行わない間に顧客、見学者等が特定成猫の飼養施設内に立ち入ること等により、特定成猫の休息が妨げられることがないようにすること。」を削除して下さい。	なぜ成猫のみ言及するのでしょうか。仔猫、成猫に関わらず休息が妨げられる事があってはならないと考えます。	特定成猫は、生後1年以上であること、午後8時から午後10時までの間に展示される場合には休息できる設備に自由に移動できる状態で展示されていること等を条件に午後10時まで展示を行うことを妨げないものとされており、御指摘の条文はそれに関連する規定のため特定成猫と記載とされているものです。

7. その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項

No.	意見の概要	主な意見の理由	意見に対する回答
47	「譲渡し等によって生存の機会を与える。引取り業者に渡したり殺処分は禁止とする。」に修正。「引取り業者は重大な動物虐待に当たり厳罰にする。」を追記。	動物の命が人間の身勝手で失われることはいかなる場合でも許されない。正しい数値規制を導入することにより繁殖業者が廃業した際にも常識的な頭数で収めていれば受け入れ先も見つけやすくなる。動物を放置し死なせる行為は重大な動物虐待に値するため引取り業者の罰則を強化することが急務。	法第22条の4に基づき、犬猫等販売業者には終生飼養の確保が義務付けられています。
48	「譲渡し等によって生存の機会を与える。」とする(第二種動物取扱業を含む)。譲渡しを行った場合は、譲渡し日、理由、頭数、譲渡し先を、都度環境省へ報告する。	「生存の機会を与えるよう努めること。」とするのではなく、生き物を取り扱う限り、最後まで責任を持って生存できるようにする義務を負わせるべきです。 また、譲渡しの現状を環境省にて把握し、適正な譲渡しができているかを監視してほしい。	
49	「7.その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項」に「貸出し又は展示の用に供しなくなった動物に関する事項」を追加し、従前と同じ環境、条件にて終生飼養することを明記する。また、引退犬猫として譲渡し等を行う場合は、行政、販売業者、保護ボランティア等を通じて、「健康及び安全の確保並びに終生飼養の確保」ができる先へ行うこととする。その際、疾病履歴等を明らかにし、治療の継続ができるようにする。譲渡し先、日付については台帳に記録し5年間保存する。	引退した動物の健康、安全を保護し、安易な殺処分やネグレクトを防止するため。環境省は引退犬猫の里親募集や保護施設を作り省令を後押ししてほしい。	法第10条に基づき、犬猫等販売業者には犬猫等健康安全計画に、販売の用に供することが困難となった犬猫等の取扱いを記載し、登録申請時に提出する義務があります。 譲渡促進の観点から、できる限り早い段階で譲渡されるための効果的な施策を推進する必要があると考えており、御意見の趣旨は今後の運用の参考にしてまいります。
50	「取引に関する法令」という断片的な言い回しでなく、「動物愛護法」と明記して下さい。具体的に保健所に問い合わせるとし、義務付けて下さい。	「取引に関する法令」という断片的であり、数値規制違反など、動物愛護法という大きなくくりで違反をしているか、していないかを調べるべきです。そして、聴取止まりのこの文章では実施しない可能性があります。聴取場所を保健所とした場合、保健所で、聴取したかどうかとも記録をつける必要があると思います。競りも抜き打ち検査をし、記録した業者以外がないかどうかの確認も必要であると考えます。	当該「取引に関する法令」には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律等が含まれるため、そのような記載となっているものです。
51	犬猫、共に、月1回以上、お風呂に入れて、しっかり洗い、トリミングを行い、清潔を保つこと」を追記してください。	当たり前のことを当たり前に行ってください。	個体の状態により、トリミングの必要性は異なると考えられ、特に猫では必要がない場合も想定されることから、一律に定めることは困難と考えます。
52	第二種動物取扱事業者の「飼養又は保管する動物の管理に係る責任者を選任するよう努めること。」について、努力義務でなく、「～責任者を選任すること。」と義務にしてほしい。	動物の飼養に問題等がおきた場合に、その責任者を明確にし、問題解決がはかるため必要だと考える。	第一種動物取扱業者は業開始の際に法律で動物取扱責任者の選任が義務付けられている一方で、第二種動物取扱業者は届出制であり、業開始の際にこのような責任者の選任は義務付けられていません。このため、動物の適正な管理をより実質的に担保するために、管理に係る責任者の設置を環境省令で措置できる範囲で規定したものです。

## 7. その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項

No.	意見の概要	主な意見の理由	意見に対する回答
53	「7. その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項」に「繁殖に供しなくなった動物に関する事項」を追加し、「繁殖に供される動物」と同じ環境、条件にて終生飼養することを明記する。また、引退犬猫として譲渡し等を行う場合は、行政、販売業者、保護ボランティア等を通じて、「健康及び安全の確保並びに終生飼養の確保」ができる先へ行うこととする。その際、疾病履歴等を明らかにし、治療の継続ができるようにする。譲渡し先、日付については台帳に記録し5年間保存する。	引退した動物の健康、安全を保護し、安易な殺処分やネグレクトを防止するため。環境省は引退犬猫の里親募集や保護施設を作り省令を後押ししてほしい。	譲渡促進の観点から、できる限り早い段階で譲渡されるための効果的な施策を推進する必要があると考えており、御意見の趣旨は今後の運用の参考にしてまいります。

8. その他の意見(登録基準に関する意見、経過措置に関する意見を含む)

No.	意見の概要	主な意見の理由	意見に対する回答
1	<p>経過措置は認めない。経過措置については改善の具体的な内容が書かれた「事業計画書兼誓約書」を行政に提出し、期日内に改善の意志のある事業者のみを対象とする。期日内に改善の意志のない事業者は廃業の誓約を取付ける。 ※各項目に記載されていたものを含む。</p>	<p>経過措置とは、激変緩和措置のことを意味している。施行日を後ろ倒しするか、段階的に施行することになる。よって経過措置を認めない。 飼育環境の整備における経過措置については慎重な判断が必要です。そもそも業界が適正な飼養及び管理についての自主規制、自浄努力をすべきであり、これを怠った結果の数値規制施行であるという現状を自戒すべきと考えます。間雲に無期限の猶予期間を与えるなどの措置は単に怠惰を増長させるに過ぎず、措置を与える場合には、明白な改善意思を確認するとともに、具体的な改善計画案および誓約書の提出を求めることを要望します。なお、改善計画案に対しての実施努力、期日までの進捗についての管理を、業者や自治体に一任するのではなく、行政が積極的に介入し指導に当たることを併せてお願い致します。</p> <p>既に長い間検討されてきたことですので、更なる延長は必要はありません。人員を増やす処置も可能なはずで、経過措置の期日を設けない事は繁殖犬、猫達を悪環境に放置し見殺しにするのと等しく数値規制に何の意味ももたらす事ができません。</p> <p>心身を削り、苦しむ繁殖犬猫達を1日でも早く劣悪環境から救う為です。期日内に改善の意志のない事業者は改善自体を考慮しない可能性が高く繁殖犬猫達にとって悪環境が変わらず苦しみを与え続ける恐れがある為。附則事項によって省令施行日を遅らせる事や、条件無しで猶予期間を設ける事は、改善意思が無い事業者も対象となる為、実効性が下がります。厳しい罰則を科さないと業者が実行しないと思います。業務停止命令などの強い文言を加えなければ、悪徳業者を排除する事は出来ないと考えます。劣悪な環境の改善や命の尊重が基本なので1日でも早く措置する事を望む。経過措置をとる事によって、のばされた期間に多数の犬、猫が犠牲になります。数年後に廃業となるなら今、廃業すればいいと思います。</p> <p>委員が「5年後でもいい」と発言したが、犬猫の5年は人間の20年以上。それ程長い期間、劣悪な環境で繁殖させるのは、動物虐待である。</p>	<p>基準の適用に伴う遺棄、殺処分、不適正飼養等を生じさせないよう、事業者が飼育環境の改善を図るとともに、繁殖を引退した犬猫や保護犬猫の譲渡が促進される環境づくりを進めるための期間も考慮し、飼養設備の規模、従業者の員数、繁殖に係る基準については、経過措置を設けることとしています。</p> <p>なお、仮に遺棄、殺処分等が行われるようなことがあれば、速やかに告発を行うなど法違反として厳正な対応を行うとともに、一部の基準の経過措置期間中においても、新たに規定した体表が毛玉で覆われた状態等の動物の不適切な状態を直接禁止する基準その他の基準は適用されることから、それを運用して、適正飼養を担保しつつ、御指摘のような改善の意志がない事業者等の基準との乖離が大きい事業者等については、経過措置期間中に集中的に指導等を行い、新たな基準に適合できない場合は、取消しを視野に厳格な対応を行う必要があると考えています。</p>
2	<p>飼養設備の規模、従業員の員数、繁殖に係る基準の改正について経過措置を設ける際には、現に営業を行っている事業者が過度に不利益を被ることがないように十分な配慮をお願いします。</p>	<p>すべての事業者が改正基準にすぐに対応できるとはいえず、現に営業を行っている事業者にとって過度に厳しい内容となると、事業者の倒産や事業の廃止により犬・猫の遺棄が大量に発生する恐れがあり、これは法の趣旨に悖ることとなります。改正後の基準に適合した環境を整えるためには経済的な出捐が必要となることから、十分な配慮が必要であると考えます。</p>	<p>基準の適用に伴う遺棄、殺処分、不適正飼養等を生じさせないよう、事業者が飼育環境の改善を図るとともに、繁殖を引退した犬猫や保護犬猫の譲渡が促進される環境づくりを進めるための期間も考慮し、飼養設備の規模、従業者の員数、繁殖に係る基準については、経過措置を設けることとしています。</p> <p>従いまして、御意見の趣旨が反映された基準となっています。</p>

8. その他の意見(登録基準に関する意見、経過措置に関する意見を含む)

No.	意見の概要	主な意見の理由	意見に対する回答
3	<p>従業者の員数、飼養施設に関する事項について、            数値基準を2021年6月に適用すると、多数の犬猫が行き場を失い、殺処分が大幅に増加する恐れがある。特に第二種の保護団体には3年程度の移行期間を設け、段階的に適用するべきだ。            第二種に対する数値基準緩和も必要。</p>	<p>悪質な事業者を排除し動物の適正飼養を推進するため、飼養管理に関する数値基準を設けること自体は評価できる。しかし、省令案検討の過程で、ブリーダーや保護団体など動物取扱業の現場の意見が反映されているとはいいいがたい。飼養施設人員等の数値基準について、現場の実情を十分に把握しないまま理想論が先行しており、適用に伴う混乱が強く危惧される。</p> <p>特に、第一種第二種にかかわらず数値基準を2021年6月から完全適用した場合、施設や人員の増強が間に合わず、犬猫の引き取りを減らさざるを得ない保護団体等が続出する。その結果、殺処分数の大幅な増加を招くことになれば、動物愛護管理法の立法趣旨にも反し、本末転倒である。</p> <p>その意味で、数値基準を議論した検討会の座長提言が「長期的により良い飼養管理方法に移行していくことの重要性を踏まえつつ、基準に定める項目によっては十分な準備期間がとれるように配慮すること」などと、移行期間の必要性を指摘しているのは、当を得たものと考え。</p> <p>人員や施設の数値基準を満たすには、飼養スタッフの新規採用や設備投資に一定の時間と財源の確保が必要で、一朝一夕に対応できるものではない。激変緩和のため、少なくとも第二種については3年程度の移行期間を設定し、基準を段階的に適用することが肝要である。移行期間中にどのような対策を講じて数値基準に適合させるかを自治体が点検し、時間をかけて計画的に理想の状態を実現させるべきであり、21年6月の完全適用は拙速のそりを免れない。中央環境審議会動物愛護部会の答申案が「事業者が基準の適用に向けて犬猫の飼養環境の改善を図るとともに、これらの環境づくりを進めるための期間も考慮し、飼養設備の規模、従業者の員数、繁殖に係る基準については、経過措置について検討する」としているのは、特に時間と費用がかかる項目に関し現実的な対応を示したものとして妥当である。</p> <p>また、上記移行期間を設けたとしても、施設の整備や飼養スタッフの新規採用には多大なコストを要する。適切な飼養管理を推進するという政策目標に沿った保護団体等の費用負担に対し、政府として、費用の一部を補助するなどの政策的な後押しを検討願いたい。</p> <p>加えて、第二種の保護団体に対する条件の緩和も考慮するべきだと考える。ペットの繁殖販売を行う営利業者と、保護譲渡に携わる非営利団体は、そもそもの目的が異なる。保護団体の多くは、ペット流通の過程で生み出された殺処分という社会問題を解決するため、経済的利益ではなく公益を追求して活動している。動物愛護管理法の趣旨もふまえれば、両者に同じ基準を適用することには疑問がある。むしろ、第一種のいわゆる繁殖引退犬猫を飼養頭数に含めないとしながら、第二種の保護団体の管理頭数を規定すること自体、大きな矛盾がある。</p> <p>仮に第一種、第二種に同じ基準を適用するとしても、その適合性の判断においては、飼養環境や方法の多様性をふまえた、柔軟かつ総合的な対応が必要と考える。検討会の座長提言も「数値のみに頼ってはいけない」「数値のみにとられると本質的な福祉が損なわれる危険性も考えておかねばならない」と、繰り返し言及している。</p> <p>たとえば、一人あたりの飼育頭数の上限基準は、清掃や給餌等にかかるとされる平均的な作業時間をもとに算出されているが、1頭の世話に要する時間は、施設の構造や飼養管理の方法によって大きく違う。1頭ずつ分離型でケージ管理する場合と、一体型で数頭を一つのスペースで管理する場合では、おのずから作業効率に差が生じ、一人が飼養管理できる頭数は異なる。基本原則として数値基準を設けることは重要だが、機械的にしやくし定規に適用するのではなく、飼養の実態に即した現実的な基準にするとともに柔軟な解釈の余地を残すべきである。</p>	<p>員数規定については、従業員の確保や譲渡に要する期間を考慮して、既存の事業者に限って、頭数の上限を段階的に5頭ずつ減らす経過措置を規定することとしています。</p> <p>また、飼養施設に係る規定については、ケージの更新等に一定の準備期間を要すること等を踏まえ、既存の事業者に限って、所要の経過措置を規定することとしています。</p>

8. その他の意見(登録基準に関する意見、経過措置に関する意見を含む)

No.	意見の概要	主な意見の理由	意見に対する回答
4	<p>「飼養頭数の上限設定」については、善良なブリーダー・ペットショップ等の経営継続に支障が及ばないよう配慮措置をとること。ケージ等の規模の変更に伴う新たな費用については補助をすること。</p> <p>「飼養頭数の上限設定」については、善良なブリーダー・ペットショップ等の経営継続に支障が及ばないよう、事業者の意見を十分に取り入れた配慮措置をとるべきである。具体的には、「善良な事業者への上限値の緩和措置」や「十分な経過措置」である。ケージ等の規模の変更に伴う新たな費用については補助をするべきである。仮に「環境省として直接的な費用補助のアプローチを財務当局に行うのが困難」と言うのであれば、経済産業省・中小企業庁が現在行っている「小規模事業者持続化補助金」の対象に加えるよう、環境省から働きかけるべきである。同補助金は、2014年に制定された小規模企業振興基本法の精神(事業者の持続的発展)を具体化する施策として実施されているもので、販路開拓などに取り込む小規模事業者の一部費用を補助するものである。小規模事業者が同補助金を受けることで経営改善と売上増加をはかっている。今回の省令案の基準を満たそうと努力する中小・小規模のブリーダー・ペットショップの費用を小規模事業者持続化補助金の対象に加えれば、「生産性の向上」という政府の政策目的にかなうことにもなる。</p>	<p>当会が実施した「動物愛護管理法の省令改正 実態・要望アンケート」(全国から75のブリーダー・ペットショップ事業者が回答。2020年9月17日の貴省への要請時に提出済み)には、省令案が示した基準が実施されることで、経営が継続できなくなるといった不安や懸念の声が多数寄せられている。具体的には「従業者1人につき繁殖犬15頭では、売り上げよりも人件費が高く、光熱費、医療費、飼料費、維持費などが賄えない」「ブリーダーをはじめ半世紀となるが、犬好きでルールを守り、頑張ってきた。犬の飼育が1人15頭までとなると営業は成り立たない」——などといった切実な内容である。回答者のうち、計算可能な20事業者について同アンケートをもとに、省令案基準に照らして「負担増となる人件費」を試算すると6割が従業員の増員による人件費の増大もしくは、飼養している犬猫を大幅に手放さなければならなくなることが明らかとなっている。「現状とかけ離れている」「経営が成り立たなくなる」といった声が上がるとも当然である。中には「県の立ち入り検査と指導のもと、ケージ飼いをし、別棟に飼育管理して、毎年の検査をクリアしてきた」というブリーダーが、従業員2人増員または、飼養している犬を35頭も手放さなければならなくなる、といった事例もある。</p> <p>また、ケージ等の規模の変更については、すでにケージが手に入らず「注文しても1年5カ月待ちと言われた」との声も寄せられている。省令遵守を進めるためにも強引な適用を控え、2年程度は指導中心とするなど十分な経過措置が行われるべきである。</p> <p>中小・小規模のブリーダー・ペットショップの多くは、動物愛護の精神に富み、犬猫を適切に飼養し、消費者のニーズに応えることで、地域経済振興と産業発展に貢献している。これまで動物の健康・安全を保持しながら飼養・管理し、事業を営んできた善良な中小・小規模のブリーダー・ペットショップの経営が立ち行かなくなる(経営権の侵害)があってはならない。新たな省令案については、善良なブリーダー・ペットショップの実態と要望を十分に踏まえたものとするべきである。</p> <p>なお、アンケートには「飼養スペースが広いブリーダー環境のところは、人員当たりの飼養可能頭数が増える利点があつてよい」との提案もある。</p>	<p>員数規定については、今回の基準は、動物の適切な飼養のために必要な観点から定められたものであり、当該基準を遵守し、適切に飼養することは事業者としての義務であり、適切な事業者であれば当該基準は遵守できているものと考えます。一方で、事業者が専門家の助言等を得て飼養管理の状況を評価し、改善につなげる方法や、より優良な事業者が消費者に評価される仕組みを事業者が主体的に整備していくこと等が重要と考えています。</p> <p>従業員の確保や譲渡に要する期間を考慮して、既存の事業者に限って、頭数の上限を段階的に5頭ずつ減らす経過措置を規定することとしています。また、飼養施設に係る規定については、ケージの更新等に一定の準備期間を要すること等を踏まえ、既存の事業者に限って、所要の経過措置を規定することとしています。</p> <p>なお、事業者に対する支援措置等については、小規模事業者が活用可能な支援制度等を紹介するなど、必要な対応を図ってまいりたいと思います。</p>

8. その他の意見(登録基準に関する意見、経過措置に関する意見を含む)

No.	意見の概要	主な意見の理由	意見に対する回答
5	「声帯カットの禁止」「断耳・断尾の禁止」	必要性を感じない。必要である明確な理由がない。動物に、不必要に苦痛を与える。犬又は猫の声帯や尻尾を切断したり、焼いたりする業者が多い為、便宜上の理由であったとしても動物の体を傷つける行為は、動物愛護法第44条に反します。	御指摘のような行為については、理由や目的、個体の状態等に応じて必要性が判断されるものであると考えられますが、御指摘のような行為も含め、犬猫の品種の多様性や人の動物への関わり方については、今後、幅広い視点から国民的な議論を進めていく必要があると考えています。
6	第二種動物取扱業者の「努めること」を義務とする。	第二種動物取扱業者においても問題が多く第一種同様の基準は必要である。	法律上、第二種動物取扱業者が届出制となっているため、第一種動物取扱業者と全く同様の規制を課すことは困難ですが、第二種動物取扱業者についても、不適正な事業者については、勧告、命令、罰則適用の対象として適切に対応していくことが必要と考えています。
7	「犬又は猫」を「動物」にする。他の動物にも具体的な基準を設ける。 ※各項目に記載されていたものを含む。	犬・猫に限られるものではなくその他の展示動物、畜産動物にも当てはまる(水族館、動物園含む)。動物全般に当てはめるべきだと思います。動物の愛護及び管理に関する法律は「犬又は猫」だけのものではないため。その他の動物についても飼養管理基準が必要です。生体販売や動物とふれあうカフェでは水辺で暮らす動物が泳げない。飛ぶ動物が脚を繋がれたままている。体を伸ばしたり向きを変えられないケースに入れられる。爬虫類、鳥類(オウム、インコ等)についてもできるだけ速やかに具体的な基準の検討を開始してほしい。 個々の動物に自然な運動が可能なような設備環境(ケージの広さ材質、運動場所時間の保障など)を整えるために、「犬猫以外の動物の基準もつくる」方針を明文化し、策定時期を決める。 犬猫以外の愛護動物について、犬猫の生理生態習性等とは大きく異なることを鑑み、今回の検討会同等の専門家会議を持つなどして、慎重かつ早急に取り組むべきである。	今回の基準は、改正法第21条第3項の規定を踏まえ、犬猫に係る規定を具体化したものであり、犬猫以外の動物については、今後検討を進めることとしています。
8	登録基準について、「確保する見込みがある」から、「確保している」と変更する。	「見込み」では、長期間確保しなくても何もお咎めがないと解釈し、実際その状態が続いてしまうため、まず確保しなければならない。	登録基準は、動物取扱業を始める前に満たすべき基準であるため、見込みも含めて登録の可否が審査されることとなります。事業に当たっては飼養管理基準を満たす必要があるため、御指摘のような長期間確保しない状態は違反となります。
9	基準を遵守する事業者が不当に厳しい競争に置かれる等の不利益を被ることがない公平な取扱いを、また自治体ごとの差異がないよう体制整備をお願いします。	違反する事業者の存在により、遵守する事業者が不当に厳しい競争関係に置かれ、結果として市場から退出することとなれば、悪貨が良貨を駆逐する状況となり、法が目指すところを実現することができなくなると考えます。出産回数、交配可能な年齢及び展示を行わない時間について、地方自治体ごとの差異がある場合にも生じ得ますので、地方ごとの取扱いの差異がないよう体制整備が必要であると考えます。	施策の効果的な取組を推進するための措置として、「基準の解説書(仮称)」の策定に加え、自治体が不適正事業者に対して対応するための相談窓口を設置し、勧告、命令、取消等の行政処分に関するノウハウの蓄積や自治体へのフィードバックを推進するなど、厳格な対応ができる体制を考えていきます。



8. その他の意見(登録基準に関する意見、経過措置に関する意見を含む)

No.	意見の概要	主な意見の理由	意見に対する回答
10	自治体などの機関が予告をせず、抜き打ちで検査を実施することを可能にすると明記する。	犬猫らを不衛生な環境で長時間飼育することで、健康を損ない、何らかの病気になる恐れがある。そのような衛生管理の徹底は、動物飼育の最も基本的な部分であり、その怠慢は飼育全体の怠慢に繋がることから、抜き打ち環境検査の権限を自治体に与えるべきと考える。	
11	事前予告なしの抜き打ち検査を年に数回で実施して下さい。	厳しく抜き打ち検査及びペナルティーを課すことによって、悪質な業者をなくす。	
12	抜き打ち検査を年2回実施	温度・湿度・臭気の適切な管理が出来ていない飼養施設が多く、夏は熱中症、冬は凍死させる事例も多数報告されている。最低年2回夏季と冬季に抜き打ち立入り検査を実施する。 抜き打ち検査で引っかかった業者には行政や自治体だけでは人手がたりなければ愛護団体・ボランティアと組み抜き打ち検査をしてください。	法第24条に基づき、都道府県知事等は立入検査ができることになっており、立入検査に当たって予告が必要なものではありません。 また、立入検査の回数については、各動物取扱業者における飼養又は保管の状況等に応じて判断されるものとなります。
13	1年に[3回/4回]の抜き打ち検査	行政・自治体による抜き打ち検査は年4回行うことにより、適正な飼養へとつながる。飼養管理基準を満たしていない場合は厳重な処罰を設定し、明記する。普段から基準を守って飼養している施設は、いつ検査しても、事前通告しなくても大丈夫なはずで、事前に通告することで、検査日だけ基準に満たすことができずしてしまいます。	
14	チェックリストを作成し、基準を満たしているかの確認をして下さい。	「動物の愛護及び管理に関する法律」第24条において定められている立入検査について、省令で定められた基準に関するチェックリストを基に検査することで、立ち入りを行う職員が何を見てどう判断すれば良いか明確になります。年2回行うことで、1回目の立ち入りから改善された箇所があれば、改善意思のある事業者とそうでない事業者の判別もできると思います。 食品衛生監視員の飲食店への立ち入り検査に倣って行われるべきだと考えます。	立入検査における確認のポイント等については、今後、基準の運用に向けて策定を予定している「基準の解説書(仮称)」等の中で整理していきたいと考えています。
15	行政の検査の結果をランク分けして、消費購入者へも公表する。	我々は生体を購入する際、客観的にどのような基準でそのブリーダーが犬猫を飼養しているのか知る術がない。子どもを産んだ場所がどのような環境、健康状態であるのか知ることは、商品説明の一つ、知る権利でもある。	法律上、ランク分けして公表するような制度はありませんが、法第23条において、都道府県知事等は、勧告に従わなかった者を公表することができるとされています。
16	免許制(ライセンス制) 第二種動物取扱業も「登録制」を導入し、さらに「免許制」にする。	ブリーダーは登録制ではなく、実務経験の他に動物に関する資格の取得を義務づけてほしい。終生飼養を義務づけていますが、ブリーダーの中にはそれを守っていない業者もいます。命に関わる仕事をしているという自負を持っていただきたいのです。 ライセンス制にして罰金を取れば税金にも還元できて、動物愛護もすすむので良いと思います。悪質な業者から罰金を取ってその税金で動物のためのシェルターを作って悪質な業者から動物が避難でき、そこで厳選なる譲渡をすすめて新しい家族を作ってあげたいです。 現状では、自治体に登録するだけで動物の命を扱えてしまいます。 悪徳業者を排除するために、第一種動物取扱業同様「登録制」を導入してください。更に、免許制を導入してください。	基準省令は、適正な飼養管理を行うための基準を定めるものであり、御指摘の点は、この省令改正により対応することは困難である(環境省令への委任の範囲を超えるものである)と考えています。

8. その他の意見(登録基準に関する意見、経過措置に関する意見を含む)

No.	意見の概要	主な意見の理由	意見に対する回答
17	ペット流通に関わる職種(生体販売)に、国家資格制度を設けることが、生体販売が倫理的・道徳的に、正常な職種になり得る方法と思う。	動物を扱う者を不正に設定するなど、頭数を増やす抜け穴ができるのは時間の問題。扱う者に国家資格制度を設置し、動物に愛情がない人間、物として扱う人間、サイコパスなどが、この職種に、関らないようにする。「尊い命を扱う自覚」を持ち、「聖域にあたる特殊な職種」と位置づける。国家資格試験は「知識」の他「愛情の有無を確認する問い」や、「人格を調査する面談」を精神科医などが行う。安易な考えで始められる職種。業界側の思うようにくり広げられたシステムを根本から変える為には、関わる人間のモラルの意識を変えるべきだと思った。 簡単にできる職種にしてはいけないと思うので人間を扱う資格(介護・保育・看護)のように国家資格(生体・命を扱う為)にするべき。	16の回答と同じ。
18	自治体を支える相談窓口とは、専用の担当者が設置されるのか。	すべての判断を自治体にゆだねるのではなく、全国の自治体で統一すべき基本的な内容は、一貫性ある判断に基づき、明確な方向性を示すべき。各自治体にゆだねる部分と、法令に基づき一律のルールとすべき部分は明確にしないと、自治体ごとに全く異なる判断がなされてしまう。処分の判断は統一のルールに基づくべきである。	自治体が不適正事業者に対して厳格に対応するための相談窓口を設置し、勧告、命令、取消等の行政処分に関するノウハウの蓄積や自治体へのフィードバックを推進するなど、厳格な対応ができる体制を考えているところ、実際の運用方法については、今後検討を進めていきます。
19	自治体を支える相談窓口に加え、環境省において不利益処分基準のガイドラインも示すべきである。	全国自治体において、必要な場合に効果的な不利益処分が行われることを期待するのであれば、不利益処分の基準設定にあたり参考となるガイドラインの提示が必須である。 ガイドラインでは違反条項毎に何日間の改善期間を要すると見込むのか(○日～●日というように改善命令や営業停止処分を行う際の基準となる日数)を示していただきたい。 不利益処分の実施にあたり各自治体では、行政手続法第12条により不利益処分基準を設定しなければならない。 全国一律で、不利益処分を行うことを期待するのであれば、自治体が、基準を設定する際の参考となるものが示される必要があるため。	行政手続法第12条は、処分権限を持つ行政庁が処分基準を定めることを努力義務として規定しています。 今後策定予定の「基準の解説書(仮称)」は、今般具体化された遵守基準を適切に運用していただくために策定するものであるため、各自治体において処分基準を定める際の参考になるものと考えています。
20	「基準の解説書」を作成される際は、レスキュー活動等に携わったことがある現場経験者を委員(アドバイザー)として採用してください。	実際に事業者の現場を何度も見たことのある人の方が、より動物に寄り添った解説書を作成出来るため。悪徳ブリーダー崩壊現場のお手伝いに参加した友人がいます。とにかく悲惨だと。あれは実際に行って、自分の目で見ないと、どれだけひどい扱いをしていたかがわからないと言っていました。現場に行ったことがない学者や弁護士などえらい方々の意見を聞いても、実効性に乏しい内容になってしまうと思います。	「基準の解説書(仮称)」は、基準の考え方や基準を満たす状態をわかりやすく示し、併せてよりよい飼養管理の考え方を示すものとして、今後広く情報収集を行い、検討を進めてまいります。
21	環境省指定の獣医師が出生届、死亡届を作成することを義務づけるべき。	遺棄の防止。 年齢や引退の有無を明確にすべき。	環境省が獣医師を指定(認定)するような制度はないところですが、御意見の趣旨は今後の参考とさせていただきます。
22	法律第21条第3項「犬猫等販売業者に係る第一項の基準は、できる限り具体的なものでなければならない。」とあるが、省令で販売業以外にも基準の順守を課すことができるのか。	具体的な基準とすることで事業者に不利益が生じるが、法律で定めた範囲を超えて省令で縛ることはできないと考える。省令を基に指導、処分を行う際に、自治体の職員が論理的かつ事業者に対して明確な説明を行うことができないため。	法第21条第3項には、犬猫等販売業者と記載がありますが、同条第2項の第1号から第7号の規定の全体は、動物取扱業に対する規定であり、犬猫等販売業者に限られるものではありません。

8. その他の意見(登録基準に関する意見、経過措置に関する意見を含む)

No.	意見の概要	主な意見の理由	意見に対する回答
23	<p>「環境省、関係行政機関、第一種動物取扱業者・第二種動物取扱業者等の連携を図り、基準の適用に伴う遺棄、殺処分、不適正飼養等を生じさせないよう、繁殖を引退した犬猫や保護犬猫の譲渡が促進される環境づくりを進める」という部分に関して、内容が抽象的。具体的なイメージがあれば明示してほしい。</p> <p>また、関係行政機関が連携先に含まれているが、行政が取扱業者から動物を引き取ると言うことか。連携による環境づくりを進めることで、今後の自治体業務にどの程度影響が及ぶのか、早い段階で示すべき。</p>	<p>殺処分数を0にするために「入り」と「出」を制御しているが、行政が引き取ることになれば、「入り」が増えてしまうことになり、認めがたい。</p>	<p>御指摘の点も踏まえ、今後多面的、多角的な観点から、譲渡の促進方策について、様々な関係機関と具体化に向けて検討してまいります。</p>
24	<p>競りあわせん業者を廃止すべき。</p>	<p>本当に動物を飼いたい人は、ペット店からではなく直接繁殖業者から迎えるべきである。そうすることで、ブリーダーも過剰な繁殖をしなくなる。犬・猫の命を物として扱うことは、動物愛護福祉に反している。</p>	<p>基準省令は、適正な飼養管理を行うための基準を定めるものであり、御指摘の点は、この省令改正により対応することは困難である(環境省令への委任の範囲を超えるものである)と考えています。</p>
25	<p>ペットショップを廃止すべき。</p>	<p>そもそも命をお金でやりとりするのは間違っています。売れ残った子はどうなるのですか?みんなひどいことされています。繁殖犬猫がいるかぎり、野犬、のら猫は減りません。れつあくな環境で、ひん死の状態になるまで子供を産みつけ、使い物にならなくなった山にすてられる。私の近くにそういう犬を飼っている方もいます。</p>	<p>基準省令は、適正な飼養管理を行うための基準を定めるものであり、御指摘の点は、この省令改正により対応することは困難である(環境省令への委任の範囲を超えるものである)と考えています。</p>
26	<p>飼養または保管している犬猫すべて、事業者登録同様、自治体に届け出をして飼養又は保管している犬猫の個体を管理する。</p>	<p>人の戸籍のようなもので、ペットショップや保護団体に移動移管しても個体の移動履歴が残るよう1頭にひとつの管理番号で管理する。</p>	<p>改正動物愛護管理法のうち、令和4年6月1日から施行となる犬及び猫へのマイクロチップの装着等の義務化により、犬猫等販売業者や飼い主は、自らが所有することとなった犬及び猫のマイクロチップ情報を国に登録しなくてはならないこととなるため、ブリーダー、ペットショップ、飼い主へと所有者が移っていても1頭に一つの個体識別番号で管理されることとなります。</p>
27	<p>台帳を永年保管するようにしてください。</p>	<p>保管する期間が5年間では短すぎであり、期間が過ぎた後に、販売業者、貸出業者及び展示業者に疑わしい事例があった場合証拠とすることができません。永年保管することでそのような事態を防ぐべきです。</p>	<p>台帳の保存は、個体とその事業所にいるかどうかに関わらず(例えば、販売・死亡等によって当該個体が事業所からなくなった場合も)、保存が義務付けられるものであるため、5年間としています。</p>
28	<p>以下について規制を強化すべき。 1飼養に関する事項 2従業者の員数に関する事項 6動物の繁殖の方法に関する事項</p>	<p>繁殖を引退した犬猫や保護犬猫の譲渡が促進される環境づくりには受入れ先に見合った繁殖数および飼育保管数を逆算的に考えることが望ましく、規制による業者の遺棄、放棄への対策についても検討が必要。</p>	<p>譲渡促進の観点から、効果的な施策を推進する必要があると考えており、御意見の趣旨は今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
29	<p>引退後は保護犬として譲渡することを促してください。</p>	<p>環境省、各自治体、環境省指定の獣医師、動物愛護団体、個人ボランティア等が情報を共有し連携を強化して繁殖引退犬猫の譲渡を進めること。</p>	<p>28の回答と同じ。</p>

8. その他の意見(登録基準に関する意見、経過措置に関する意見を含む)

No.	意見の概要	主な意見の理由	意見に対する回答
30	<p>数値規制施行後は保護団体に丸投げするのではなく、例えば行政がその受け皿となるシェルターを確保し、獣医師、トリマーなどのボランティアを募り、ペットメーカー、動物医薬品メーカーなどの協力も得て、犬猫に関わる多くの人たちと連携し、営利目的ではなく動物の命を守ることを真剣に考えていただきたい。</p>	<p>私がボランティアで参加している保護団体は、主にブリーダーから犬猫を保護し譲渡を行っています。来年の数値規制施行されることを見据えてブリーダーからの保護依頼は徐々に増えてきています。今後、廃業するブリーダーも増えると保護しなければならない繁殖犬猫たちが、行き場を失って溢れ出る可能性は大いにあります。 今回の改正で具体的な数値規制が設けられることは良いことですが、行政はその先にも具体的な対策を講じなければ、結局は、殺処分される犬猫が増えることになるのではないのでしょうか。 今後溢れ出してくる繁殖犬猫たちを見据えた、具体的で計画的な対策は必須事項であると考えます。</p>	<p>28の回答と同じ。</p>
31	<p>第二種動物取扱業者、主に保護施設に関しては規制緩和や経過措置の検討をする。</p>	<p>数値規制によって行き場を失った繁殖動物があふれる可能性があり、一時的にでも助ける為に行政や自治体の偵察、監視の元で猶予を与える必要がある。一方で保護施設での多頭飼育崩壊を防ぐ為に行政でのティアハイム等の拡充の為予算を回して頂きたい。</p>	<p>既存の事業者に限って、所要の経過措置を規定することとしています。 犬猫の適正飼養を推進しつつ、殺処分の減少を図っていくことは重要であり、引取り数の減少や適正な譲渡の促進に向けた環境整備を進めてまいります。</p>
32	<p>国民的な議論の推進 について、「特有の疾患のリスクがある犬種が存在する」を「特有の疾患のリスクがある犬種や猫種が存在する」と、猫種についても触れるべき。</p>	<p>飼育される頭数に対する純血種の割合は、ペットフード協会「令和元年 全国犬猫飼育実態調査」で18.8パーセントであり、猫は犬よりも少ないです。しかし、品種ごとの好発性疾患が明らかになってきており、猫種においても議論されるべきであると考えます。猫では、特徴的な外見であり人気のスコティッシュフォールドばかりが取り上げられやすい傾向にありますが、目立たなくとも内臓にダメージを負う品種好発性疾患もあります。 肥大型心筋症(メインクーン、ラグドール)、多発性嚢胞腎(ペルシャ、スコティッシュフォールド)、ピルピン酸キナーゼ欠損症(アビシニアン、ソマリ、シンガプーラ)、漏斗胸(ベンガル)</p>	<p>御指摘を踏まえ、修正します。</p>

動物取扱業等に関して幅広く寄せられた意見の一例(今後の施策等の参考とさせていただきます。)

No.	意見の概要	主な意見の理由
1	「動物の逸走を防止するため、飼養施設の管理に必要な措置を講じ、必要に応じて施設設備を備えること。」について、逸走防止のために、動物福祉が損なわれないようにという旨を追加する。	逸走防止をして動物福祉が損なわれるような施設であれば、特定の動物の飼養や所持を諦める、という選択肢しかないことを業者に理解させるため。
2	不妊去勢は事実上の断種です。動物が生まれ持った自然の姿のまま生きる権利を、根本から脅かす行為は禁止するべきです。自然な姿であることを許さない、人間からの一方的なそれらの手術は、本当に動物愛護と言えるでしょうか。手術をしなくても、繁殖期に雄と雌を隔離して繁殖を防ぐ、という方法があります。	不妊去勢手術によって、犬のガンの発症率は雄も雌も大きく高まりますし、猫は警戒感や危機対応能力などが大きく低下してしまいます。健康のためにも、動物が動物であるためにも、不妊去勢手術は行うべきではありません。
3	捕獲しての販売は禁止すべき。	感染症等を拡める懸念から。
4	繁殖を行った者の氏名等に「捕獲した者の氏名、又は名称及び所在地」を追加する。	違法な捕獲、取引を防止するため。捕獲された動物も販売されているため。
5	アロマ、抗菌ペットシート、防ダニやノミ取りの加工がされた首輪、殺虫剤、柔軟剤など、動物にとって有害であるものは動物の健康のために使わないように説明するように促すべきです。	近年、猫のFIPなど発症が極めて稀だった病気の発症率が高まっており、それは身の回りに増えすぎた様々な化学物質が原因だからです。
6	「十分に耐性が備わった動物を販売又は貸出しに供すること」を「備わっていない動物を販売、展示、貸出しに供してはならない」として、「十分に耐性が備わっていない」状態を明記する。	「十分に耐性が備わった」動物、あるいは状態に基準がなく、業者の自主判断であり、法律として意味がない。判断後も、動物の状態、行動によっては、販売、展示、貸出しを中止し、動物を休ませること。
7	「動物の種類、数、発育状況、健康状態及び飼養環境に応じ、餌の種類を選択し、適切な量、回数等により給餌及び給水を行うこと。」について、行政によるチェック機能を義務付ける旨を追加する。	店内展示で放し飼いでいる動物に関して、糞尿の量を調節するため、水を制限して決まった時間に決まった量しか飲ませない業者がいるため。ミニブタが大きく成長しないように、餌を少量しか与えない展示業者がいたため。表向きは下痢気味だからなど嘘をつくため。ミニブタは痩せ細り、飢えていた。
8	展示業者による「動物に演芸をさせる」「演芸が過酷なものとならないようにする」を削除し、訓練業者に向けた項目のみとする。	動物に演芸させる、娯楽の道具としての利用は、諸外国では認められなくなってきつつあり、いつまでも昔の風習を継続させるつもりであるような文言は削除すべき。現代の動物愛護を推進すべき立場であるから。
9	本来は、動物に演芸や訓練をさせることは、過酷かどうかに関わらず虐待です。展示業や訓練業も無くさなければならぬことだと思います。	人間の都合で動物を利用することは、動物の自然に沿って生きる権利を脅かす行為だからです。
10	展示、撮影目的で鎮痛剤、麻酔などを使用しない事 苦痛やストレスを引き起こす可能性のある展示をしない事 苦痛やストレスを引き起こす可能性のある演技、芸をさせない事	動物福祉は守られるべきです。
11	「動物本来の生態及び習性に関して一般人に誤解を与える恐れのある形態による撮影が行われないようにすること」は、文言としてはこのままで良いが、何らかの形で主要メディアに周知、通達を行うこと。	CM利用や娯楽番組、演芸などでは、動物の間違った理解認識を視聴者に植え付ける撮影、動物に対して倫理的に許されない行為などが、面白ければ放送するという基準で、野放し状態となっている現状があるから。
12	異種又は複数の動物の飼養又は保管をする場合に、「社会性を発揮できること」を追加する。	展示動物の基準にもあるが、違反が多いため、盛り込むべき。
13	「保管業者及び訓練業者にあつては、…顧客の動物を個々に収容すること。競りあつせん業者が、競りの実施に当たって、当該競りに付される動物を一時的に保管する場合にも、同様の措置を講ずるよう努めるものとする。」について、努力義務ではなく、義務にしてほしい。	動物個々を感染症や闘争から守るため。保管、訓練業者には義務で、競りあつせん業者は努力義務という区別の合理性はない。
14	「1日1回以上巡回を行い、動物の数及び状態を確認するとともに、その実施状況について記録した台帳を調製し、これを5年間保管すること。」を「動物の数及び状態を確認し、かつ、ストレス行動の確認と認知をして」と変える。	個人展示業者で、動物のストレス行動について認めない者がいるため、管理項目で義務化することにより、動物のストレス行動を認知していないことが明確になり、行政からの指導につながるということが可能になる。

動物取扱業等に関して幅広く寄せられた意見の一例(今後の施策等の参考とさせていただきます。)

No.	意見の概要	主な意見の理由
15	巡回の動物の状態の確認の際、ストレス行動の確認と記録、改善の取り組みを追加すること。	飼育者は動物のストレス行動を認知し、改善を図ることを常に行い続けなければならない。アニマルベースメジャーの観点を取り入れるべきである。譲渡・死亡等の後、5年間保存とする。記録は業者がその動物に関わっている間はずっと保存し、譲渡等する際には相手へ情報提供を行うことを義務化。死亡した動物は、毎月、その種類、数、原因、個体の名前、管理番号を行政へ報告する。行政は、さらに詳しい報告等を求めることができる。業者はカルテを開示、報告、提出しなければならない 飼育が終了して譲渡等の際に、今までの状態(環境、経歴、病気、ケガ、ストレス、医療、処置等)の情報提供を行い、今後の適切な世話、環境へとつなげる。飼育者は動物のストレス行動にも注意を向け、その改善を図らなければならない(義務。飼育している動物のストレス行動を放置することは動物虐待に等しい)。
16	「動物の逸走時に備え」る措置を講じるのではなく、屋外での特定動物の娯楽利用を制限する旨と変える。	例え慣れていたとしても幼齢であったとしても、特定動物を屋外で撮影やイベントのために、初めての土地などでの営業行為利用は、動物も人間も危険に晒す原因になる。正当な理由のない安易な娯楽理由の屋外利用は規制すべき。
17	「必要に応じた馴化措置」の「必要性」は「何のため」の必要性なのか、動物のためか、業者のためか、「必要性」について定義する。	野生由来のペットや展示動物など、本来不必要な類を類別、排除できる基準の策定が必要。不正入手を阻むことにつながり、また、本来の動物愛護の啓発にもなる。野生由来の動物利用は動物愛護に反するから。
18	「販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、顧客等が動物に接触する場合には、動物に過度なストレスがかかり、顧客等が危害を受け、又は動物若しくは顧客等が人と動物の共通感染症にかかることのないよう、顧客等に対して動物への接触方法について指導するとともに、動物に適度な休息を与えること。」について、「貸出業者及び展示業者」を削除する。	顧客が動物の体に触れるのは、販売購入を検討している時のみとし、貸出や展示業者によるイベント等の動物への接触は禁止すべき。ふれあい動物園では動物の体を適切に扱っていない事例が散見されているため。
19	正当な理由なく顧客等に動物に触れさせないことを追加。顧客と一対一の対応ができる従業員数を確保する。常時飲水、休息など福祉を確保する。	人獣共通感染症予防、厚生労働省の「ふれあい動物施設等における衛生管理に関するガイドライン」との整合性とする。 動物の不適切な取り扱い、暴力、乱雑な扱い、福祉のない状況が多発している。
20	「疾病の回復の見込みがない場合等やむを得ず動物を殺処分しなければならない場合は、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によること。」を削除してください。	如何なる理由であっても、動物を殺処分してはいけません。理由動物はどんなに苦しい病に侵され、どんなに激しい苦痛の中に置かれ続けている時でも、生きることへの挑戦を自ら止めようとは絶対にしないからです。動物の同意があるわけでもないのに、人間側が勝手に動物を殺処分したり、安楽死させたりすることがあってはなりません。
21	「疾病の回復の見込みがない場合等やむを得ず動物を殺処分しなければならない場合は、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によること。」を「環境省指定の獣医師により疾病の回復の見込みがなく死に相当する苦痛が続くと判断された場合、やむを得ず動物の命を奪わなければならない場合は、該当獣医師による安楽死によること。」に変更(第二種動物取扱業を含む)。殺処分の報告義務を設ける。	動物の命を奪う理由はこれしかないと思います。疾病の回復の見込みがない場合等のように等をつける必要はありません。できる限りその動物に苦痛を与えない方法で殺すとは安楽死の事だと思えます。ストレス、苦痛を与えない殺し方というものが研究されているようです。このような知識がなく、倫理観もないといった人が動物を殺すとその動物が受ける苦しみ、ストレス、苦痛は大きくなると思います。なので、倫理観のしっかりした獣医師を指定し、環境省指定の獣医師として判断するような形にして頂きたいです。 現案では手に負えなくなったり不要になった動物を手段を問わず殺処分する可能性があるので、本当に回復の見込みがないのか、やむを得ない殺処分なのか、苦痛を与えない方法なのかは全て獣医師の判断と獣医師による処置で行う事を追記し義務化することを要望します。 やむを得ず殺処分した場合は、獣医師によるその旨の診断書と殺処分したことを証明する書類を添付の上、殺処分日、理由、頭数、方法を都度環境省へ報告する。
22	獣医師による安楽死など、殺処分の方法を明記して下さい。またそうなる前に対策と治療を徹底することも明記して下さい。	殺処分方法の明記がないと、業者によって方法に差異が生じます。動物愛護法にふさわしい安楽死の方法(麻酔後の薬による安楽死などで恐怖や痛みを感じさせないようにして下さい)。
23	販売業者が表示する「生産地」を「生産者」と正すこと。繁殖者名を生産名とともに表示するのが正しい。	「生産地」とは繁殖者名等を指すとのことだったが、誤りが横行しているので。

動物取扱業等に関して幅広く寄せられた意見の一例(今後の施策等の参考とさせていただきます。)

No.	意見の概要	主な意見の理由
24	販売業者が表示する「所有者」が、繁殖や販売等の組織の人間であれば、その組織名、会社名、等も表記する。	任意表示になっているから。
25	販売業者の第一種動物取扱業者への販売時の説明に準じ、展示業者にも当該動物の特性及び状態に関する情報の表示を義務付ける。	展示業者に対する表示義務が存在していないため。販売されている動物でなければ、表示義務がないため。不正入手を防ぐために、入手先も表示すべき。
26	夜行性の動物は、その生態に合わせた環境作りを義務付ける。	-
27	犬などの動物を使った募金を廃止して下さい。	犬と一緒に熱中症になりそうな日にも何時間も募金を募る保護団体と名乗る方々がいます。募金を募るのみの所もあるようです。虐待だと思いますので禁止してください
28	日本犬も他の犬種同様に8週齢未満で母犬から引き離すことを禁じる。	日本犬のみ除外され、同じ法案でないことはおかしいです。健康や安全、子犬の精神面を考え、8週齢未満で母犬から引き離すことを禁じて下さい。
29	パブリック・コメントではなく、パブリック・アンケートに変更して欲しい。	とにかく、文章をわかりやすくして、多くの国民の善意の意見を法律に反映して欲しいです。アンケートの他に、特に意見を訴えたい方がコメントと理由を書けば良いと思います。文章が難しくわかりにくいだけでなく表現も曖昧で、解釈次第で意味が変わってしまう恐れがあります。誰が読んでも同じ解釈になるようにしてください。
30	動物取扱業に「定年制」を設けてください。	高齢殖業者の多頭飼育崩壊のニュースが多いと感じます。体力がないととともに動物のお世話は出来ません。一般社会同様、定年制を設けるべきと感じます。
31	ペットショップ等で職員から、お客様に声を掛けるのを禁止。「動物を抱っこしてみますか？」と勧めるのは禁止事項に追加すること。	見るだけの目的で店に入っただけなのに、「動物を抱っこしてみますか？」と勧めて、買う気のない客に無責任に買わせるのはおかしい。利益追求型は辞めて欲しい。
32	ブリーダーは購入者に対し、購入前に子犬子猫が産まれた場所で母犬母猫を見せることを義務づけて下さい。	イングランドは今年4月から「ルーシー法」を施行しています。ブリーダーが子犬猫の母犬猫を購入者に見せることは、悪徳動物取扱業者の動物虐待行為を減らせる取り組みだと思います。是非日本でも取り入れて下さい。
33	動物の繁殖は需要が確保されてから行うこと。	「売れ残り動物の取扱い等」に基づくと、犬猫の仕入れ及び自家繁殖数計126,849匹／年に対し、4.4%の5,600匹が売れ残ったとされています。1回の出産で3～5匹の犬猫が生まれることを考えれば、余剰となる犬猫が増加し飼育崩壊や売れずに行き場を失った犬猫の殺処分等、悲惨な負の連鎖を生み出します。繁殖業者が需要に見合った数の犬猫を繁殖させることができるよう、新たに子犬猫の購入を希望する者はその出生を待ち、ペットショップ等での店頭購入ではなく「予約購入」とすることが望ましいと考えます。
34	繁殖に使っていない犬猫については「譲渡」と安易に考えられている風潮に多大な懸念がある。今まで人や他の動物との適切な社会化もなく、閉じ込め型の飼養しかされていなかった動物、特に犬は、一般家庭への譲渡に不適な場合が多い。そのため、本法施行直後に生じる「行き場のない犬猫」の処遇について、譲渡以外の方法等も検討しなければならない。	-
35	LINEやYouTube、ZOOM、アルフレッドカメラなど使って、毎日10分程度でよいので施設内の様子や飼養内、そして犬猫全頭を点呼する様な形で撮り、一般が簡単に見ることが出来るようにする。又は全頭の名簿をメールで提出後、毎週1回程度、施設内の飼養状態のまま全頭を携帯などで映し、環境省または市の役所にメールで送る。これを追加してください。	不衛生な環境や不適切な飼養、または遺棄、殺処分などを防ぐことが出来ます。無料のアプリならコストもかからず携帯で撮れるので手間もお金もかかりません。
36	常に清潔かどうかチェック体制が必要。ブリーダーを全て免許制にし、飼育環境にネットカメラの設置等を義務化。同時にブリーダー監視のボランティアを募り常にチェックする。	今まで通りブリーダー任せだと本当に清潔を保てるか疑わしい為。
37	死体に関する記述が曖昧なので、規定を作るべき。死体は、3日以内に火葬すること。	動物の虐待防止やネグレクトを否定するために、死後は管轄保健所の獣医師によって死亡確認が行われ、廃棄処分は死後硬直を待って行うべきである。さらに、現状では動物の死体を一般廃棄物もしくは産業廃棄物として処理することが許されているが、公衆衛生上、人道的に問題がある。また、犬猫の死体を河川や山林に投棄される事件が発生していることから、自治体の専用焼却炉もしくは民間の火葬場で焼却すること義務付け、省令で定めるべき。
38	「人獣共通感染症を招く恐れが高い」ので、「犬猫以外の動物」のケージ飼養も廃止の方向で検討する。動物と人間との接触が増えるままにしていると、将来的に、人間にもパンデミックのリスクを及ぼすことになると、国連及び専門家が指摘しているため。	新型コロナウイルスによる感染症COVID-19のように動物からヒトへうつる「人獣共通感染症」が増加傾向にあり、野生生物の保護と環境保全のための対策を講じなければ、今後も増え続けることになると、国連の専門家らが警告しているから。

動物取扱業等に関して幅広く寄せられた意見の一例(今後の施策等の参考とさせていただきます。)

No.	意見の概要	主な意見の理由
39	一年以上継続して業者のもとで飼養することをやめさせるべきである。	一年以上継続して、業者の元に置くこと自体に反対である。家庭で飼育する動物と業者が飼育する場合で、飼育方法に著しい差異がある現状において、一年以上の長きにわたり継続して犬猫を不自由な状況で拘束的に飼養するのは、生命倫理的に妥当でないので廃止すべき。
40	この法改正の動きによりブリーダーは「悪」というイメージがさらに強くなっていると思います。本来ブリーダーとはその種の保存、血を繋いでいくことです。ブリーダーは生ませて売ることが目的ではありません。その種を愛し日々犬種(猫種)を保存、質向上のため寝る間も惜しんで力を注いでいる者にまで抗がん剤のように押さえつけるのは間違っていると思います。愛護団体は純血種の絶滅を望んでいるのでしょうか？ブリーダーは悪とお考えなのでしょうか？この改正で繁殖屋とブリーダーとの線引きをはっきりしてください。	繁殖屋は売れる種をたくさん持っています。頭数制限ではなく種の数を知制してください。多くても3種のみブリーダーとしその種のことは全て答えられる専門職にしてください。ミックスの販売を制限してください。どんな性質の子かわからない。デザインドッグなどと売らためだけに繁殖をする。これこそブリーダーとは言えません。事故で交配になる場合もありますので生まれることはあると思います。ミックスの金銭授受を禁止してください。
41	繁殖をするものは、獣医師資格を持つ者のみとする。	繁殖にあたって、帝王切開になる場合があります。生まれて間もない仔犬や仔猫は体調も不安定で、すぐに急変することもあります。獣医師であれば、安全な出産に向けての健康管理や何かあったときにもすぐに対応することができます。ふだんからの健康診断も常にできます。命を取り扱うという業種ですので、獣医師の資格をもっているべきと考えます。
42	アニマルポリスの導入	現在、日本全国で動物虐待が起こっています。また数値規制を作っても正す人が居なければ意味がありません。年4回程の抜き打ちチェックと厳しい罰則をお願いしたいです。また虐待している業者は二度と動物業界で働けないようにして頂きたいです。同じ事の繰り返しになります。動物愛護センターの職員がする案も出ているかもしれませんが、私の地元の徳島県では愛護センターの職員が犬を虐待していたり、保護団体が引き出し予定の子を懐かないからと殺処分したり、問題が何度も起こっています。そんな人達が動物を救うために真剣に動いてくれるとは思えません。環境省からしっかりと人材を確保して頂きたいです。
43	シェルターの確保。数値規制が施行されると、沢山の繁殖業者が犬猫を手放す事になります。保護団体だけでは無理です。また愛護センターに行く事になると大多数は殺処分になります。救うための数値規制なのに、殺したのでは意味がないとおもいます。殺処分ではなく、犬猫が家族を見つけられるように大型シェルターを各都道府県に作っていただきたいです。同時に殺処分について、改善案を考えて頂きたいです。	動物保護団体に対しては現在の所、公的な援助はなく、財政も厳しく、本業で収入を得ながら保護・譲渡活動に従事したり、私財を投じる他方法はないようです。殺処分が減ってきている背景には、このような保護団体の地道な保護・譲渡活動があります。したがって、各県に、官と民が協力した公設民営のシェルターの設置を提案します。ブリズンドッグや麻薬探知犬、セラピー犬など一緒に生きていく道は沢山あります。国が動いて下されば、何万もの命が救われます。この絶好の機会に殺処分ゼロについてもいい案が生まれる事を期待しております。
44	ペットショップ、仔犬仔猫オークションで働く獣医師です。展示販売されている仔犬、仔猫が病気により死亡する例が後を絶たしません。原因はあまりにも早く親から引き離す為、生命維持に必要な体力が無く伝染病に罹患しやすく、栄養素を吸収できないと考えます。ショップは慢性的な人員不足から飼育環境の保全が行われていない場合が多々みうけられます。オークションでは明らかに週例不足と思える個体が出展されていますし、これを点検する仕組みもなく獣医師として指摘しても様々な理由で聞き入れないのが実情です。この度の改正案には賛成です。特に管理頭数に数値を示すことは是非必要と考えます。その他、商業取引は動物個体が健康維持に必要な体力を得て、伝染病への免疫獲得に必要な生後12~16週例以降とすべきと考えます。合わせて獣医師の権限強化に結び付く制度、販売許可、オークション参加許可などを示して頂ければ不幸、悲惨な事案の減少に寄与しやすくなります。その他、可愛いからといって安易に仔犬仔猫を飼わないといった国民への啓蒙もご検討下さい。	